

那覇市公報

第 1 8 7 8 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 令和7年（2025年）2月那覇市議会定例会の招集について（総務課）…………… 1489
- 土壌汚染対策法に基づく汚染されている区域の指定について（環境保全課）
…………… 1490
- 入札占用計画の認定について（道路管理課）…………… 1492
- 入札占用計画の認定について（道路管理課）…………… 1493
- 建築基準法第42条第2項の規定による道路の指定の取消しについて（建築指導課）…………… 1494
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）…………… 1495
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について（保護管理課）…………… 1496
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について（保護管理課）…………… 1497
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について（保護管理課）…………… 1499

◇ 上下水道局告示 ◇

- 那覇市排水設備指定工事店の取消しについて…………… 1500
- 那覇市排水設備指定工事店の取消しについて…………… 1500
- 那覇市排水設備指定工事店の取消しについて…………… 1501

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について……………	1501
-----------------------------	------

◇監査委員公表◇

○令和6年度前期定期監査の結果に伴う措置状況について（公表）……………	1502
○包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（公表）……………	1523

告 示

那覇市告示第 467 号

令和 7 年 1 月 27 日

掲 示 済

令和 7 年（2025 年）2 月那覇市議会定例会の招集について

令和 7 年（2025 年）2 月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 知念 覚

- | | |
|-------------|--------------------|
| 1 招 集 の 日 | 令和 7 年 2 月 10 日（月） |
| 2 招 集 の 場 所 | 那覇市議会議場 |

那覇市告示第 473 号
令和 7 年 1 月 30 日
掲 示 済

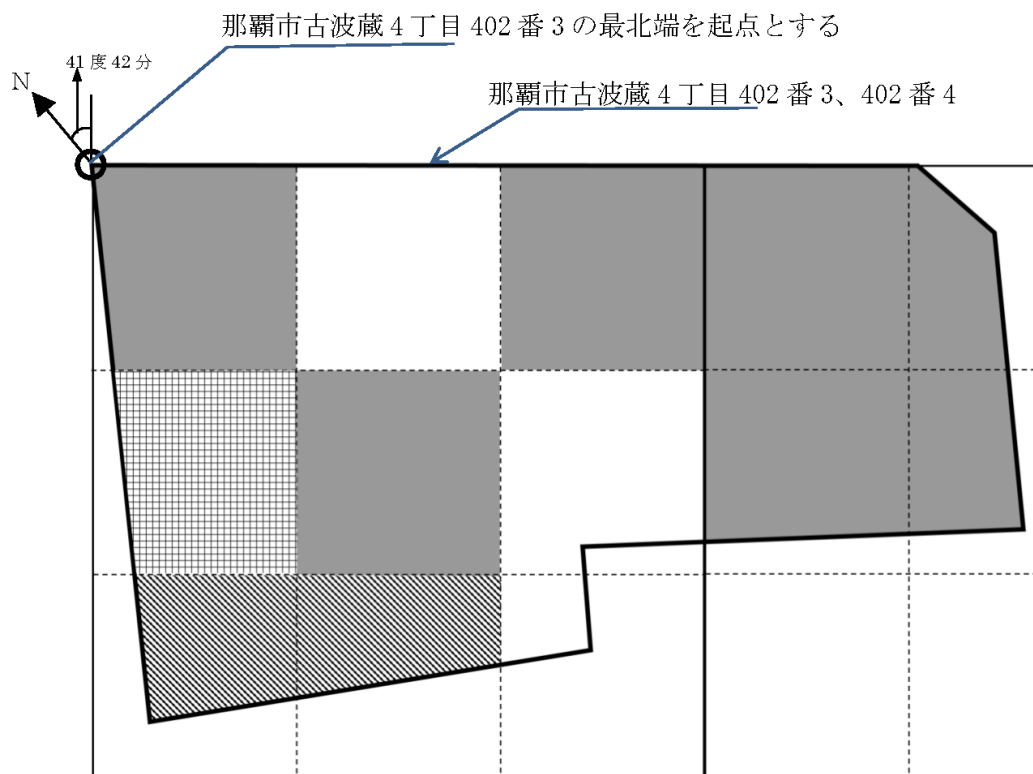
土壤汚染対策法に基づく汚染されている区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項及び3項の規定により、次のとおり告示する。

那覇市長 知念 覚

- 1 形質変更時要届出区域 別図のとおり（那覇市古波蔵4丁目402番3、402番4）
- 2 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 セレン及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

別図



【凡例】

- : 起点
- (dashed border) : 10m単位区画
- (solid border) : 30m単位区画
- (thick solid border) : 調査対象地
- (cross-hatch) : 形質変更時要届出区域(基準超過：ふっ素及びその化合物)
- (solid gray) : 形質変更時要届出区域(基準超過：セレン及びその化合物、砒素及びその化合物)
- (diagonal hatch) : 形質変更時要届出区域(基準超過：セレン及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物)

那覇市告示第 478 号
令和 7 年 2 月 3 日
掲 示 済

入札占用計画の認定について

令和7年11月5日付けで公示した【那覇市道泉崎7号入札占用指針】について、
占用入札を実施した結果、下記のとおり入札占用計画を認定したので、道路法（昭和27年法律180号）第39条の5第2項の規定に基づき、公示する。

那覇市長 知念 寛

記

- 1 入札占用計画の認定日
令和7年2月3日
- 2 認定の有効期間
占用開始日から10年（5年毎に更新）
- 3 道路の占用の場所
沖縄県那覇市泉崎1丁目105番（市道泉崎7号地内）
- 4 認定計画提出者
株式会社アップルパーク 代表取締役社長 山中 直樹

那覇市告示第 479 号
令和 7 年 2 月 3 日
掲 示 済

入札占用計画の認定について

令和7年11月5日付けで公示した【那覇市道旭町5号入札占用指針】について、
占用入札を実施した結果、下記のとおり入札占用計画を認定したので、道路法（昭和27年法律180号）第39条の5第2項の規定に基づき、公示する。

那覇市長 知念 覚

記

- 1 入札占用計画の認定日
令和7年2月3日
- 2 認定の有効期間
占用開始日から10年（5年毎に更新）
- 3 道路の占用の場所
沖縄県那覇市旭町125番地（市道旭町5号地内）
- 4 認定計画提出者
株式会社アップルパーク 代表取締役社長 山中 直樹

那覇市告示第 482 号
令和 7 年 2 月 3 日
掲 示 済

建築基準法第 42 条第 2 項の規定による道路の指定の取消しについて

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の規定による道路の指定を取り消したので、公示する。

その関係図書は、那覇市まちなみ共創部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 知念 寛

- 1 取り消す指定道路の種類：建築基準法第 42 条第 2 項の規定による道路
- 2 指定取消しの年月日：令和 7 年 2 月 3 日
- 3 取り消す指定道路の位置：那覇市首里儀保町一丁目 21 番 3 の一部、
21 番 4 の一部
(那覇市首里儀保町一丁目 21 番 3、21 番 4 に存する建築基準法第 42 条第 2 項の規定による道路の全部取消し)

那覇市告示第 492 号

令和 7 年 2 月 17 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 知念 覚

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
おろく眼科	医療法人とんぼ	令和6年12月1日～ 令和12年11月30日
那覇市具志1丁目1番11号1階		

那覇市告示第 493 号

令和 7 年 2 月 17 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
おろく眼科	森山 無価	令和 6 年 12 月 1 日
那覇市具志 1 丁目 1 番 11 号 1 階		
かねしま薬局	兼島 静江	令和 6 年 11 月 25 日
那覇市長田 1 -12-36		
おきなわ訪問看護ステーションかなさ	株式会社ウエルハート	令和 6 年 10 月 31 日
那覇市仲井真 92- 1 東宝 28-105 号		
訪問看護ステーション美ら	株式会社かがやき	令和 6 年 3 月 31 日
那覇市宇栄原 1 -19- 3		
真和志歯科クリニック	与儀 實篤	令和 6 年 10 月 31 日
那覇市三原 3 -18-27		
仲本歯科医院	仲本 友久	令和 6 年 10 月 31 日
那覇市銘苅 3 -15- 3		

那覇市告示第 494 号

令和 7 年 2 月 17 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 知念 寛

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
おきなわ訪問看護ステーションかなさ (訪問看護・予防訪問看護)	令和 6 年 10 月 31 日
那覇市仲井真 92- 1 東宝 28-105 号	
訪問看護ステーション美ら (訪問看護・予防訪問看護)	令和 6 年 3 月 31 日
那覇市宇栄原 1-19- 3	
訪問介護あるは まえじま (訪問介護・訪問型サービス)	令和 6 年 11 月 30 日
那覇市前島 1 丁目 11 番 12 号 テレホンビル 1 F	
リハビリ型デイサービス息吹 (地域密着型通所介護 通所型サービス (独自))	令和 7 年 2 月 28 日
那覇市銘苅 322- 1 眞榮城ビルⅡ 1 階	

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
デイサービスフヨウ (介護予防認知症対応型通所介護 (共用型))	令和 4 年 5 月 31 日
那覇市識名 2 丁目 13 番 57 号	
デイサービス ハピライフ (通所型サービス (独自))	令和 7 年 2 月 28 日
那覇市松尾二丁目 17 番 45 号	
グループホーム サンサン丸 (認知症対応型共同生活介護 予防認知症対応型共同生活介護)	令和 5 年 9 月 30 日
那覇市首里末吉町 3 丁目 60 番地 1	
デイサービス 花のさんびん (通所介護)	令和 5 年 9 月 30 日
那覇市首里末吉町 3 丁目 60 番地 1	
真和志歯科クリニック (訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導)	令和 6 年 10 月 31 日
那覇市三原 3-18-27	

那覇市告示第 495 号

令和 7 年 2 月 17 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく
介護機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
介護計画相談所さとうきび那覇新都心店		令和 7 年 1 月 1 日
所在地	那覇市銘苅 2 丁目 11 番 19 号 グローブサイト新都心 101 (那覇市安謝 1 - 3 - 34 山川ハウス 202)	

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 37 号

令 和 7 年 1 月 2 8 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市下水道条例第 16 条第 3 項の届け出により、次のとおり指定工事店の指定を取り消したので、那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条に基づき告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

指定番号	第 230 号
指定工事店名	株式会社大設
営業所所在地	沖縄県宜野湾市伊佐 3 丁目 18 番 3 号
代表者氏名	大兼久 健
取消日	令和 7 年 1 月 17 日
取消理由	排水設備工事からの撤退

那覇市上下水道局告示第 38 号

令 和 7 年 1 月 2 8 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市下水道条例第 16 条第 3 項の届け出により、次のとおり指定工事店の指定を取り消したので、那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条に基づき告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

指定番号	第 232 号
指定工事店名	有限会社森川設備工業
営業所所在地	沖縄県宜野湾市真志喜 1 丁目 13 番 1 号
代表者氏名	宮城 順光
取消日	令和 7 年 1 月 21 日
取消理由	事業解散のため

那覇市上下水道局告示第 39 号
令 和 7 年 2 月 3 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市下水道条例第 16 条第 3 項の届け出により、次のとおり指定工事店の指定を取り消したので、那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条に基づき告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

指定番号	第 281 号
指定工事店名	有限会社名設
営業所所在地	沖縄県読谷村字古堅 697 番地の 2
代表者氏名	知名 定敏
取消日	令和 7 年 1 月 29 日
取消理由	近隣市町村での業務過多に伴い、遠方の業務対応が厳しいため

那覇市上下水道局告示第 40 号
令 和 7 年 2 月 3 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 11 条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

指定（登録）番号	第 579 号
指定工事店名	有限会社沖水
営業所所在地	うるま市字赤道 60 番地の 1
代表者氏名	西里 剛
有効期間	自 令和 7 年 2 月 3 日 至 令和 11 年 3 月 31 日

監査委員公表

那 監 公 表 第 7 号

令和7年2月17日

那覇市監査委員	上 地 英 之
同	宮 城 哲
同	城 間 貞
同	中 村 圭 介

令和6年度前期定期監査の結果に伴う措置状況について（公表）

令和6年度前期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、那覇市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項後段の規定により、次のとおり公表します。

前期定期監査の結果に伴う措置状況について

(1) 共通事項

ア 歳入調定遅れについて（注意事項）

次の(ア)～(コ)の歳入事務については、調定をしなければならない日から遅れての調定となっている。

那覇市会計規則第20条第1項は、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令等を調査し、適正であると認めたときは、直ちに調定しなければならない旨定められている。

歳入の調定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

- (ア) 物品自治会負担分（調定日：令和 4 年 11 月 29 日） 外 5 件
(まちづくり協働推進課)
- (イ) 令和 4 年度日仏共同製作新作舞台作品 公演（調定日：令和 4 年 4 月 1 日） 外 1 件 （文化振興課）
- (ウ) 那覇文化芸術劇場なは一と施設使用料納付の猶予に伴うマイナス調定（調定日：令和 4 年 7 月 30 日） （文化振興課）
- (エ) 那覇文化芸術劇場なは一と既納使用料の還付にかかるマイナス調定（調定日：令和 4 年 7 月 30 日） 外 2 件 （文化振興課）
- (オ) 令和 4 年度沖縄振興特定事業推進費補助金（崇元寺跡保存整備事業）
(文化財課)
- (カ) 伊江殿内庭園 歴史活き活き！史跡等総合活用整備補助（文化財課）
- (キ) 首里金城の大アカギ天然記念物再生事業 （文化財課）
- (ク) 龍潭線街路整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査業務 （文化財課）
- (ケ) 住友財団文化財維持・修復事業助成金について （文化財課）
- (コ) (公財) 朝日新聞文化財団文化財保護助成金について （文化財課）

□ 注意事項に関する措置

- (ア) 物品自治会負担分（調定日：令和 4 年 11 月 29 日） 外 5 件
(まちづくり協働推進課)
(ア)については、歳入事務に当たっては那覇市会計規則に則った適正な事務の執行を行うよう職員への注意喚起と周知徹底を図り、今後、このようなことがないよう、適正な事務処理に努めてまいります。
- (イ) 令和 4 年度日仏共同製作新作舞台作品 公演（調定日：令和 4 年 4 月 1 日） 外 1 件 （文化振興課）
- (ウ) 那覇文化芸術劇場なは一と施設使用料納付の猶予に伴うマイナス調定（調定日：令和 4 年 7 月 30 日） （文化振興課）
- (エ) 那覇文化芸術劇場なは一と既納使用料の還付にかかるマイナス調定

（調定日：令和 4 年 7 月 30 日） 外 2 件 （文化振興課）

（イ）～（エ）については、歳入調定事務については、会計規則を遵守し、定められた期間内に調定を行うように、課内で周知しました。今後は、職員研修の機会を活用し、会計事務に必要な知識の習得に努めてまいります。

（オ）令和 4 年度沖縄振興特定事業推進費補助金（崇元寺跡保存整備事業）
（文化財課）

（カ）伊江殿内庭園 歴史活き活き！史跡等総合活用整備補助（文化財課）

（キ）首里金城の大アカギ天然記念物再生事業（文化財課）

（ク）龍潭線街路整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査業務（文化財課）

（ケ）住友財団文化財維持・修復事業助成金について（文化財課）

（コ）（公財）朝日新聞文化財団文化財保護助成金について（文化財課）

（オ）～（コ）については、今後、適正な事務処理が行われるよう課内職員へ関係規則等を周知徹底するとともに、担当とグループ長によるダブルチェックを行うことで再発防止に努めます。

イ 調定決定調書兼通知書の提出遅れについて（注意事項）

次の（ア）～（カ）の歳入事務について、那覇市会計規則第 20 条第 1 項に基づき、調定決定調書兼通知書を作成したものの、認識の誤り等により遅れて会計管理者へ通知している。

那覇市会計規則第 21 条第 1 項は、歳入の調定をしたときは、調定決定調書兼通知書により速やかに会計管理者に通知しなければならない旨定めている。

調定の通知に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

（ア）なは一と施設使用料 許可番号22073 外 5 件（文化振興課）

（イ）那覇市歴史博物館所蔵資料撮影使用料（調定日：令和 4 年 4 月 25 日）
（文化財課）

（ウ）壺屋焼物博物館要覧売払い収入 2023 年 3 月 2 日分（文化財課）

（エ）産業廃棄物処分業更新許可手数料（調定日：令和 4 年 5 月 6 日）
（環境政策課）

（オ）産業廃棄物収集運搬業許可更新手数料（環境政策課）

（カ）特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新手数料（環境政策課）

□ 注意事項に関する措置

（ア）なは一と施設使用料 許可番号22073 外 5 件（文化振興課）

（ア）については、調定決定調書兼通知書の提出の遅れについては、職員の会計規則の認識不足や失念によるものであるため、同様な事例が生じないように課内で周知しました。今後は、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努めてまいります。

(イ) 那覇市歴史博物館所蔵資料撮影使用料（調定日：令和 4 年 4 月 25 日）
（文化財課）

(ウ) 壺屋焼物博物館要覧売払い収入 2023 年 3 月 2 日分 （文化財課）

(イ)～(ウ)については、今後、適正な事務処理が行われるよう課内職員へ関係規則等を周知徹底するとともに、担当とグループ長によるダブルチェックを行うことで再発防止に努めます。

(エ) 産業廃棄物処分業更新許可手数料（調定日：令和 4 年 5 月 6 日）
（環境政策課）

(オ) 産業廃棄物収集運搬業許可更新手数料 （環境政策課）

(カ) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新手数料 （環境政策課）

(エ)～(カ)については、課内で那覇市会計規則第 20 条第 1 項を再確認し、歳入の調定をしたときは、調定決定調書兼通知書を速やかに会計管理者に通知することを注意喚起することにより事務の遅れがないよう対処します。

ウ 契約期間を遡及させる契約について（注意事項）

次の(ア)～(ク)の契約については、契約の始期までに契約を締結することができず、契約書に記名押印した日の前日までに行われた行為を追認する旨の条項（以下「追認条項」という。）を設けることにより、契約期間を遡及させる契約となっている。

地方自治法第 234 条の解釈として、地方財務実務提要 2（地方自治制度研究会編集）によれば、「契約の締結日を遡及して記載することの可否」について、追認条項を設けることにより、契約期間を遡及させることは可能ではあるものの、契約が成立確定するまでの間は相手方に対して履行の請求ができず、適当な方法とはいえないとされている。

契約の締結に当たっては、急を要する等のやむを得ない理由が明らかである場合を除き、契約の始期までに契約を成立させるよう行われたい。

(ア) 支所等特定信書・手数料輸送業務委託 （ハイサイ市民課）

(イ) 首里支所庁舎清掃業務委託 （ハイサイ市民課）

(ウ) キャッシュレス対応券売機保守・サポートサービス契約
（ハイサイ市民課）

(エ) 住民記録システム入力業務における R P A ライセンス保守及び利用契約 （ハイサイ市民課）

(オ) 小禄支所庁舎会議室等施設における鍵管理システム及び施設予約システム導入事業契約 （ハイサイ市民課）

(カ) ホームページ維持管理業務委託 （文化財課）

(キ) 市指定文化財及び市所有文化財清掃業務委託 （文化財課）

(ク) 伊江御殿別邸庭園清掃等業務委託 （文化財課）

□ 注意事項に関する措置

- (ア) 支所等特定信書・手数料輸送業務委託（ハイサイ市民課）
- (イ) 首里支所庁舎清掃業務委託（ハイサイ市民課）
- (ウ) キャッシュレス対応券売機保守・サポートサービス契約
（ハイサイ市民課）
- (エ) 住民記録システム入力業務における R P A ライセンス保守及び利用
契約（ハイサイ市民課）
- (オ) 小禄支所庁舎会議室等施設における鍵管理システム及び施設予約シ
ステム導入事業契約（ハイサイ市民課）

(ア)～(オ)については、同様の事例が生じないよう課内で周知徹底いたしました。今後は、関係法令等を遵守し適正な事務処理に努めてまいります。

- (カ) ホームページ維持管理業務委託（文化財課）
 - (キ) 市指定文化財及び市所有文化財清掃業務委託（文化財課）
 - (ク) 伊江御殿別邸庭園清掃等業務委託（文化財課）
- (カ)～(ク)については、当初予算議決後、速やかに入札を実施し、契約の始期までに契約ができるよう努めます。

エ 予定価格の設定漏れについて（注意事項）

次の(ア)及び(イ)の業務委託については、予定価格が設定されていなかった。

当該業務委託は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約となっているが、那覇市契約規則第 22 条に基づき、随意契約においても予定価格を定める必要がある。

予定価格の設定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

- (ア) 環境啓発事業・出前講座業務（環境保全課）
- (イ) 議場音響映像設備点検保守業務委託（調査法制課）

□ 注意事項に関する措置

- (ア) 環境啓発事業・出前講座業務（環境保全課）
 - (ア)については、プロポーザル方式による業者選定の際、予定価格調書を必要としないと誤認していたため、今後は関係法令を遵守し、予定価格を設定してまいります。
 - また、同様な事項が起きないように職員へ注意喚起と周知徹底を図ります。

- (イ) 議場音響映像設備点検保守業務委託（調査法制課）
 - (イ)については、那覇市契約規則第 22 条に基づき予定価格を定める必要があることを議会事務局職員全員に周知しました。
 - 今後は、規則を遵守した適正な事務処理に努めてまいります。

オ 1 者見積による随意契約について（注意事項）

次の(ア)及び(イ)の業務委託については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号で定める「競争入札に付することが不利と認められるとき」により随意契約を締結しており、1 人の者から見積書を徴している。

当該条項第 6 号に基づく場合には、経済的な不利益の有無を検証する必要があるため、2 人以上の者から見積書を徴す必要がある。

契約事務に当たっては、関係法令を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

(ア) 歴史博物館受付及び料金徴収業務委託 （文化財課）

(イ) パレット市民トイレ清掃保守管理業務委託 （クリーン推進課）

□ 注意事項に関する措置

(ア) 歴史博物館受付及び料金徴収業務委託 （文化財課）

(ア)については、随意契約の締結に当たっては、適用する根拠条文を確認し、関係規則を遵守した、適正な事務処理に努めます。

(イ) パレット市民トイレ清掃保守管理業務委託 （クリーン推進課）

(イ)については、令和 6 年度につきましては、ご指摘のとおり対応いたしました。今後も関係法令を遵守し適正な事務処理に努めてまいります。

(2) 各部署の指摘事項等**【市民文化部】****○ 市民生活安全課****ア 産業廃棄物の処理が含まれる契約における完了確認について（要望事項）**

令和 4 年度スクールゾーン標識撤去業務委託の契約内容は、スクールゾーン標識看板の撤去、切断及び廃棄となっている。

当該委託契約は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 21 条の 3（建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外）第 1 項の適用により、発生する産業廃棄物の処理責任は元請業者となる。

同法の一部改正を受け、平成 23 年 3 月 30 日付環廃産第 110329004 号通知に添付の「建設廃棄物処理指針（平成 22 年度版）」によると、「2.2 発注者等の関係者の責務と役割」（9 ページ）の解説「(1) 発注者の責務と役割」において、「工事が終わった時は元請業者に報告させ、建設廃棄物が適正に処理されたことを確認する」こととされている。

産業廃棄物の処理が含まれる契約に当たっては、元請業者が提出する完了届にマニフェスト伝票の写しを添付させることなどを定め、適正な処理が確認できるよう努められたい。

□ 注意事項に関する措置

産業廃棄物の処理が含まれる契約については、完了届出にマニフェスト伝票の写し等を添付させることを定め、廃棄物について法令に基づき適切な処理を行っているか確認を行うよう努めます。

○ まちづくり協働推進課

ア 適正な額の収入印紙の貼付について（注意事項）

なは市民協働プラザ清掃業務委託については、契約金額 1 千 78 万円に対し、当該委託契約書に貼付されるべき収入印紙の額は 1 万円であるが、2 千円の印紙が貼付されていた。

印紙税法には、課税文書の種類及び印紙税額等が定められており、契約事務を進めるに当たっては、関係法令を遵守し、収入印紙の金額を確認する等、適正な処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

今回の注意事項について、契約事務を進めるに当たっては印紙税法他、関係法令を遵守し適正な処理を行うよう職員への注意喚起と周知徹底を図るとともに、複数の職員による確認作業を行うなど、今後、このようなことがないように、適正な事務処理に努めてまいります。

○ 文化振興課

ア 資金前渡及び概算払いにおける精算事務の遅れについて（注意事項）

資金前渡及び概算払いの精算事務については、失念による遅れが資金前渡は 8 件、概算払いは 22 件ある。

資金前渡の精算については、那覇市会計規則第 57 条第 1 項において、経費の区分に応じ、当該各号に定める期間内に精算し、精算報告書に証拠書類を添えて会計管理者に提出しなければならない旨定めている。

また、概算払いの精算については、那覇市会計規則第 62 条第 1 項は「概算払を受けた者は、用務を終了した日から 7 日以内に精算報告書に証拠書類を添えて精算しなければならない。」と定めている。

資金前渡及び概算払いにおける精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

資金前渡及び概算払いにおける精算事務については、会計規則を遵守し、定められた期間内に精算を行うように、課内で周知しました。今後は、財務会計システムの「資金前渡・概算払整理簿」や「未精算一覧表」を適宜確認し、精算遅れがないようにチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めてまいります。

イ 備品の管理について（注意事項）

備品管理事務において、所管替えしたものや廃棄の際の台帳未登録などにより現物と備品台帳が一致していない。また、台帳の記載項目である「設置場所等」の記載がないもの、備品シールの貼付がないものが見られた。

備品の管理に当たっては、那覇市物品会計規則第20条（処分）、第23条（管理換え及び所属換え）、第25条（台帳等）等に定められており、関係規則を遵守し、適切な手続きをされたい。

□ 注意事項に関する措置

備品の管理については、物品会計規則を遵守し、適切な事務処理を行うように、課内で周知しました。今後は、備品台帳と現物を適宜確認し、適正な備品管理に努めてまいります。

○ 文化財課

ア 歳入調定（事後調定）遅れについて（注意事項）

次の(ア)及び(イ)の事後調定については、当月毎に一括して調定をするべきところ、失念により遅れての調定となっている。

那覇市会計規則第20条第2項では、その性質上収納前に調定をすることができないものについては、当該歳入が収納された後、速やかに調定をしなければならないとされ、ただし、収納の都度調定をすることにより当該事務以外の事務に著しい支障を及ぼすと認められる歳入については、毎月末日現在における当該月に収納された歳入の調定を一括して行うことができると定められている。

歳入の調定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

(ア) 玉陵 文化財入園料（4月収納分）

(イ) 識名園 文化財入園料（4月収納分）

□ 注意事項に関する措置

今後、適正な事務処理が行われるよう課内職員へ関係規則等を周知徹底するとともに、担当とグループ長によるダブルチェックを行うことで再発防止に努めます。

イ 随意契約時における事務処理について（注意事項）

文化財試掘調査に伴う磁気探査業務（12件）については、那覇市契約規則第20条第1項第6号に基づく随意契約とし、見積書の徴取を1人の者からの合見積としている。

那覇市契約規則第23条において、随意契約によろうとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならないとされている。

同規則逐条解説では、随意契約といえども競争性等を確保する必要があることから、見積書の徴取は 2 人以上の者から行うことを原則としたものである。

随意契約時における事務処理に当たっては、公平性、競争性を確保するため、特定の事業者に偏ることがないように、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

随意契約の締結に当たっては、適用する根拠条文を確認し、関係規則を遵守した、適正な事務処理に努めます。

○ 選挙管理委員会事務局

ア 契約事務における適用条項の誤りについて（注意事項）

参議院議員通常選挙執行事業の期日前投票所会場等に係る労働者派遣基本契約については、当初、期日前投票所会場等に係る人員を募集し雇用する予定であったが、必要な人員を確保できず、残りの人員を確保するため、労働者派遣業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号を適用し、随意契約をしている。

当該条項第 5 号は、緊急の必要により競争入札に付すことができないときとされており、予定された業務の遅れを理由に同号を適用することは適正ではない。

契約事務に当たっては、関係法令を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

今回の注意事項を踏まえ、適切な事務処理を行うよう事務局内で周知しました。今後このような事態が起こらないよう、関係法令を確認して適正な事務処理に努めてまいります。

令和6年度前期定期監査の結果に伴う措置状況について

(1) 共通の指摘事項等

ア 歳入調定遅れ（指摘事項）35件

次の課の歳入事務については、調定をしなければならない日から遅れての調定となっているものがあった。

那覇市会計規則第20条第1項は、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令等を調査し、適正であると認めたときは、直ちに調定しなければならない旨定めている。

歳入の調定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

【福祉部】障がい福祉課（3件）、ちゃーがんじゅう課（3件）、保護管理課（1件）

【こどもみらい部】こども政策課（7件）、こども教育保育課（15件）、こどもえがお相談課（3件）

【消防局】総務課（1件）、警防課（2件）

□ 指摘事項に関する措置

【福祉部】障がい福祉課（3件）

補助金等の交付決定通知を受理したときは、当該歳入に係る法令及び契約書等関係書類に基づいて所定の調査を行い、適正であると認めたときには直ちに調定しなければならないことをグループ会議等で周知徹底します。また、各事務処理マニュアルにおいて、指摘事項に関連する部分の整備を行い、関係規則等を遵守し適正な事務処理に努めます。

【福祉部】ちゃーがんじゅう課（3件）

歳入を収入しようとする際に調定を行うよう課内へ周知し、事務処理手順を再確認します。さらに事務引継書やマニュアルの再整備を行い、今後とも関係規則等を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。

【福祉部】保護管理課（1件）

メールや会議等で、関係法令等の確認を周知徹底するとともに、業務マニュアルや事務引継書への処理事項等明記、国庫負担金及び補助金においては、「国庫負担金、補助金等進捗管理簿」へ「調定起票日」欄を追加し、更に課内で当該管理簿の共有化を図り、チェック体制を整え、再発防止に努めて参ります。

【こどもみらい部】 こども政策課（7 件）

歳入調定事務については、那覇市会計規則を遵守し適正な事務処理を行うよう課内職員へ周知徹底を図るとともに、引継ぎ資料に加え、口頭でも担当者と共有を図ります。

【こどもみらい部】 こども教育保育課（15 件）

歳入調定の漏れが生じないように、調定期等事務手順を示したマニュアルを作成し、年度当初には職場内研修（OJT）を実施することで適正な予算執行ができるよう体制を構築いたします。

【こどもみらい部】 こどもえがお相談課（3 件）

補助金の管理一覧表やスケジュール表を作成し、決裁権者等によるチェック体制の整備を行うとともに、今後は関係規則を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。

【消防局】 総務課（1 件）

国及び県からの補助金の歳入調定日については、交付決定日に基づくことを課内職員に再度周知し、関係規則等を遵守した適正な事務処理に努めてまいります。

【消防局】 警防課（2 件）

今後、適正な事務処理が行われるよう課内職員へ関係規則等を周知徹底するとともに、担当と係長によるダブルチェックを行うことで再発防止につなげます。

イ 調定決定調書兼通知書の提出遅れについて（指摘事項） 23 件

次の課の歳入事務について、那覇市会計規則第 20 条第 1 項に基づき、調定決定調書兼通知書を作成したものの、認識の誤り等の理由により遅れて会計管理者へ通知しているものがあった。

同規則第 21 条第 1 項は、歳入の調定をしたときは、調定決定調書兼通知書により速やかに会計管理者に通知しなければならない旨定めている。

調定の通知に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

【福祉部】 ちゃーがんじゅう課（1 件）**【こどもみらい部】 こども政策課（3 件）、こどもみらい課（5 件）、こども教育保育課（10 件）、子育て応援課（1 件）、こどもえがお相談課（1 件）****【消防局】 予防課（2 件）**

□ 指摘事項に関する措置

【福祉部】ちゃーがんじゅう課（1件）

事務処理手順の再確認およびその周知やマニュアルの再整備を行い、チェック体制を強化し、関係規則等を遵守した適正な事務処理に努めてまいります。

【こどもみらい部】こども政策課（3件）

関係規則を遵守し、調定を行った場合には速やかに調定決定調書兼通知書により会計管理者に通知するよう課内職員へ周知を図るとともに、適正な事務処理に努めます。

【こどもみらい部】こどもみらい課（5件）

歳入の調定については、会計規則に基づき調定決定調書兼通知書により速やかに会計管理者に通知しなければならないことを改めて課内で周知を図りました。また、歳入事務について、関係法令等の理解を深め、再発防止に努めてまいります。

【こどもみらい部】こども教育保育課（10件）

那覇市会計規則に基づき、調定決定調書兼通知書を速やかに会計管理者へ提出するよう、調定期限等の事務手順を示したマニュアルを作成し、年度当初には職場内研修（OJT）を実施することで適正な予算執行ができるよう体制を構築いたします。

【こどもみらい部】子育て応援課（1件）

今回の指摘事項については、職員の失念によるものであるため、同様の事例が職員の認識不足や失念等で生じることがないように課内職員に関係規則を遵守し、適正な事務処理に努めるよう周知しました。今後は、課内で管理体制を強化し、再発防止に努めます。

【こどもみらい部】こどもえがお相談課（1件）

今回の指摘事項について、課内で事例共有及び注意喚起を行い、今後の歳入事務において、関係規則を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。

【消防局】予防課（2件）

調定決定調書兼通知書を作成した際は、速やかに会計管理者へ送付するとともに、通知漏れがないよう記録を残し、送付後に二重チェックを行うことで再発防止に努めます。

今後は、関係規則を遵守し適正な事務処理に努めてまいります。

ウ 契約期間を遡及させる契約について（指摘事項）12件

次の課の契約については、契約事務の遅れ等により契約の始期までに契約を締結することができず、契約書に記名押印した日の前日までに行われた行為を追認する旨の条項（以下「追認条項」という。）を設けることにより、契約期間を遡及させる契約や履行を追認する旨の条項を設けている契約があった。

地方自治法第 234 条の解釈として、地方財務実務提要 2（地方自治制度研究会編集）によれば、「契約の締結日を遡及して記載することの可否」について、追認条項を設けることにより、契約期間を遡及させることは可能ではあるものの、契約が成立確定するまでの間は相手方に対して履行の請求ができず、適当な方法とはいえないとされている。

契約の締結に当たっては、急を要する等のやむを得ない理由が明らかである場合を除き、契約の始期までに契約を成立させられるよう行われたい。

【福祉部】ちゃーがんじゅう課（1 件）

【健康部】国民健康保険課（1 件）、保健総務課（4 件）、健康増進課（2 件）

【こどもみらい部】こども政策課（2 件）、こども教育保育課（2 件）

□ 指摘事項に関する措置

【福祉部】ちゃーがんじゅう課（1 件）

やむを得ない理由が明らかである場合を除き、契約成立確定後に契約の履行を請求することといたしました。今後の契約事務に当たっては、関係法令を遵守し適正な事務処理を行ってまいります。

【健康部】国民健康保険課（1 件）

本件事案について、課内で注意喚起を図るとともに、決裁ライン（担当者、グループ長及び管理職）において適宜事務の進捗を管理し、適切に契約事務が執行できるよう、体制を整えてまいります。

【健康部】保健総務課（4 件）

契約の事前調整を速やかに行い、相手方である検査機関や団体へも協力を求めながら、契約の始期までに契約が成立できるよう努めます。

【健康部】健康増進課（2 件）

指摘事項を踏まえ、同様のことが起きないように課内で周知を図ります。また、契約相手方である医療機関や団体との事前調整を十分に行い、今後は追認事項を設けることなく、契約始期までに契約成立できるよう努めてまいります。

【こどもみらい部】こども政策課（2 件）

追認条項を設けずに済むよう、各事業者と事前に契約書内容を調整するなどし、契約履行開始日までに契約締結できるよう取り組みます。

【こどもみらい部】こども教育保育課（2 件）

随意契約相手方と事前調整を十分に行い、契約時期までに契約が成立できるよう、事務手順を示したマニュアルを作成し、年度当初には職場内研修（OJT）を実施することで適正な予算執行ができるよう体制を構築いたします。

エ 資金前渡における精算事務の遅れについて（指摘事項） 5 件

次の課の支払いのため受領した前渡金については、期限内に精算が行われず、精算遅延となっているものがあつた。

那覇市会計規則第 57 条第 1 項において、経費の区分に応じ、当該各号に定める期間内に精算し、精算報告書に証拠書類を添えて会計管理者に提出しなければならない旨定めている。

資金前渡の精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

【福祉部】福祉政策課（1 件）、ちゃーがんじゅう課（1 件）

【健康部】保健総務課（2 件）

【こどもみらい部】こども教育保育課（1 件）

□ 指摘事項に関する措置**【福祉部】福祉政策課（1 件）**

当該指摘事項を受けた際、グループ会議にて那覇市会計規則に従い、期間内に精算処理を行うことと、年度末の人事異動時の引継ぎ事項においても当該指摘事項を確認するよう注意喚起を行いました。

今後の給付金事業においても同様な事項が発生しないよう、引き続き職員に適正な事務処理について周知すると共に、資金前渡の処理の管理に努めてまいります。

【福祉部】ちゃーがんじゅう課（1 件）

那覇市会計規則に定める期限内の精算を確実にを行うよう課内周知いたしました。今後の精算事務に当たっては、財務会計システム上の「資金前渡・概算払整理簿」や「未精算一覧表」を定期的にチェックし、関係規則を十分に確認しながら適正な事務処理に努めてまいります。

【健康部】保健総務課（2 件）

今回の指摘事項を受け、会計規則を遵守し、定められた期間内に確実に精算を行うよう庁内システムのスケジュール管理機能等を活用し、遅延の防止に努めております。精算遅れがないようにチェック体制を強化し、適正な事務処理を行ってまいります。

【こどもみらい部】こども教育保育課（1 件）

当該指摘事項については、事務手順を示したマニュアルを作成し、年度当初には職場内研修（OJT）を実施することで適正な予算執行ができるよう体制を構築いたします。

オ 予定価格の設定漏れについて（指摘事項） 5 件

次の課の契約業務については、予定価格が設定されていないものがあった。

当該契約業務は、地方自治法施行令第 167 条の 2 に基づく随意契約となっているが、那覇市契約規則第 22 条に基づき、随意契約においても予定価格を定める必要がある。

予定価格の設定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

【福祉部】障がい福祉課（1 件）

【こどもみらい部】こども政策課（1 件）、こども教育保育課（1 件）

【消防局】警防課（2 件）

□ 指摘事項に関する措置

【福祉部】障がい福祉課（1 件）

同様の事項が起きないように担当職員のみならず、グループ長においても、改めて契約規則等関係規則やマニュアル等の確認を行い、適正な事務処理に努めます。

【こどもみらい部】こども政策課（1 件）

同様なことが起きないように課内に周知するとともに、担当、G 長、課長などの起案や各決裁段階でも再度チェックし適正な事務処理に努めます。

【こどもみらい部】こども教育保育課（1 件）

指摘事項については、事務手順を示したマニュアルを作成し、年度当初には職場内研修（OJT）を実施することで適正な予算執行ができるよう体制を構築いたします。

【消防局】警防課（2 件）

課内での事例共有及び注意喚起を行い、関係規則等を遵守した適正な事務処理に努めてまいります。

(2) 各部署の指摘事項等

【健康部】

○ 保健総務課

ア 概算払における精算事務の遅れについて（指摘事項）

令和 5 年度全国政令市衛生部局長西ブロック会議（九州地区）の旅費（交通費・日当等）については、期限内に精算が行われず、精算遅延となっている。

概算払の精算については、那覇市会計規則第 62 条第 1 項において、用務を終了した日から起算して 7 日（本市の休日の日数は、算入しない。）以内に精算報告書に証拠書類を添えて精算しなければならない旨定めている。

概算払の精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 指摘事項に関する措置

今回の指摘事項を受け、会計規則を遵守し、定められた期間内に確実に精算を行うよう庁内システムのスケジュール管理機能等を活用し、遅延の防止に努めております。精算遅れがないようにチェック体制を強化し、適正な事務処理を行ってまいります。

○ 健康増進課

ア 1 者見積による随意契約について（指摘事項）

令和 5 年 4 月新型コロナウイルスワクチン接種事業に係るコールセンター・入力業務委託は、令和 5 年度においても引き続き事業実施が決定したため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」を適用し随意契約を締結しているが、1 人の者からしか見積書を徴取していない。

那覇市契約規則第 23 条第 1 項は、随意契約によろうとするときは、2 人以上の者から見積書を徴さなければならない旨定めている。

契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 指摘事項に関する措置

指摘事項を踏まえ、同様のことが起きないよう課内で周知を図ります。また、契約締結の際は、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。

イ 委託契約の自動更新における債務負担行為の設定について（指摘事項）

成人風しん抗体検査及び予防接種業務委託は、全国知事会と公益社団法人日本医師会が委託契約を締結し、那覇市は沖縄県に委任状を提出することで、当該業務委託を実施している。

当該委託契約は、「有効期間終了から 1 か月前までに、契約当事者のいずれか一方より別段の意思表示がないときは、終期の翌日において向こう 1 か年間契約の更新をしたものとみなす。なお、契約の更新は 5 回を限度とする」旨の契約条項を設け、那覇市においては債務負担行為の設定をすることなく、現在まで更新している。

地方自治法第 214 条は、地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない旨定められている。当該契約は、翌年度以降に支出を伴うような更新の決定がその前年度に行われる契約であり、翌年度以降において債務を生じることから、債務負担行為として予算で定める必要があった。

契約事務に当たっては、関係法令を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 指摘事項に関する措置

指摘事項を踏まえ、同様のことが起きないように課内で周知を図ります。また、契約締結の際は、関係法令等を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。

【こどもみらい部】

○こども政策課

ア 業務委託契約の完了の確認について（指摘事項）

令和 5 年度みらいこども園等の冷房機・扇風機等保守点検業務委託については、令和 5 年 11 月末の契約期間終了後、受託業者から完了通知が提出されていないことを看過し、翌年 2 月末に至って受託業者へ連絡したところ、受託業者より一部業務を実施していなかったと報告があり、当該委託契約に基づき遅延損害金を徴収した上で履行期間を延長している。

また、令和 6 年 3 月に完了報告書を受領し、当該業務委託料を支出しているが、同年 5 月、新たに一部業務が実施されていないことが判明し、同年 8 月に全業務が完了している。

那覇市契約規則第 50 条第 2 項は、契約に係る給付の完了の確認のため、契約書、仕様書、その他の関係書類に基づき、当該給付の内容について検査する旨定めている。

業務委託契約の完了の確認に当たっては、関係規則を遵守し、完了の確認方法の改善を図るなど、適正な事務処理を行われたい。

□ 指摘事項に関する措置

今年度の同契約に関して、仕様書に報告書を検査の都度提出するよう
にとの文言を追加し、かつ当課からも定期的に提出を電話、メールなど
で促すようにし、履行漏れ確認漏れがないようにしています。

○こどもみらい課

ア 予定価格の適正な設定について（指摘事項）

認可外保育施設環境整備事業（衛生環境向上事業）業務委託について
は、入札公告時点で当初予算数量から減になっていることを把握してい
たにもかかわらず、再度見積りの徴取や積算の見直しを行わず、当初予
算の数量で予定価格を設定している。

那覇市契約規則第 10 条第 2 項では、予定価格は、数量の多少などを
考慮し、適正に定めなければならない旨規定している。

予定価格の設定に当たっては、関係規則を遵守し、適正に行われたい。

□ 指摘事項に関する措置

予定価格の設定については契約規則に基づき、取引の実例価格・対象
園数等を入札直前に見積書の徴取を行い把握し、適正に積算して設定い
たします。

今後は、予定価格の設定及び入札について、契約規則を遵守し適正に
業務を行うよう努めます。

イ 契約に伴う支出負担行為書の確認漏れについて（指摘事項）

認可外償還払い電子申請受付システム構築委託契約において、支出負
担行為書は契約時に作成しているが、会計管理者の確認を受けていない。

那覇市予算決算規則第 26 条は、課長は、支出負担行為書を作成したと
きは、別表第 1 に定めるところにより、委託料が 500 万円以上のものは
当該支出負担行為書及び当該支出負担行為の成立に係る一連の書類につ
いて、速やかに会計管理者の確認を受けなければならない旨定めている。

契約に伴う支出負担行為書の作成に当たっては、関係規則を遵守し、
適正な事務処理を行われたい。

□ 指摘事項に関する措置

契約に伴う支出負担行為書の会計管理者の確認について、予算決算規
則に基づき速やかに会計管理者の確認を受けなければならないことを改
めて課内で周知を図りました。

また、歳出事務について、関係法令等の理解を深め、再発防止に努め
てまいります。

ウ 起案文書の根拠条文等の記載や点検及び審査について（指摘事項）

随意契約の実施にあたり、1 人の者からしか見積書を徴取していないにもかかわらず、起案文書にその根拠条文や適用理由の記載がないものが相当数あった。

那覇市契約規則第 23 条は、随意契約をしようとする場合、2 人以上の者から見積書を徴取することが原則となっており、1 人の者から見積書を徴取することができる場合は例外であるから、例外に該当すると判断した根拠条文や適用理由を記載されたい。

また、那覇市文書取扱規程第 23 条において、課長又はグループリーダーは、事案の決定が適正に行われるよう、法令等の適合性や合議先の適否等について、起案文書を点検及び審査しなければならない旨定めているので、同規程を遵守して適正な点検及び審査をされたい。

□ 指摘事項に関する措置

契約事務等で例外の取り扱いをする場合は、起案文書の適用欄にその根拠条文や理由の記載を行うよう職員に周知を行いました。

また、起案文書について適正に点検及び審査するため、課長をはじめとする決裁を行う職員は、改めて関係法令等の確認を行いました。今後、関係法令等の理解を深め、適正な点検及び審査に努めてまいります。

○こども教育保育課**ア 起案文書の根拠条文等の記載や点検及び審査について（指摘事項）**

随意契約の実施に係る起案文書において、契約方法の根拠条文及び適用理由等の適正な意思決定を行うために必要な事項が記載されていないものが相当数あった。

さらに、随意契約の実施にあたり、1 人の者からしか見積書を徴取していないにもかかわらず、起案文書にその根拠条文や適用理由の記載がないものが相当数あった。

起案文書は、行政機関の意思決定が適正に行われるために必要な事項を点検及び審査できるようにするための文書であるから、記載する必要がある根拠条文や適用理由は漏れなく記載されたい。

また、那覇市文書取扱規程第 23 条において、課長又はグループリーダーは、事案の決定が適正に行われるよう、法令等の適合性や合議先の適否等について、起案文書を点検及び審査しなければならない旨定めているので、同規程を遵守して適正な点検及び審査をされたい。

□ 指摘事項に関する措置

契約事務の執行に当たっては、那覇市契約規則に基づき適正に事務を行うよう、事務手順を示したマニュアルを作成し、年度当初には職場内研修（OJT）を実施することで適正な予算執行ができるよう体制を構築いたします。

○子育て応援課

ア 振替により収入のあった歳入の調定遅れについて（指摘事項）

こども医療費助成金（現物給付）の返還金については、令和 5 年 10 月 27 日に当該歳入へ振替があったにもかかわらず、令和 6 年 2 月に遅れて調定している。

那覇市会計規則第 20 条第 1 項は、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令等を調査し、適正であると認めたときは、直ちに調定しなければならない旨定めている。

歳入の調定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

□ 指摘事項に関する措置

今回の指摘事項について、歳入事務に当たっては関係法令、規則等を遵守し、適正な事務の執行を行うよう職員への注意喚起と周知徹底を図るとともに、同様の事例が生じないよう適正な事務処理に努めてまいります。

【消防局】

○ 警防課

ア 備品の管理について（指摘事項）

消防資機材賃貸借契約において、契約満了後の無償譲渡を受けた消防資機材について、備品台帳への登録が漏れていた。

那覇市物品会計規則第 18 条では、課長は、備品の寄附があったときは物品出納通知書により、重要備品にあつては物品出納員（管財課長）に、普通備品にあつては物品分任出納員に通知しなければならない旨定め、さらに同規則第 25 条第 2 項で、物品管理者（課長）は、備品台帳を備え、備品の登録等の記録をし、整理しなければならない旨定めている。

備品の管理については、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

□ 指摘事項に関する措置

備品管理については、物品会計規則を遵守し、適切な事務処理を行うように、課内で周知しました。今後は、備品台帳と現物を適宜確認し、適正な備品管理に努めてまいります。

○ 救急課

ア 上半期と下半期に分割して契約した随意契約について（指摘事項）

産業廃棄物処理業務委託契約については、物価高騰等へ柔軟に対応できるように、上半期と下半期に分けて那覇市契約規則第 20 条第 1 項第 6 号を適用し、それぞれ同じ受託者と随意契約を締結している。

これら 2 件の契約は、委託内容が同じであることから 1 件の契約とすることが合理的であると思われ、その場合予算総額が同規則で定める随意契約の限度額 50 万円を超えることから、競争入札により契約を締結すべきだったと思われる。

契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 指摘事項に関する措置

関係規則を遵守し、随意契約の限度額 50 万円を超える場合は競争入札を実施し、契約期間中に価格変更があった場合は変更契約で対応を行います。

那 監 公 表 第 8 号

令和 7 年 2 月 17 日

那覇市監査委員	上 地 英 之
同	宮 城 哲
同	城 間 貞
同	中 村 圭 介

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（公表）

令和 5 年度及び令和 4 年度、令和 3 年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、那覇市長及び那覇市教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、別添のとおり公表します。

包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

【令和5年度テーマ】

那覇市における公文書の管理について

合計（件数）		措置状況		
指摘の件数		改善の必要性	処理区分	件数
64		要	処理済み	18
			取組中(A)	46
			未措置	0
意見の件数	99	不要	—	0
		改善の必要性	処理区分	件数
		要	整理済み	15
			取組中(A)	20
			未措置	0
		不要	—	0

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

令和5年度包括外部監査結果に対する改善措置票

＜改善措置の記載について＞

- (1) 「改善の必要性」の欄には、当該指摘事項等が改善の必要がある場合に「要」と記載されます。
- (2) 「改善計画又は～」の欄には、改善のための計画の概要が記載されます。指摘事項等が「意見」の場合、検討の方向性が記載されます。
- (3) 「実施期限」の欄には、改善の実施、または検討の結果を出す期限が記載されます。初年度に改善や検討がされた案件については「一」が記載されます。
- (4) 「実施日及び～」の欄には、実施内容や検討結果が記載されます。実施内容や検討結果が出ていない場合は、それらが出てから記載されます。
- (5) 「処理区分」の欄には、改善が記載された場合は「処理済み」と記載されます。市の考えが整理できた場合や改善がされた場合は「整理済み」と記載されま
す。改善取組中や検討結果が出ていない場合は「取組中」と記載されます。改善の必要性が「不要」とされた場合は「一」が記載されます。また、改善すべきとされていたもの
の、取組んだ結果対応することが困難となった指摘事項については「未措置」と記載されます。

【指摘事項の部】※指摘事項…監査人として自治体で是正・改善することがよいと考えるもの 第1号様式(第3条関係)

(令和5年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
1	総務課	18～22	指摘 事項	公文書管理のルールについて、条例(公文書管理 条例)という法形式で制定すべきである。	要	本市の文書に関する課題の整理を行い、他自治体 の動向についても研究し、課題を解消するため現時 点で条例制定に取り組む必要があるか、条例制定に かかる人員や体制等も含め精査します。 以下、条例の目的(ID2)、条例の対象となる文書(公 文書)の定義(ID3)、条例の対象となる実施機関 (ID4)、文書主義の原則(ID6)、意思決定過程の文 書の作成義務(ID7)、作成すべき文書に関する指針 (ID8)、市庁事務部局以外の史料文書の取扱 (ID54)、各種意思決定における意思決定過程の文 書の作成(ID87)、庁職の資料とされていない提案部 署が作成した意思決定過程の文書等の資料に関す る公文書管理(特に公文書該当性、保存年限) (ID92)についても、こちらのID1と共に、他自治体の 動向の研究及び精査を行います。	令和7年度 (実施後、その内容が記載されます。)		取組中
2	総務課	18～22	指摘 事項	公文書管理条例第1条では、その目的を明記す べきである。	要	公文書管理条例の制定については、ID11によります。 公文書管理条例を制定する場合は、その目的につ いて研究、精査します。	令和6年度	公文書管理条例の制定については、ID11によるた め、ID11に集約します。	処理済み
3	総務課	23～28	指摘 事項	公文書管理条例の対象となる文書(公文書)の定 義は、那覇市情報公開条例の「公文書」の定義と 統一すべきである。	要	公文書管理条例の制定については、ID11によります。 文書の定義について、那覇市文書取扱規程の改正 にて那覇市情報公開条例の定義と統一することが可 能か、精査します。	令和6年度	公文書管理条例の制定については、ID11によるた め、ID11に集約します。	処理済み

第1号様式(第3条関係)

(令和5年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
5	総務課	29～37	指摘 事項	組織共用性の有無に関する判断指針を策定すべきである。	要	国及び他自治体の組織共用性に関する判断指針について調査及び精査します。 関係課とも調整を行い、那覇市文書取扱規程の改正、文書事務の手引きの改訂または通知を出す等実施方法についても精査します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
6	総務課	38～42	指摘 事項	公文書管理条例には、「事務の処理は、文書(図画及び電磁的記録を含む)によることを原則とする。」と文書主義の原則を定めるべきである。	要	公文書管理条例の制定については、ID11によります。文書主義の原則については、那覇市文書取扱規程を改正し、対応します。	令和7年度	公文書管理条例の制定については、ID11によるため、ID11に集約します。	処理済み
7	総務課	38～42	指摘 事項	公文書管理条例には、意思決定過程の文書の作成義務を定めるべきである。	要	公文書管理条例の制定については、ID11によります。意思決定過程の文書作成義務について、他自治体の動向の調査及び精査を行います。 ID8と関連しています。	令和6年度	公文書管理条例の制定については、ID11によるため、ID11に集約します。	処理済み
8	総務課	38～42	指摘 事項	作成すべき文書に関する指針を策定すべきである。	要	ID7と関連する指針と考えます。ID7と同様に他自治体の動向の調査及び精査を行います。	令和6年度	公文書管理条例の制定については、ID11によるため、ID11に集約します。	処理済み
9	総務課	43～46	指摘 事項	公文書管理に関する監査責任者を明確に定めるべきである。	要	他自治体の体制を調査しながら、本市においても点検・監査の効率的な実施が行えるよう、那覇市文書取扱規程の改正を検討します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
11	総務課	47～49	指摘 事項	文書事務の手引き7頁の「配付」及び「収受」の意義について修正すべきである。	要	文書事務の手引き7頁の「配付」及び「収受」の意義について修正します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
12	総務課	47～49	指摘 事項	文書管理システムを利用した電子文書の収受について、第15条第1号を修正するが、電子文書の収受を別途定めるべきである。	要	文書管理システムを利用した電子文書の収受について、那覇市文書取扱規程の改正を検討します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
13	総務課	47～49	指摘 事項	電子メールとファクシミリ(いずれも受信の場合のみ)について定める第12条第2項は削除すべきである。その上で、電子メール(送受信含む)の取扱ルールを定めるべきである。	要	電子メールとファクシミリ(いずれも受信の場合のみ)について定める第12条第2項は、那覇市文書取扱規程の改正を検討します。 電子メール(送受信含む)の取扱ルールについては、ID5とも関連しているため、ID5と併せて検討します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

第1号様式(第3条関係)

(令和5年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
14	管財課	49～50	指摘 事項	守衛服規程第5条、同第12条第2項及び同第7条の第2号書式を修正すべきである。	要	指摘事項をふまえ、適切な文言及び書式となるよう、規程改正に向けて作業をすすめてまいります。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
15	総務課	50～51	指摘 事項	LOWAN文書に関する第17条及び第33条は削除すべきである。	要	那覇市文書取扱規程を改正します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
16	総務課	52～54	指摘 事項	回議や供覧の意義について、文書取扱規程及び文書事務の手引きを修正すべきである。	要	那覇市文書取扱規程及び文書事務の手引きを修正します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
17	総務課	52～54	指摘 事項	回議や合議の経過を記録化(文書化)しなければならぬ旨の規定を定めるべきである。	要	那覇市文書取扱規程を改正します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
18	総務課	55～57	指摘 事項	遡及押印に関し、契約書の場合の対応を含めて、改めてルールを明確にするとともに、那覇市職員の業務遅延等の原因とする遡及押印が発生しないよう、改めて注意喚起すべきである。	要	遡及押印が発生しないよう注意喚起の通知を出します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
19	総務課	57～59	指摘 事項	調定決定調査兼通知書を含めて、文書の作成日のバックデートは、原則としてこれを禁止すべきである。 また、例外的に対応せざるを得ない場合でも、その理由等の処理経過を記録化(文書化)することを義務として定めるべきである。	要	那覇市文書取扱規程上、文書の作成日のバックデートは想定されていません。 調定決定調査兼通知書を含めて、文書の作成については、那覇市文書取扱規程4条に定められているとおり、文書の処理経過を明らかにするよう再通知します。 ID17(経過の記録化(文書化))にも関連します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
20	総務課	61～63	指摘 事項	ファイルサーバ内の公文書の公文書の整理・保管についても、那覇市における公文書管理ルール(公文書管理法の趣旨に即って策定されるルール)を適用すべきである。	要	ファイルサーバ内の文書の整理・保管についても那覇市文書取扱規程に準じて取り扱うよう通知します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
21	総務課	61～63	指摘 事項	行政文書ファイル管理簿を作成し、これを公表すべきである。	要	公文書管理法第7条で定められる行政文書ファイル簿に記載しなければならないとされる項目について、文書管理システムの公開目録にてある程度記載(作成)されています。 行政文書ファイル管理簿の公表については、他自治体の動向を調査及び精査し、検討します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

第1号様式(第3条関係)

(令和5年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
22	総務課	65～66	指摘 事項	那覇市文書取扱規程第34条第2項後段の非常災害時に重要文書を持ち出すというルールは廃止し、重要文書のデータ保存及び本庁舎以外の場所でのサーバー保存を進めるべきである。	要	関係課と調整を行い、他自治体の動向を調査及び精査し、那覇市文書取扱規程を改正するか検討します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
23	総務課	65～66	指摘 事項	那覇市文書取扱規程第36条第1項に関し、執務中の文書の持ち出し(他部署や外部への持ち出し)に関するルールを定めるべきである。	要	「適切な文書の取扱いについて(通知)」を文書事務の手引きに追加し、那覇市文書取扱規程及び本通知に則るよう周知します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
24	総務課	65～66	指摘 事項	那覇市文書取扱規程第36条第3項に関し、「秘密文書」について定義又は基準を定めるとともに、電子文書も含めた規定に修正すべきである。	要	他自治体の動向を調査及び精査し、那覇市文書取扱規程を改正します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
25	総務課	65～66	指摘 事項	那覇市文書取扱規程第37条第1項「完結文書」及び第36条第2項「未完結文書」について、用語を修正すべきである。	要	那覇市文書取扱規程の「完結文書」及び「未完結文書」には、決裁を含まない供覧文書も含まれるため、文書取扱規程の用語の修正は不要と考えます。文書事務の手引きを改訂することで対応可能が検討します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
27	総務課	70～72	指摘 事項	文書事務の手引き23頁の「1年保存の必要がある」と認める書類」という記載は、削除すべきである。	要	—	令和5年度	令和5年度の文書事務の手引改訂版(令和6年3月改訂)で削除済みです。	処理済み
31	総務課	72～75	指摘 事項	那覇市文書取扱規程第46条は、「公文書で保存年限を満了したものは」と修正すべきである。	要	他自治体の動向を調査及び精査し、那覇市文書取扱規程の改正を行うか検討します。 ID3(条例の対象となる文書(公文書)の定義)と関連します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

第1号様式(第3条関係)

(令和5年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
32	総務課	72～75	指摘 事項	那覇市文書取扱規程第46条第1項(但書)について、延長する期間及び延長の理由についての報告を義務付ける規定を定めるとともに、公文書管理法施行令第9条第1項に定める例外的延長義務の規定を定めるべきである。	要	公文書管理法施行令第9条第2項では令和4年度の改正で、延長の理由についての報告を義務付ける文言が削除されている。そのため、指摘が誤解に基づいて行われていると思われるため、改善不要と考えます。 公文書管理法施行令第9条第1項に定める例外的延長義務の規定については、他自治体の動向を調査及び精査し、文書取扱規程の改正を検討します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
33	総務課	72～75	指摘 事項	那覇市文書取扱規程第46条第2項の規定を廃す場合には、20年経過ごとに史料文書に指定することができる旨の規定も併せて規定すべきである。	要	20年経過ごとに史料文書に指定することができる旨、那覇市文書取扱規程を改正します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
34	総務課	72～75	指摘 事項	那覇市文書取扱規程第47条(廃棄の特例)については、削除すべきである。	要	他自治体の動向を調査し、那覇市文書取扱規程の改正を行うか精査します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
37	総務課	78	指摘 事項	那覇市公用文に関する規程第2条第2項第6号及び文書事務の手引き4頁の記載に關し、「告示」の意義を修正すべきである。	要	法令や他自治体の規則等を調査及び精査し、那覇市公用文に関する規程の改正を行うか精査します。 文書事務の手引きについては、令和5年度の改訂版(令和6年3月改訂版)にて修正済みです。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
39	総務課	79～81	指摘 事項	史料文書の定義を定めるとともに、公文書の定義の除外事由との関係を明確に規定すべきである。	要	史料文書の定義について関係部署と調整及び他自治体の調査を行い、那覇市文書取扱規程の改正を行うか精査します。 ID40(「特定史料文書」(特定歴史公文書等)の定義)と関連しています。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
41	総務課	82～87	指摘 事項	永年保存文書と史料文書との概念を整理し、明確な区分基準を設定すべきである。	要	関係部署と調整及び他自治体の調査を行い、那覇市文書取扱規程の改正で対応可能か精査します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
42	総務課	82～87	指摘 事項	史料文書の指定の基準について、条例又は施行規則で定めるべきである。	要	関係部署と調整及び他自治体の調査を行い、那覇市文書取扱規程の改正で対応可能か精査します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

第1号様式(第3条関係)

(令和5年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
45	総務課	88～90	指摘事項	史料指定した文書について、業務に使用するため引き継ぎ所管課で保管・保存することとした場合、業務終了後速やかに、かつ漏れなく当該文書を文化財課に移管するためのルールを策定すべきである。	要	那覇市文書取扱規程に準じて業務終了後速やかに、かつ漏れなく当該文書を文化財課に移管するよう通知します。	令和6年度	令和6年9月2日付「令和6年度文書廃棄に伴う史料文書の移管について」に、史料指定された文書、業務終了後速やかに、かつ漏れなく当該文書を文化財課に移管するよう記載し、各所属長宛で通知しました。	処理済み
46	総務課・文化財課	88～90	指摘事項	文書管理システム内の「フォルダ公文書館移管」にある電子文書について、所管する課を明確にし、その後の保存方法等のルールを策定すべきである。	要	【総務課】「フォルダ公文書館移管」にある電子文書の保存方法について、他自治体の動向の調査を行い、精査します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
48	文化財課	90～91	指摘事項	特定史料文書の保存、利用及び廃棄に関する定めを制定して、特定史料文書の管理のあり方を明確にし、これを速滞なく公表すべきである。	要	【文化財課】関係部署と調整及び他自治体の状況について調査研究を行います。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
49	文化財課	91～96	指摘事項	現状を正確に把握した真和志書庫の書庫レイアウト図を作成すべきである。	要	関係部署と調整及び他自治体の状況について調査研究を行います。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
52	文化財課	96～98	指摘事項	市民による史料文書の利用を可能とするために必要な制度の改善及び規定の策定を行うべきである。	要	真和志書庫は今年度で廃止となり、新たな書庫へ移転する予定です。移転先の書庫については、移転後すみやかに書庫レイアウト図を作成します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
53	文化財課	98～99	指摘事項	特定歴史公文書等ガイドラインを参考に、那覇市においても史料文書の廃棄についての規定を策定すべきである。	要	市民等による史料文書の利用は、公文書の公開と大きく関わることで、関係部署と調整及び市民の利用が可能となる仕組み等他自治体の状況について調査研究を行ってまいります。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
					要	史料文書の廃棄については、指針やガイドライン等の規定が必要と認識しております。関係部署と協議及び他自治体の状況について調査研究を行ってまいります。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

第1号様式(第3条関係)

(令和5年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
54	総務課	99	指摘事項	公文書管理条例では、市長事務部局以外の史料文書の取扱についても、統一的なルールを定めるべきである。	要	公文書管理条例の制定については、ID11により、他自治体についても研究し、精査します。	令和6年度	公文書管理条例の制定については、ID11によるため、ID11に集約します。	処理済み
55	総務課	100～107	指摘事項	新たなシステム導入時には既存システムとの機能の重複の有無や連携の可否や程度を検討すべきである。	要	-	令和6年度	令和6年度システム再構築時に、文書管理システムと既存システムとの機能の重複の有無や連携の可否や程度について検討しました。新たなシステム導入にかかる費用及び広く入札に業者が参加できることを考慮した結果、優先度は低く不要と判断しました。	処理済み
56	総務課	100～107	指摘事項	文書管理システムは文書事務の処理の変更、取消の履歴が残る仕様にすべきである。	要	-	令和6年度	新たなシステム導入にかかる費用及び広く入札に業者が参加できることを考慮し、令和6年度システム再構築時の仕様書には、文書事務の処理の変更、取消の履歴が残る仕様までは不要と判断しました。	処理済み
57	総務課	100～107	指摘事項	決裁文書の添付資料についても電子ファイルにすることを推進すべきである。	要	-	令和6年度	文書事務研修の研修テキストに決裁文書の添付資料についても電子ファイル化する方法を追加しており、引き続き決裁文書の添付資料についても電子ファイルにすることを推進します。	処理済み
61	総務課	107～110	指摘事項	市内ファイルサーバー内の公文書の廃棄についても、那覇市における公文書管理ルール(公文書管理法の趣旨に即って策定されるルール)を適用すべきである。	要	市内ファイルサーバー内の文書廃棄について、那覇市文書取扱規程に準ずるよう通知します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
62	総務課	107～110	指摘事項	所管課ファイルサーバーの新設等についてのルールを徹底し、所管課ファイルサーバーの新設等があった場合に備えてその利用方法や同ファイルサーバー内に保存された文書の保管、保存、及び廃棄に関するルールを策定すべきである。	要	市内ファイルサーバー内の文書について、那覇市文書取扱規程に準ずるよう通知します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
64	総務課	112～114	指摘事項	グループウェアシステム内に保存した文書の取扱に関するルールを策定すべきである。	要	グループウェアシステム内に保存した文書についても那覇市文書取扱規程に準ずるよう通知します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

第1号様式(第3条関係)

(令和5年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
65	情報政策課	114～ 118	指摘 事項	契約金額のみならずその費目ごとの内訳を明記すべきである。	要	当該システムの再構築に係る調達を令和6年度に行うので、契約の際の見積りに費目（リース料、システム設定費用、保守点検費用など）ごとの詳細な内訳が明記されたものを求めます。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
66	情報政策課	114～ 118	指摘 事項	契約の名称はその契約の実態に即したものにすべきである。	要	当該システムの再構築に係る調達を令和6年度に行うので、契約の際は実態に即した契約名称にします。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
67	情報政策課	114～ 118	指摘 事項	協力提供事業者の記載の徹底、記載がなかった事業者の参入を例外的に認める場合にはその経緯の文書として残すことを徹底すべきである。	要	ご指摘の内容については、リース会社であり、直接システム構築や運用に係る事業者ではないことから特段協力連携事業者として取り扱っておりませんでした。今回のご指摘を受け、今後はリース会社も協力連携事業者として報告することを求めてまいります。また、事後に例外を認める場合については、経緯等がわかる文書を残すことを徹底します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
68	人事課	121～ 124	指摘 事項	各課の職員が定期的に(例えば)新人研修を受けてから3年経過することにより)文書事務研修を受講することができ体制を構築すべきである。	要	毎年、新規採用職員前期研修及び実務研修として文書事務研修を実施しております。文書事務研修は、各所属の文書主任及び副主任の受講が多いが、今年度より、3年毎の階層別研修において、文書事務研修テキストを使用した事前課題を設ける等により、定期的に文書事務研修を受講できるような体制構築を検討します。	令和6年度	・階層別研修(3年目・6年目・9年目)で実施します。 ・文書事務研修(令和6年4月)終了後、人事課ホームページにて、文書事務研修テキストを寄附掲載しております。	取組中
69	総務課	121～ 124	指摘 事項	各文書事務研修では、研修内容として、意思決定過程を公文書として適切に作成・保管・保存等することの重要性についても言及すべきである。	要	文書事務研修で配布する研修テキストに、意思決定過程を公文書として適切に作成・保管・保存等することの重要性について盛り込みます。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
71	総務課	125～ 128	指摘 事項	公文書管理に関する点検・監査の制度を導入すべきである。 点検・監査の具体的な方法(頻度、実施主体、報告の方法等)については、他の地方公共団体の例を参考にして検討されたい。	要	他自治体の事例を調査及び精査し、那覇市文書取扱規程の改正を検討します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

第1号様式(第3条関係)

(令和5年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
72	総務課・ 納税課・ ハイサイ市民 課・ ちやーがん じゅう課	129～ 134	指摘 事項	郵便物の投函、仕分けに際しては、人為ミスの発 生を防止するための確認を徹底すべきである。	要	【総務課】 -	令和6年度	誤配布の事例について、課内で共有が図られてお り、特に誤配布後の対応に時間のかかる出先部署 への配布の際は、適送前に再チェックを常に行っ ています。	処理済み
					要	【納税課】 複数の文書の封入封函作業を同一職員が同一作 業動線で行ったことが要因と考えられるため、正しい たします。	令和5年度	令和5年3月29日の不備発生後、以下内容を実施 しました。令和6年3月31日 まで同様の不備は発生 していません。 ・複数の文書を同封して送付する際には、封入封 函作業は複数同時に行わない。 ・文書送付時には、印字内容に誤りがないかダブ ルチェックを行ったうえで送付する。	処理済み
					要	【ハイサイ市民課】 書類の保管作業と投函作業を同一職員が同一作業 動線で行ったことが要因と考えられるため、正しい します。	令和5年度	令和4(2022)年06月20日 既に職員に周知指導し、以下の体制を実施済で す。 ①書類の保管作業と投函作業の動線を明確に分 け、作業職員も分けました。 ②複数の職員で確認した後に投函しました。	処理済み
					要	【ちやーがんじゅう課】 封入封函作業を行う際は送付先リストと照らしあわ せ、複数人で作業を実施し、発送件数及び内容など に誤りがないかチェックを行います。 違う内容の通知を同時に発送する際は、原案しない ようにひとつの封入封函作業を終えてから通知を印 刷するなど、ミスが発生しないよう作業の見直しを行 います。	-	通知の発送は常時行っており、左記の改善計画を 引き続き実施しています。	処理済み
73	総務課	129～ 134	指摘 事項	個人情報記載された書面を裏紙に使用するこ とは直ちに中止すべきである。	要	-	令和6年度	個人情報記載の印刷物の取り扱いや印刷手順、 印刷作業員同士の役割を再度確認し、再発防止 に努めています。	処理済み

第1号様式(第3条関係)

(令和5年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
74	健康増進課・ こどもえがお 相談課	129～ 134	指摘 事項	公文書を片外に持ち出す場合の危機管理意識 の向上に努めるべきである。	要	【健康増進課】 ○令和5年度より、グループ内の業務内容・手順が 記載されている地区支援マニュアルを作成し、【外勤 時の個人情報取り扱いについて】欄において、次 の内容を記載し対応しています。 ・個人情報情報は常時カバンに入れ、面談時に取り出 す。 ・経年表などは抜け落ちないようフラットファイルに綴 り、一つにまとめることを徹底する(クリアファイル等で 個別で持ち歩かない)。 ・訪問終了後、必ず仕数を確認。万が一、紛失に気 づいたら、直ちに職員へ報告する。 職員への周知については、年度初めのG会議及び 新人オリエンテーションで読み合わせ、実際の事務 用品を用いて共有を実施しました。	令和6年度	令和6年4月8日 グループ会議で読み合わせを實 施しました。 令和6年7月1日 新採用職員へ読み合わせを實 施しました。特に個人情報記載のある文書を片外に持 ち出す場合の手順を確認しました。引き続き注意 喚起を行ってまいります。	処理済み
					要	【こどもえがお相談課】 ・個人情報が入ったファイルの置き忘れについて部 内で共有します。 ・訪問員全員へ、本件について周知し注意喚起を しました(ファイルを持ち歩く時は必ず鞆に入れる、個人 情報を持っている時は目的外の場所へ立ち寄らな い、個人情報所持していることに十分に気を付け その場を立ち去る際は置き忘れが無いよう必ず確認 する)。 ・訪問員へ、個人情報保護について研修を行いま す。 ・持ち歩くファイル表に当該の連絡先を明記しま す。	—	令和4年9月30日に以下のとおり実施しました。 ・個人情報が入ったファイルの置き忘れについて部 内で共有しました。 ・訪問員全員へ、本件について周知し注意喚起を しました(ファイルを持ち歩く時は必ず鞆に入れる、 個人情報を持っている時は目的外の場所へ立ち 寄らない、個人情報所持していることに十分に気 を付けその場を立ち去る際は置き忘れが無いよう 必ず確認する)。 ・訪問員へ、個人情報保護について研修を行いま した。 ・持ち歩くファイル表に当該の連絡先を明記しま した。	処理済み
75	障がい福祉 課	129～ 134	指摘 事項	各課の保留ボックスを定期的にチェックする体制 を整えるべきである。	要	未処理文書を長期間放置することが無いよう、保留 ボックスを定期的にチェックする体制を整えます。	令和5年度	実施日：令和4年10月31日から 実施内容：①職員が、保留ボックスを定期的に確 認し、必要に応じて、手続きが保留となっている市 民へ文書や電話でご案内し手続きを促していま す。②毎週、当番の職員が保留ボックスの処理が 停滞していないかを確認しています。①、②を繰り 返し行い未処理文書の放置が発生しないよう務め ております。 なお、実施日以降、未処理文書が長期間放置され る事象は発生しておりません。	処理済み
77	総務課	134～ 135	指摘 事項	総務課は、不備等管理表の活用として、公文書 に関する不備について、各課にフィードバックし て不備事例の再発を防止するとともに、不備事例 の改善の動向を確認すべきである。	要	不備等管理表の動向を確認及び把握し、文書に関 する不備については、文書事務の手引きまたは文書 事務研修の研修資料に盛り込みます。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

第1号様式(第3条関係)

(令和5年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
79	法制契約課	136～ 137	指摘 事項	行政文書ファイル管理簿の作成及び公表の準備が整うまでの間、情報公開請求に際し市民からの求めがあれば、公文書の目録等の電子データの開示が可能であることをホームページ等で案内すべきである。	要	公文書の目録等(電子データ含む)について、市政情報センターにて閲覧できることについて、ホームページにて周知します。	令和6年度	令和6年7月末に市ホームページ掲載しました。	処理済み
80	法制契約課	137～ 139	指摘 事項	文書又は図面の閲覧時におけるデジタルカメラ等による撮影について、規則に明文化するか、又は、撮影が可能である旨をホームページ等で案内すべきである。	要	撮影の明文化等には閲覧時の対応や庁舎管理の側面からも十分な検討が必要です。庁内の対応状況や他市事例を調査研究し、実情や課題等を整理検討します。	令和8年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
87	総務課	144～ 153	指摘 事項	各種意思決定における意思決定過程の文書を作成すべきである。	要	意思決定過程の文書作成について、他自治体の動向の調査及び精査を行います。 ID7と関連しています。	令和6年度	ID7に「公文書条例」には、意思決定過程の文書の作成義務を定めるべきとあり、公文書管理条例の制定については、ID11によるため、ID11に裏約します。	処理済み
89	企画調整課	154～ 160	指摘 事項	庁議における意思決定過程の文書の作成を徹底すべきである。	要	誰がどのような質問を行い意見を出したのか、それに対して担当部署や関係者がどのように回答したのか、簡潔に分かりやすく記載し、質疑の流れや結論に至る過程を含めた記録を心掛けて議事録を作成します。	令和6年度	庁議及び副部長会議において、誰がどのような質問を行い意見を出したのか、それに対して担当部署や関係者がどのように回答したのか、簡潔に分かりやすく記載し、質疑の流れや結論に至る過程を含めた記録を心掛けて議事録を作成しています。 また、議事録の案や修正箇所、最終版が特定できるよう、フォルダやファイル名を付けて保存しています。	処理済み
90	企画調整課	154～ 160	指摘 事項	付議事項の事前説明に関する文書の作成をルール化すべきである。	要	付議事項の事前説明時の具体的なやりとりや説明結果も行政機関の意思決定過程にあたることをふまえ、各課において経過を記録・保存するよう、データ作成要領等の見直しを検討します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
94	総務課	166～ 170	指摘 事項	重要な文書が未処理のまま看過されないよう、文書取扱規程に従い、文書主任が確認することを確認すべきである。	要	重要な文書が未処理のまま看過されないよう、文書主任の役割について、文書事務研修時及び文書主任・副主任の報告時に周知徹底を行います。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

第1号様式(第3条関係)

(令和5年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
95	総務課	166～ 171	指摘 事項	各課内で保管している紙媒体の公文書について、各課で保管状況を見直し、担当職員のデスクで保管するのではなく、キャセネット等の課内で定められた共通の保管場所で保管するルールの遵守を徹底すべきである。	要	各課内で保管している紙媒体の文書について、ファイリングシステムに則った適切な保管が行われるよう、文書事務研修時及び文書主任・副主任の報告時に周知徹底を行います。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
99	総務課	173～ 176	指摘 事項	本監査で指摘したルール自体の見直しや、それをふまえた研修内容の充実等と並行して、各課で抱える公文書管理に関する現実的・物理的な問題についても、その声を広く聴き上げ、改善策を講じていくべきである。	要	本監査であった指摘・意見について、まずは改善を行っていきます。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

【意見の部】※意見…監査結果に添える参考意見(参考提言)とするもの

(令和5年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
4	総務課	23～28	意見	公文書管理条例の対象となる実施機関として、那覇市土地開発公社やその他の出資法人についても、これに含めるかどうかを検討されたい。	要	公文書管理条例の制定については、ID1によります。公文書管理条例の対象となる実施機関として、那覇市土地開発公社やその他の出資法人についても、これに含めるかどうか、他自治体についても研究し、精査します。	令和6年度	公文書管理条例の制定については、ID1によるため、ID1に集約します。	整理済み
10	総務課	43～46	意見	公文書管理条例に関する専門的・第三者的な組織の設置を検討されたい。	要	他自治体の体制を調査しながら、公文書管理条例に関する専門的・第三者的な組織の設置について精査します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
26	総務課	67～70	意見	紙媒体の保存場所を確保する観点から、紙媒体の電子化について、検討されたい。	要	紙媒体の電子化について内閣府の通知等を参考に、検討します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
28	総務課	70～72	意見	公文書の保存年限(保存期間)の内、永年保存については、これを廃止すること及び廃止後の移管・管理の方法について検討されたい。	要	永年保存を廃止すること及び廃止後の移管・管理について、他自治体の動向の調査及び精査を行い、検討します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
29	総務課	70～72	意見	電子メールについて、どこで、どのように、何年保存するかを検討されたい。	要	電子メールの文書としての定義を含めて、取扱いについて国や他自治体の動向の調査及び精査を行い、検討します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
30	総務課	70～72	意見	保存年限早見表の作成を検討されたい。	要	以前作成されていた文書種目表をもとに活用できるか検討します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
35	総務課	72～75	意見	史料文書の指定に際し、外部の有識者を入れた審査会を別途設置する等、第三者の意見を反映させる制度設計を検討されたい。	要	国や他自治体の動向を調査及び精査を行い、検討します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
36	人事課	77～78	意見	服務規程又は懲戒処分の手続等において、「公文書の不適切な取扱い」に関する規定を定めることを検討されたい。	要	—	—	本市職員の懲戒処分を検討するに当たっては、人事院や県の懲戒処分の指針を基準に対応していることから、現時点で懲戒処分の指針を独自で定めることは考えておりません。また、服務規程に定めることについては、地方公務員法や前記指針及び文書取扱規程等に対応可能な事から、現時点では不要と考えております。	整理済み

(令和5年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
38	総務課	78	意見	文書事務の手引きの改訂を検討されたい。	要	本報告書の指摘及び意見をふまえた上で、改訂を検討します。ID11、ID16、ID37と関連しています。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
40	総務課	79～81	意見	「特定史料文書」(特定歴史公文書等)の定義を定める際には、市民から文化財課(歴史博物館)に寄贈又は寄託された史料文書までこれに含めるべきかどうかについて、歴史博物館の管理体制等を勘案しながら慎重に判断されたい。	要	関係部署と調整及び他自治体の調査・精査を行い、那覇市文書取扱規程の改正を行うか検討します。ID39(史料文書の定義)と関連しています。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
43	総務課	82～87	意見	史料文書の指定について、レコード・スケジュールを導入して当該公文書の内容を熟知している職員にもできる限り早期の段階で史料文書の指定に関与させること、及び、行政外部の第三者の視点も取り入れることを検討されたい。	要	関係部署と調整及び他自治体の調査・精査を行い、予算や組織体制面も含め、検討します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
44	総務課	82～87	意見	今後、史料文書の利用が制度化された場合には、当該文書の移管元が利用制限の意見を付すルールについて検討されたい。	要	関係部署と調整及び他自治体の調査・精査を行い、検討します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
47	総務課	88～90	意見	各課においては、史料文書の文化財課への移管期限を厳守するよう対応されたい。	要	史料文書の文化財課への移管期限を厳守するよう通知します。	令和6年度	令和6年9月2日付「令和6年度文書廃棄に伴う史料文書の移管について」に、史料文書の文化財課への移管期限を厳守するよう記載し、各所属長宛て通知しました。	整理済み
50	文化財課	91～96	意見	史料文書の保存スペースの確保と真和志支所の温湿度管理を含めた保存環境の改善を検討されたい。	要	史料文書の保存スペースの確保と保存環境につきましては、十分な保存スペースと長期保存に適した保存環境が保てるよう関係部署と調整を図ります。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
51	文化財課	91～96	意見	史料文書についてくもくも蒸を行うことを検討されたい。	要	長期保存とその他の資料への虫害を防ぐ観点から、くん蒸等の対策が必要と認識しております。実施の可能性について、検討してまいります。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和5年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
58	総務課	100～107	意見	電子化した後の紙文書をどのように管理するかについて検討されたい。	要	国や他自治体の動向を調査及び精査し、各課の状況を踏まえ、電子化した後の紙文書をどのように管理するかについて検討します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
59	情報政策課	100～107	意見	既存システムのシステム相関図を作成することを検討されたい。	要	各システムの機能一覧が確認できるよう、リストを作成します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
60	総務課	100～107	意見	文書管理システムの機能の改善(添付資料の認識性の向上、添付容量の向上等)、電子ファイルの増量に耐え得るシステム全体の記録容量の確保を図ることを検討されたい。	要	-	令和6年度	新たなシステム導入にかかる費用及び広く入札に業者が参加できることを考慮し、令和6年度システム再構築時の仕様書には文書管理システムに特化した機能改善は不要と判断しました。定員増に合わせたバージョンアップは行われます。	整理済み
63	総務課・財政課	110～111	意見	より効率的な文書事務の実現を図るため、財務会計システムと文書管理システムの連携の構築を検討されたい。	要	【総務課】 次回のシステム構築に向け、財務会計システムを所管する財政課と意見交換を行い、財務会計システムと文書管理システムの連携構築について検討します。	令和6年度	令和6年8月27日に財政課と意見交換を実施しました。文書管理システムの添付容量を考慮すると、仮に財務会計システムと文書管理システムの連携を行ったとしても一部連携としかならず、却って非効率になることが想定されました。また、文書管理の本来の機能や役割を重視して広く業者を募る必要があることを勘案した結果、財務会計システムと文書管理システムの連携の構築は難しいということを確認しました。	整理済み
70	総務課	121～124	意見	各課の職員が文書事務研修に参加した場合に、当該研修内容を各課に持ち帰って報告する等の具体的な還元措置を講ずることを検討されたい。	要	【財政課】 関係する他課と調整して検討します。	令和6年度	他課の意見を聴取した結果、添付ファイルのサイズによっては、電子起案ができないケースもあることが判明しました。起案の方法が電子起案と紙起案の2種類に分かれ、統一的な作業ができず、効率が下がるなど課題があり、連携は困難であると判断しました。	整理済み
76	ちやーがんじゅく課	129～134	意見	発送した公文書の内容を把握する措置を講ずることにについて検討されたい。	要	文書事務研修にて配布する研修テキストに、研修内容を各課に持ち帰って報告及び活用することについて盛り込みます。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
			意見	発送した公文書の内容を把握する措置を講ずることにについて検討されたい。	要	発送した文書の起案書類やデータの格納先、発送日や発送した内容をシステムなどで記録を行い、グループ員でデータの格納先を共有し、内容の把握に努めます。	—	通知の発送は常時行っており、左記の改善計画を引き続き実施しています。	整理済み

(令和5年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
78	企画調整課	134～135	意見	不備等管理事は、不備事例を全庁的に把握するための仕組みとして有用であるが、より積極的に活用されるべく、各課が適切に「不備等の記録・閲覧システム」に不備事例を入力するよう周知、徹底されたい。	要	「不備等の記録・閲覧システム」について、那覇市品質管理推進員研修や人事課研修、品質管理通信においても周知を行います。	令和5年度	令和4年度から品質管理推進研修や品質管理通信、内部監査にて本システムについて周知を行っていましたが、令和5年度には人事課研修でも周知させてもらうことで、周知の機会を増やし対応しました。引き継ぎ、周知を行います。	整理済み
81	法制契約課	137～139	意見	電磁的記録を電子メールに添付する方法で公開するという方法について、検討されたい。	要	行政手続きオンライン化対応方針に基づく情報公開手続のオンライン化を検討する際、頂いたご意見も含め検討します。	令和9年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
82	法制契約課	137～139	意見	那覇市情報公開条例第23条第2項に定める事項(重複請求の場合の公表)について、実施機関の義務化とすることを検討されたい。	要	当該条項に該当する事例は見受けられませんが、努力義務規定から義務規定への引き上げには十分な検討が必要になります。今後の請求状況等を確認のうえ、必要に応じて調査研究します。	令和6年度	当該条項に該当する事例は見受けられず、現行規定においても必要な対応は可能なため、義務化は不要と判断しました。	整理済み
83	法制契約課	139～140	意見	営利目的の場合に手数料を徴収する旨の規定(条例第17条第2項)の適用範囲について、新聞社等のマスメディアを除外することを検討されたい。	要	新聞社が記事のために情報公開請求する場合は法人であり営利目的とみなす整理をしております。今後、頂いた意見を含め、他市事例を調査研究します。	令和8年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
84	法制契約課	140～141	意見	情報公開請求を権利濫用として拒否する場合の手続として、事前に、審議会等、実施機関以外の第三者に意見を聞く手続を定めることを検討されたい。	要	—	令和6年度	権利濫用規定については、要件が限定され、審議会への報告を義務づける現行規定により恣意的な運用は抑制されているものと整理しており、現在まで適用実績もありません。今後具体的な事例に際しては、顧問弁護士相談等の活用も見込んでいます。	整理済み
85	法制契約課	142	意見	図書館等で管理されている歴史的資料等(条例第2条第1号イ)と、図書館等において保存されている一般利用目的の公文書(条例第18条第3項)との関係を整理した上で、それに合わせて規定を改正する等の対応を検討されたい。	要	頂いた意見を参考に、改めて関係を整理し、実務上の運用等を確認しながら、必要に応じた対応を検討します。	令和8年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
86	法制契約課	142～143	意見	運用状況報告書の有効活用並びに情報公開条例の適正な解釈及び運用を確保するための研修の実施を検討されたい。	要	—	令和6年度	運用状況報告書については、7月末に市ホームページ掲載及び職員向け周知実施済みです。情報公開に関する研修については、職員研修の一環として毎年度実施されております。	整理済み

(令和5年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
88	総務課・企画調整課	144～153	意見	今後のDXの取組（推進）においては、適切な文書管理の観点からの検討と対応の徹底を意識されたい。 そのために、デジタル化推進本部、デジタル化推進会議のほか、特にDX推進部局（企画調整課DX推進室）と、文書事務を統括する総務課との情報交換や意見交換を密に行うことを検討されたい。	要	【総務課】 適切な文書管理を行うようDX推進室との情報交換や意見交換を密に行っていくます。	令和6年度	8月9日にDX室と意見交換を実施しました。引き続き、適切な文書管理を行うようDX推進室との情報交換や意見交換を密に行って参ります。	整理済み
					要	【企画調整課】 オンライン申請やクラウドサービスの利用など、DXの取組が進む中で想定されるケースを抽出し、取得したデータの取扱い（保存、廃棄等）をどのようにするか、総務課との意見交換を今年度中に実施します。	令和6年度	8月9日に総務課と意見交換を実施しました。引き続き密なコミュニケーションを図ってまいります。	整理済み
91	企画調整課	154～160	意見	片議の議事録及び副部長会議の議事録の保存年限を再検討されたい。	要	片議の議事録及び副部長会議の議事録の保存年限を再検討します。	令和6年度	保存年限について再検討致し、那覇市文書取扱規定第40条第2項(3)アに基づき、保存年限は5年のままとすることとしました。なお、令和6年度第8回副部長会議以降、保存年限が5年を超える案件に関する議事録については、所管課にて適切に保存するようにと、メールにて所管課へ周知してまいります。	整理済み
92	総務課	154～160	意見	片議の資料とされていない提案部署が作成した意思決定過程の文書等の資料に関する公文書管理（特に公文書該当性、保存年限）を徹底されたい。	要	意思決定過程の文書の作成についてはID7によります。 意思決定過程に関する文書の取扱いについて、他自治体の動向の調査及び精査を行い、検討します。	令和7年度	ID7に「公文書条例」には、意思決定過程の文書の作成義務を定めるべきとあり、公文書管理条例の制定については、ID1によるため、ID1に集約します。	整理済み
93	企画調整課	161～165	意見	部署間において会議体の議事録の記載内容や方法についての情報を共有し、他部署の議事録の記載内容や方法を参考とすることを検討されたい。	要	議事録の記載内容や方法について情報を共有し、他部署の参考とできるように検討します。	令和6年度	8月に議事録の記載内容や方法について情報を共有し、他部署の参考とできるように通知しました。	整理済み
96	法制契約課	166～171	意見	個人情報漏洩の問題に関して、ダブルチェックの対策をとってもなお発生する場合は、上長による確認を実施することも検討されたい。	要	個人情報等の取扱いにかかわる安全管理措置については、頂いた意見を含め、研修及び通知等で各課に周知します。	令和6年度	8月末～9月初めに、各課所属長を対象に管理責任者研修（実地及び書面）を行い周知しました。	整理済み
97	総務課	166～172	意見	紙文書の保管場所の確保、ファイルサーバの既定容量について、全庁的な調査を実施した上で、その対応を検討されたい。	要	調査方法及び目的を精査し、検討します。	令和7年度	（実施後、その内容が記載されます。）	取組中
98	総務課	166～172	意見	フォルダの分類及び保存年限の基準について、研修実施を言めて周知徹底されたい。	要	以前作成されていた文書種目表を電子化し、文書事務研修時に周知します。	令和7年度	（実施後、その内容が記載されます。）	取組中

包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

【令和4年度テーマ】
出資団体及び財政的援助団体に係る財務事務の執行について

合計（件数）		措置状況		
指摘の件数		改善の必要性	処理区分	件数
32		要	処理済み	16
			取組中(A)	16
			未措置	0
意見の件数	181	不要	—	0
		改善の必要性	処理区分	件数
			整理済み	68
149		要	取組中(A)	76
			未措置	0
		不要	—	5

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

令和5年度措置状況					
合計（件数）		措置状況			
指摘の件数	92	改善の必要性	処理区分	件数	
16		要	処理済み	10	
			取組中(A)	6	
			未措置	0	
意見の件数		不要	—	0	
			改善の必要性	処理区分	件数
			整理済み	46	
76		要	取組中(A)	30	
			未措置	0	
			不要	—	0

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

令和4年度包括外部監査結果に対する改善措置票

＜改善措置の記載について＞

- (1) 「改善の必要性」の欄には、当該指摘事項等が改善の必要がある場合に「要」と記載されます。
- (2) 「改善計画又は～」の欄には、改善のための計画の概要が記載されます。指摘事項等が「意見」の場合、検討の方向性が記載されます。
- (3) 「実施期限」の欄には、改善の実施、または検討の結果を出す期限が記載されます。初年度に改善や検討がされた案件については「－」が記載されます。
- (4) 「実施日及び～」の欄には、実施内容や検討結果が出ていない場合は、それらがこれから記載されます。
- (5) 「処理区分」の欄には、改善が記載された場合は「処理済み」と記載されます。市の考えが整理できた場合や改善がされた場合は「整理済み」と記載されます。改善取組中や検討結果が出ていない場合は「取組中」と記載されます。改善の必要性が「不要」とされた場合は「－」が記載されます。また、改善すべきとされてしまったものの、取組んだ結果対応することが困難となった指摘事項については「未措置」と記載されます。

【指摘事項の部】※指摘事項・・・監査人として自治体で是正・改善することがよいと考えるもの
第1号様式(第3条関係)

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
26	都市計画課	37 53 104	指摘 事項	【泊ふ頭開発株式会社】 ○第三セクターに対するモニタリングを実施して いない。 第三セクター等に関する総務省指針第2.1 (3)に、「地方公共団体は、経営・資産債務の状 況等を把握した上で、継続的かつ定期的に評価 を行うことが必要である。」と記載されているにも 関わらず、市は泊ふ頭開発の評価を行って いない。 なお、第三セクター等の評価を行うにあたって は、単に年1回業績や事業概要を把握するだけ では不十分であり、当該指針に記載されている 以下の点に留意して評価を実施する必要がある ため、留意されたい。 ・第三セクター等が行う事業の公益性、公益 性、採算性及び将来見通し等を十分に精査する。 ・第三セクター等以外の事業手法との比較を行 う。 ・費用対効果に留意する。	R5	要	泊ふ頭開発への定期的なモニタリングを行う体制 を整備するとともに、事業状況、財務状況、経営状況 等を継続的且つ定期的に評価するための具体的手 段について、ID5を踏まえ検討してまいります。	令和6年度	泊ふ頭開発への定期的なモニタリングについて は、年1回の報告に加え、四半期ごとの情報収集を 行うなど頻度の拡充に努めます。また、事業状況、 財務状況、経営状況を継続的かつ定期的に評価 するための具体的手段については、企画調整課 等と調整を行いながらモニタリング実施について検 討します。	取組 中
					R6	要	泊ふ頭開発への定期的なモニタリングについて は、年1回の報告に加え、四半期ごとの情報収集を 行うなど頻度の拡充に努めます。また、事業状況、財 務状況、経営状況を継続的かつ定期的に評価する ための具体的手段については、企画調整課等と調 整を行いながらモニタリング実施について検討しま す。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組 中

第1号様式(第3条関係)

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
40	生涯学習課	37 53 117	指摘 事項	【公益財団法人那覇市育英会】 ○第三セクターに対するモニタリングを実施して いない 市は、那覇市育英会を第三セクター等に含め た上で、定期的に評価を実施する必要がある。 なお、第三セクター等の評価を行うにあたって は、単に年1回業績や事業概要を把握するだけ では不十分であり、第三セクター等に関する総務 省指針第2.1(3)に記載されている以下の点に、 留意して評価を実施する必要があるため、留意さ れたい。 ・第三セクター等が行う事業の公益性、公益性、 採算性及び将来見通し等を十分に精査する。 ・第三セクター等以外の事業手法との比較を行 う。 ・費用対効果に留意する。	R5	要	第三セクター等に関する所管部署である企画調整 課等と調整を行いながらモニタリング実施について 検討します。	令和6年度	令和5年度より那覇市育英会を第三セクター等に 含め、定時総会、事業概要や財務諸表等を把握 するとともに、次年度予算編成時に、補助金通正 化チェックシート等を活用し、事業の公益性、公益 性、将来見通し等を精査し、評価を行っておりま す。 引き継ぎ経営状況を注視しながら判断してまいり ます。	処理済み
45	生涯学習課	37 55 122	指摘 事項	【公益財団法人那覇市育英会】 ○貸付積立金に複数財源の資金が混在してい る 現状、貸付積立預金の中に、法人の運営資金 にも使用可能な市からの出資金と、使途が貸付 金に限定されている寄付金が混在しているにも 関わらず、その内訳金額は不明であった。 このような状況においては、企業や個人からの 寄付金を法人の運営資金に使用してしまっても 気付かず、寄付者の意向にそぐわない寄付金の 使用を行ってしまう可能性があり、問題である。 したがって、那覇市育英会は過去の入出金履 歴等に基づき、貸付金積立預金残高の財源別 内訳表を作成し、使途を確認しながら貸付金積 立預金の使用を行ってべきである。 また、財務諸表の利用者に理解を与えることを 防ぐためには、市からの出資金部分について別 な勘定科目を使用することが望ましいと考えられ るため、検討されたい。	R5	要	那覇市育英会及び当課にて協議した結果、那覇市 育英会において会計に関する内部規定を策定し、こ 指摘の市からの出資金については別の勘定科目を 設けるなど検討します。	令和6年度	当該団体の令和6年度第1回理事会(令和6年5月 24日開催)において、法人運営費に使用できる市 からの出資金3,000万円について、別の勘定科目 として事務管理積立預金を設定し、貸付積立預金 への振替について承認されたことを確認していま す。	処理済み

第1号様式(第3条関係)

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
50	ちやーがん じゅう課	46 51 130	指摘 事項	【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】 ○会員資格の喪失について定款と異なる判断を行っている シルバー人材センターの定款においては、1年以上会費を滞納した場合は会員資格を喪失すると定めているが、実際の運用上は、過去の理事会において会員資格喪失となる事件を3年以上とすることとし、当時の理事会の決定を継承して適用しているとのことである。 シルバー人材センターは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の趣旨を踏まえ、定款記載通りの運用を行うか、または、会員資格喪失要件を未納期間3年以上とする内容で定款変更を行い社員総会の決議を得る、といった対応を検討されたい。 また、市は、シルバー人材センターが定款や一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の趣旨に合致した運営を行っているかどうか、継続的にモニタリングすべきである。	R5	要	他シルバー人材センターの情報を収集し、改善計画を作成したいと考えております。 市は、モニタリングの際、シルバー人材センターが定款や一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の趣旨に合致した運営を行っているかどうか、確認を行うようにします。	令和7年度	令和6年1月29日開催の第4回総務委員会において、会費滞納に係る会員資格喪失事由の未納期間「1年以上」を「3年以上」に改める定款の一部変更議案について、同委員会の承認を得ました。	取組中
					R6	要	定時総会において定款の一部変更を行い、未納期間「1年以上」を「3年以上」に改めます。	令和7年度	令和6年5月31日開催の定時総会において定款の一部変更についての議案が可決されたことにより、会費滞納に係る会員資格喪失事由について未納期間「1年以上」を「3年以上」に改めました。 市は、モニタリングの際、シルバー人材センターが定款や関係法令の趣旨に合致した運営を行っているかどうか、引き続き確認を行ってまいります。	
53	ちやーがん じゅう課	37 53 135	指摘 事項	【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】 ○第三セクターに対するモニタリングを実施していない 市は、シルバー人材センターを第三セクター等に含めた上で、定期的に評価を実施する必要がある。 なお、第三セクター等の評価を行うにあたっては、単に年1回業績や事業概要を把握するだけでは不十分であり、第三セクター等に関する総務省指針第2.1(3)に記載されている以下の点に留意して評価を実施する必要があるため、留意されたい。 ・第三セクター等が行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等を十分に精査する。 ・第三セクター等以外の事業手法との比較を行う。 ・費用対効果に留意する。	R5	要	他市町村の第三セクターに対するモニタリングに関する情報を収集し、第三セクター等に関する総務省指針に留意しながら、モニタリングの実施による評価を行うようにします。	令和7年度	令和5年度より、シルバー人材センターを第三セクター等を含め、定時総会やモニタリング時に、事業概要や業績、財務諸表等を把握するとともに、次年度予算編成時に、補助金適正化チェックシート等を活用し、事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等を精査し、費用対効果に留意した評価を行っております。 第三セクター等以外の事業手法との比較につきましては、令和5年10月のインボイス制度施行に伴う消費税などの不測の事態に備え、本市からの出資金1,000万円を保有しておくこととした。引き続き経営状況を注視しながら判断してまいります。	処理済み

第1号様式(第3条関係)

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
82	保健総務課	55 167	指摘事項	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○固定資産の現物確認が不十分 地方独立行政法人那覇市立病院固定資産管理規程第27条において、「那覇市立病院の固定資産管理責任者は、定期かつ随時に固定資産の現物と固定資産台帳を照合しなければならぬ」と「照合の結果、差異のあるもの又は損耗の著しいものについて、その差異原因を調査しなければならぬ」と規定されている。 そこで、那覇市立病院に対し、令和3年度の固定資産調査状況を質問したところ、固定資産表を裏面したことを明確に示す資料は作成されていなかった。 那覇市立病院は、固定資産管理規程に基づき、定期かつ随時に固定資産調査を行い、実査の結果、除却等の会計処理が必要と判断した場合には、適時に会計処理を行う必要がある。	R5	要	建替に向けて各現場と今後の機器購入及び削減についてヒアリングが行われる予定です。 この機会に、固定資産管理の重要性を現場スタッフに認識してもらい、現物と固定資産台帳を照合します。	令和7年度	—	取組中
					R6	要	建替に向けて各現場と今後の機器購入及び削減の機会に、固定資産管理の重要性を現場スタッフに認識してもらい、現物と固定資産台帳を照合します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
84	保健総務課	55 168	指摘事項	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○資産管理ラベルが貼付されていない固定資産 固定資産の現物確認を行ったところ、資産管理番号が記載された資産管理ラベルが貼付されていない固定資産が2件存在した。 地方独立行政法人那覇市立病院固定資産管理規程第20条第5号には、器械備品には原則として資産管理ラベルを貼付する必要があると規定されているが、当該規定が適切に運用されているとは言えない。 また、那覇市監査委員による平成26年度財政援助団体等監査においても同様の指摘がなされているにもかかわらず、今回の包括外部監査においても同様の指摘事項が発見される結果となった。 那覇市立病院は、固定資産管理規程に従い、固定資産に資産管理ラベルを貼付されたい。	R5	要	剥がれやすいラベルが貼付されていたため、平成27年4月以降に取得した固定資産は剥がれにくい素材に改善し貼付位置も工夫しています。 平成27年4月以降令和4年度末現在までに取得した固定資産は654件、減価される物や銅製小物を除きすべて貼付しています。 ラベルが貼られていない固定資産については、取得した際の状況が把握できたものはラベルを発行し随時貼付しています。 今後も現物と固定資産台帳の照合を随時行う事により、取得した際の状況を随時確認した上でラベルが貼付されていない物品については、随時ラベルを貼り付けます。	令和7年度	固定資産の現物確認の際、資産管理ラベルが貼付されていなかった2件については、令和6年9月12日に資産管理ラベルを貼付しました。	処理済み

第1号様式(第3条関係)

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
85	保健総務課	55 169	指摘事項	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○実地たな卸当日における消費分が適切に処理されていない 実地たな卸の当日において、たな卸当日(3月31日)の消費分をシステム入力前にたな卸を実施していたため、システムで管理される帳簿上の残高と現物の残高に差異(以下、たな卸差異と言う。)が生じていた。 実地たな卸の精度に疑義が生じることに加え、たな卸差異の原因究明作業が二度手間となり非効率である。 たな卸当日の入出庫に関する取り扱いを含む実地たな卸手順を明確化したうえで、実地たな卸マニュアルである「那覇市立病院実地たな卸に関する事務取扱要領」に反映し、手順を徹底された。	R5	要	令和5年11月から薬割管理システムが新しくなり、その準備を進めておりますが、その中で、棚卸しに関するシステム管理機能の強化を予定しています。また、その中で、たな卸当日における消費分についても適切に処理されるようなチェック体制を確立していきます。そして、薬割管理システムが新しくなるタイミングで実地棚卸し手順を明確にして、「那覇市立病院実地棚卸しに関する事務取扱要領」に反映して、手順を徹底して厳守していきます。	令和5年度	—	取組中
					R6	要	令和5年11月から薬割管理システムが新しくなり、旧システムからマスター関連の切り替え作業、スタッフ全員での運用面の確認等、業務改善に取り組みできました。今回のシステムでは、経費削減、ペーパーレスを考慮して、これまでのシートの管理方法を採用しました。新システムに切り替え半年を経過しましたが、問題点もあり、薬割管理マニュアルを見直し棚卸し手順書を令和6年度に作成しました。令和6年度中に「那覇市立病院実地棚卸しに関する事務取扱要領」に反映したいと思います。	令和6年度	—	取組中
96	まちづくり協働推進課	60 185	指摘事項	【協働によるまちづくり推進事業】 ○事業報告書の内容に不備がある 令和3年度事業報告書は、以下の状況であった。 ●実施した活動(事業内容)ごとに「参加人数」、「所要額」の記載欄があるが、すべて空白であった。 ●実施した活動(事業内容)を時系列で列挙するのみであり、その成果に全く言及がない。 いずれも、事業の評価はもとより、次年度以降の予算積算の根拠となる重要な情報である。しかし、現状では、事業評価の有効性及び予算積算の妥当性に疑義が残ると言わざるを得ない。 合理的な成果指標を設定したうえで実施すべき活動を計画し、その活動の成果を適切に評価し、かつ次年度以降の予算積算の根拠となるように事業報告書の改訂と必要情報の記入を徹底された。	R5	要	事業報告書における記載欄への記入につきましては、徹底していきます。なお、人と人の関係性を数値化することが難しいため、事業の評価指標をどうするか等、当協議会との意見交換会において検討していきます。	令和5年度	令和4年度の事業報告書につきましては、人数や所要金額など、記載欄への記入を是正しております。 令和5年8月より「意見交換会」を毎月実施します。その中で、今後の当協議会の在り方や行政との連携の手法について検討していきます。	取組中
					R6	要	本事業の目的が市民の地域活動を促進し協働の輪を広げることにあることに鑑みると、取組の成果を数値化することが困難です。今後も、事業案や事業報告書にて取組のPDCAサイクルを回し、継続的な意見交換会を実施しながら課題解決に向けた効果的な取組に協働で取り組みます。	令和6年度	事業報告書については、事業、参加人数等を成果として記載する形に改めました。	処理済み

第1号様式(第3条関係)

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 要

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
100	福祉政策課	59 194	指摘 事項	【那覇市社会福祉協議会補助金事業】 ○補助金の算定基準が補助金交付要綱に定められていない。 本事業における那覇市社会福祉協議会補助金交付要綱を閲覧したところ、補助対象経費の範囲及び補助金額の算定根拠(算定基準)がいずれも規定されていなかった。 現状の補助金交付要綱は、那覇市の補助金に関するガイドラインが適用されている内容とは言い難く、補助金の算定根拠が不明確になってしまっている。 したがって、市は、補助金交付要綱に、補助対象経費の範囲及び補助金額の算定根拠(算定基準)を明記すべきである。	R5	要	交付要綱を改正し、補助対象経費等について具体的に定めるなど、算定根拠の明確化を図ります。	令和6年度	県内外の自治体に、社協への補助金の交付状況を調査し、要綱を提示いただく等して情報を収集しました。令和6年度は収集した情報をもとに、補助対象経費の範囲及び補助金額の算定根拠が明らかになるような要綱を改正します。	取組中
101	福祉政策課	60 195	指摘 事項	【那覇市社会福祉協議会補助金事業】 ○検査において補助対象経費の根拠資料を確認していない。 市は、補助対象経費の根拠資料(請求書、領収書等)を検査時に確認しておらず、検査の一部を法人の監事監査に依頼している状態であった。 しかしながら、社会福祉法人の監事による監査はあくまで法人の内部的な監査であり、このような補助金を受け取る側の内部的な監査に市の検査の一部を依頼しているという状況は、検査における独立性や客観性が担保できないため適切な方法とは言えない。 また、那覇市補助金等交付規則第13条に定める検査義務を果たしているとは言えない。 したがって、市は、検査において補助対象経費の根拠資料を確認する必要がある。	R5 R6	要 要	交付要綱を改正し、補助対象経費等についてより具体的に定めるなど、算定根拠の明確化を図り、検査時に根拠資料の確認を行います。 収集した情報をもとに、補助対象経費の範囲及び補助金額の算定根拠が明らかになるような要綱の改正を行い、検査時には、当該要綱に基づき、根拠資料の確認を行います。	令和6年度	収集した情報をもとに、補助対象経費の範囲及び補助金額の算定根拠が明らかになるような要綱の改正を行い、検査時には、当該要綱に基づき、根拠資料の確認を行います。	取組中

第1号様式(第3条関係)

(令和4年度報告書分)

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
105	福祉政策課	60 200	指摘 事項	【那覇市民生委員児童委員連合会補助金事業】 ○検査において補助対象経費の根拠資料を確 認していない 市は、補助対象経費(請求書、領 収書等)を検査時に確認しております。検査の一 部を法人の監事監査に依頼している状態であっ た。 しかしながら、社会福祉法人の監事による監査 はあくまで法人の内部的な監査であり、このよう な補助金を受け取る側の内部的な監査に市の検 査の一部を依頼しているという状況は、検査にお ける独立性や客観性が担保できないため適切な 方法とは言えず、那覇市補助金等交付規則第 13条に定める検査義務を果たしているとは言 えない。 したがって、市は、検査において補助対象経費 の根拠資料を確認する必要があります。	R5	要	補助金が適切に執行されているか検査の際に根拠 資料の確認を行います。	令和6年度	検査時に適正に予算執行されているか根拠資料 の確認のため、実績報告の時期等について民生運 事務局と調整しているところです。	取組 中
					R6	要	検査時に適正に予算執行されているか根拠資料の 確認のため、実績報告の時期等について民生運 事務局と調整しているところです。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組 中
119	商工農水課	59 229	指摘 事項	【那覇商工会議所事業費助成事業】 ○補助金の算定基準が補助金交付要綱に定め られていない 本事業における那覇市商工業振興奨励補助 金交付要綱において、補助金の算定基準につ いては「予算の範囲内において商工団体に補助 金を交付する。」と記載されているのみで、明確 な算定基準が規定されておらず、那覇市の補助 金に関するガイドラインが適切に適用されてい なかった。 市は、那覇市商工業振興奨励補助金交付要 綱において、補助金の算定基準となる「補助率 上限」を記載するよう要綱を改定された。 那覇市商工業振興奨励補助金交付要綱に補 助率上限を記載しようとする際、1/2を超える補助 率上限を設定するのであれば、その妥当性を十 分に説明できるようにしておく必要がある。	R5	要	本補助金は、商工業振興に資するものとして、各種 イベントや施設整備等幅広い事業に対して柔軟に活 用して参りました。 その内容は多岐にわたるため、各事業の内容に応 じて補助率や補助額を決定しております。 まずは、過去の実績を整理したうえで、要綱改正に ついて検討いたします。	令和6年度	過去の実績を整理したうえで、要綱改正につい て検討いたします。	取組 中
					R6	要	本補助金は、商工業振興に資するものとして、各種 イベントやセミナー等のソフト事業や、施設整備等幅 広い事業に対して柔軟に活用しており、その内容は 多岐にわたるため、各事業の性質に応じて補助率や 補助額を決定しております。 今後商工会議所等団体の活動については、時代 の流れに即した柔軟な対応を図る必要があるため、 要綱には補助率上限を規定せず、引き続き、当該事 業の妥当性について説明できるように整理してまいりま す。	令和6年度	左記理由のとおり、要綱には補助率上限を規定せ ず、各事業の趣旨等を踏みながら適切に補助金 を算定し、補助を実施して参ります。	処理済み

第1号様式(第3条関係)

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
121	商工農水課	61 230	指摘 事項	【那覇市商工会議所事業費助成事業】 ○補助金に係る消費税等の仕入税額控除に関する取扱いの定めがない 那覇市商工業振興奨励補助金交付要綱には、補助金に係る消費税等の仕入税額控除に関する規定がなく、補助金過大交付にリスクを防止する措置が講じられていない。 したがって、市は、那覇市商工業振興奨励補助金交付要綱を改正し、補助金に係る消費税等の仕入税額控除に関する規定を追加すべきである。	R5	要	那覇市商工会議所については、特定収入が5%を超えるため、仕入税額控除の調整計算を行ったうえで申告しており、本補助金に係る仕入税額控除はないという報告を受けております。 那覇市商工業振興奨励補助金交付要綱への、補助金に係る消費税等の仕入税額控除に関する規定の追加については、他事業の交付要綱等を参考に改正を予定しております。	令和6年度	他事業の交付要綱等を参考に改正を予定しております。	取組中
					R6	要	那覇市商工業振興奨励補助金交付要綱への、補助金に係る消費税等の仕入税額控除に関する規定の追加については、他事業の交付要綱等を参考に改正を予定しております。	令和6年度	他事業の交付要綱等を参考に12月に改正しました。	処理済み
132	ちやーがん じゅう課	60 251	指摘 事項	【那覇市シルバーク人材センター運営補助金】 ○検査において補助対象経費の根拠資料を確認していない。 市は、補助対象経費の根拠資料(請求書、領収書等)は検査時に確認しておらず、検査の一部を法人の監事監査に依頼している状態であった。 しかしながら、公益社団法人の監事による監査はあくまで法人の内部的な監査であり、このような補助金を受け取る側の内部的な監査に市の検査の一部を依頼しているという状況は、検査における独立性や客観性が担保できず、適切な方法とは言えず、那覇市補助金等交付規則第13条に定める検査義務を果たしているとは言えない。 したがって、市は、検査において補助対象経費の根拠資料を確認する必要がある。	R5	要	補助対象経費の根拠資料について、今後は検査の際に現地で確認を行うようにします。	令和5年度	令和5年7月24日に那覇市シルバーク人材センターを訪問し、経費の領収書等の確認や検査を含むモニタリングを行いました。引き続き年度以降も現地モニタリングによる補助対象経費の根拠資料の確認を行います。	処理済み

第1号様式(第3条関係)

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
141	道路管理課	63 269	指摘 事項	【沖縄都市モノレール自由通路の維持管理業務委託】 ○委託契約書に再委託制限条項が記載されているにもかかわらず、再委託を行っている 本委託業務に係る契約書(沖縄都市モノレール自由通路の維持管理業務委託契約書)第5条2項によれば、契約の主たる業務を再委託してはならない旨が規定されている。 しかしながら、以下の通り、委託費総額に占める再委託費割合が92.1%と、本委託業務の大半が再委託されており、委託契約書の記載内容と実態が乖離している。 沖縄都市モノレール(株)における経営資源には上限があるし、また、再委託している業務の中には専門的知識や経験が要求される業務もあるという点を踏まえると、再委託すること自体は特段問題がないと考えられるため、今後も再委託により業務を実施するのであれば、契約書の内容を修正し、主たる業務であっても再委託を可能との契約内容にすべきである。	R5	要	令和5年6月時点において、沖縄都市モノレール(株)と契約約款について協議中であり、令和6年度契約までには、内容を修正し、適切な内容で契約をしたいと考えております。 なお、各道路管理者と幹事会において意見交換を行い、再委託については令和5年度の業務から、特記仕様の見直しを行い改善を図っております。	令和6年度	再委託については、契約書にて禁止事項や承認手続き等の制限事項を定めております。 令和5年度沖縄都市モノレール管理者連絡協議会の幹事会において意見交換を行い、契約書の主たる業務、再委託が可能な範囲、再委託の事前承認を明示することに改善しております。	処理済み

【意見の部】※意見…監査結果に添える参考意見(参考提言)とするもの

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
1	企画調整課	36	意見	【全般的意見1. 第三セクター等の範囲に限りがある】 ○市は、第三セクター等に関する総務省指針等の記載内容を踏まえ、改めて第三セクター等の範囲の正確性について、部署横断的に調査すべきである。その上で、第三セクター等に該当する法人については、総務省が実施する調査において、漏れなく情報が記載されるよう留意する必要がある。 なお、第三セクター等の範囲を特定するにあたり、一般社団法人及び一般財団法人に対する市の出捐割合の算定方法を、どのようにするかについて検討が必要になると考えられる。	R5	要	令和5年度の「令和5年度第三セクター等の状況に関する調査について」(国・県からの)照会により、市内へ調査を実施し、記載漏れについては、正しいとします。 市の出捐割合の算定方法については、他市事例等を調査研究しながら検討いたします。	令和6年度	令和5年10月4日、記載漏れについて正しいとしました。市の出捐割合の算定方法については、引き継ぎ、他市事例等を調査研究しながら検討いたします。	取組中
					R6	要	市の出捐割合の算定方法については、引き継ぎ、他市事例等を調査研究しながら検討いたします。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	
2	企画調整課	38	意見	【全般的意見2. 第三セクター等に関する総務省指針の適用が不十分】 ○市は、第三セクター等の運営に関して法人任せにするのではなく、総務省指針に倣い適切に関与する必要がある点に、十分留意する必要がある。 一方で、第三セクター等は地方公共団体から独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行すべき法人であるため、地方公共団体は第三セクター等に対する財政的又は人的支援は必要最小限に留め、第三セクター等の自立的な経営を促す必要がある点にも留意が必要である。 また、市が第三セクター等に適切に関与するにあたり、市独自の第三セクター等関与指針を策定することを検討されたい。	R5	要	市が第三セクター等に適切に関与するにあたり、包括外部監査人より情報提供のあった参考事例も含め、他市事例を調査・研究し、必要に応じて関与指針等について検討いたします。	令和6年度	本市独自の第三セクター等関与指針の策定については、今だ検討途中のため、引き継ぎ、検討を進めます。	取組中
					R6	要	本市独自の第三セクター等関与指針の策定については、今だ検討途中のため、引き継ぎ、検討を進めます。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和4年度報告書分)

票 置 措 改 査 監 部 外										
ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
3	企画調整課	40	意見	【全般的意見3. 出資に関する出口戦略の明確化】 ○市は継続的に第三セクター等が行う事業の公益性、採算性及び将来見通し等を十分に精査した上で、第三セクターなどへの出資に関する“出口戦略”を明確化する必要があると考える。 また、市の限られた財源を有効活用するという観点からも、自立した経営が可能な法人に対しては、出資を継続するのではなく、出資を解消し他の事業に財源を振り向けることも検討すべきである。そのため、出口戦略を明確化する必要があるのは第三セクター等に留まらず、市の出資団体についても同様である。 出口戦略の方針を定めたら、その方針に向けた取り組みについて、市と出資団体との役割を分担しながら進めていく必要がある。	R5	要	上記、第三セクター等関与指針等について検討する中で、他市等の事例を調査・研究し、必要に応じて併せて検討してまいります。	令和6年度	本市独自の第三セクター等関与指針等の策定についても検討途中のため、当該方針策定の中で、出口戦略の明確化、方針を定めることが可能かどうかを含め、引き継ぎ、他市等の事例を調査・研究し、検討を続けてまいります。	取組中
4	企画調整課	42	意見	【全般的意見4. 第三セクター等にふさわしい役職員の選任】 ○市の長や市職員（元職を含む）が第三セクター等の役職員に就任する際に、他の選任肢を含めた候補が十分に実施されていないと判断される事例や、実際の業務状況が職責を果たしているとは言い難い事例が発見された。 また、元市長や市の元職員が、市職員退職後すぐに第三セクター等の役職員に就任することは、選材適所による就任ではなく、いわゆる天下り目的での就任であるとの懸念を市民に与えてしまう可能性があると考えられるため、このような観点からも、元市長や市の元職員が第三セクター等の役職員に就任することは慎重に判断すべきである。	R5	要	上記、第三セクター等関与指針等について検討する中で、他市等の事例を調査・研究し、必要に応じて併せて検討してまいります。	令和6年度	本市独自の第三セクター等関与指針等の策定についても検討途中のため、当該方針策定の中で、市職員や市特別職が退職後すぐに第三セクター等の役職員に就任することについて、方針等を定めることが可能かどうかを含め、引き継ぎ、他市等の事例を調査・研究し、検討を続けてまいります。	取組中
5	企画調整課	46	意見	【全般的意見5. 法令遵守体制の強化】 ○市は、第三セクター等に適切に関与する必要があることから、上記の記載内容を含め、第三セクター等の法令順守体制が適切かどうかについて、継続的にモニタリングする必要がある。	R5	要	上記、第三セクター等関与指針等について検討する中で、他市等の事例を調査・研究し、必要に応じて併せて検討してまいります。	令和6年度	本市独自の第三セクター等関与指針等の策定を検討する中で、継続的なモニタリングの実施について、他市等の事例を調査・研究しながら、検討してまいります。	取組中
					R6	要	本市独自の第三セクター等関与指針等の策定についても検討途中のため、当該方針策定の中で、市職員や市特別職が退職後すぐに第三セクター等の役職員に就任することについて、方針等を定めることが可能かどうかを含め、引き継ぎ、他市等の事例を調査・研究し、検討を続けてまいります。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
					R6	要	本市独自の第三セクター等関与指針等の策定も検討する中で、継続的なモニタリングの実施について、他市等の事例を調査・研究しながら、検討してまいります。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
7	企画調整課	48	意見	【全般的意見7.成果指標の設定及び事業評価に改善の余地がある】 ○事業の評価を実施しなければならぬ理由は、以下の通りである。 ①最小の経費で最大の効果を上げているかどうかを判定するため ②市民への説明責任を果たすため ③事業実施の判断を適切に実施するため ④事業の継続的な改善のため しかしながら、成果指標の設定及び事業評価に改善の余地がある事例が、監査対象数40件のうち、80％に相当する32件で発見されているところである。 令和3年度から引き継ぎの意見となるが、市は、職員に対し、事業評価の重要性について理解を促進させ、効果的な事業評価を実施するための施策を講じらねばならない。	R5	要	事業評価については、組織目標や政策説明資料において行われておりますが、より広範な事業で効果的な事業評価を実施する方法を、今後検討して参ります。	令和6年度	—	取組中
19	都市計画課	40 50 99	意見	【泊ふ頭開発株式会社】 ○第三セクター等が実施する事業の公益性の有無について再検討が必要 開発計画当初は一定の公益性が認められたものの、現状では、泊ふ頭開発が実施する事業が高い公益性・公共性を有しているかどうかについて疑義があると考える。 市は、上記の監査人の見解を踏まえ、現状の泊ふ頭開発の現状の主な事業内容について、公益性・公共性が高いかどうか改めて検証し、その結果を市民や議会に開示し説明責任を果たすべきである。 仮に公益性・公共性が低いと判断された場合には、第三セクター等に関する総務省指針の趣旨を踏まえ、清算又は民営化等により泊ふ頭開発の抜本的改革を行うことを検討する必要がある。	R6	要	全庁が対象となる実施計画において、事業評価及び成果指標の設定について周知いたします。	令和6年度	「令和7年度実施計画策定要領」に、「事業評価」の重要性を認識すること、しつかりとした成果指標の設定等を検討することを明記し、令和6年7月に全庁へ周知いたしました。次年度以降の実施計画においても、周知を続けて参ります。 また、実施計画のヒアリング等において、企画調整課部署担当者等が事業の実績や成果指標等の確認を行ってまいります。	整理済み
					R5	要	旅客ターミナルビルは、周辺離島のターミナル機能を有しているほか、船客待合所や船舶事務所が同居しており、県内の離島振興及び本市の交流の活性化へ寄与しており、一定の公益性を有しているものと考えられます。本市としましては、ID2を踏まえ、現状の主な事業内容について、公益性・公共性について、改めて検証してまいります。	令和6年度	泊ふ頭開発の主要事業については、取締役会を通じて確認し、現状の事業は離島振興や交流活性化に寄与する一定の公益性を有していると認識しております。中長期的には情勢の変化を注視し、第3セクターとしての役割を継続していくことが望ましいものと考えており、引き続き、公益性・公共性の検証を行ってまいります。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 要 素

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
28	都市計画課	37	意見	【泊ふ頭開発株式会社】 ○第三セクター等への出資に関する出口戦略の検討が不十分 公益性、公共性、採算性等の観点から第三セクター方式で事業を開始した場合であっても、地方公共団体は、第三セクター等の経営において、民間の資金やノウハウを可能な限り活用するように留意するべきである。 泊ふ頭開発の事業は不動産賃貸業であり、ホテル区画の賃貸先が決められ安定した利益を生み出し継続的に自立した経営を行うことも十分に想定されるため、中長期的には完全民営化も視野に入れた出口戦略を検討すべきではないか。 短期・中期的な観点からの那覇市の役割として、今後の整備事業における那覇港管理組合と「重複管理」状態の解消、もしくは、整備事業のスムーズな進捗を図るための橋渡しについて具体的に努められたい。	R5	要	旅客ターミナルビルは、周辺離島のターミナル機能を有しているほか、船客待合所や船舶事務所が入居しており、県内の離島振興及び本市の交流の活性化へ寄与しており、一定の公益性を有しているものと考えます。 本市といたしましては、引き継がれたホテルの経営状況を見据えながら、ID3も踏まえ、現状の中長期的な出口戦略について検討してまいります。	令和6年度	引き継がれたホテルの工事の進捗状況を確認しつつ、ホテルの経営状況を見据えながら、泊ふ頭開発の出口戦略については、企画調整課等と調整を行いながら検討します。	取組中
		40			R6	要	引き継がれたホテルの工事の進捗状況を確認しつつ、ホテルの経営状況を見据えながら、泊ふ頭開発の出口戦略については、企画調整課等と調整を行いながら検討します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
		53								
36	生涯学習課	108	意見	【公益財団法人那覇市育英会】 ○成果指標について改善の余地がある 那覇市育英会では、成果目標を設定し、目標の達成度に基づく事業評価を実施している点は評価に値するが、一方で、成果指標の内容については、改善の余地があるものと考ええる。 那覇市育英会は貸与奨学金事業を行っていることから、例えば「新規貸与者数」又は「貸与者数」を成果指標に加えられる、より適切な事業評価が実施できるものと考えられるため、検討されたい。	R5	要	那覇市育英会および当該にて協議した結果、事業評価における成果指標として、制度趣旨や適正な運営に資するような指標設定について令和6年度の国の奨学金事業の改正の動向等を確認しながら検討します。	令和7年度	—	取組中
		37			R6	要	那覇市育英会の事業は、経済的な理由により就学困難な者への修学支援であることから、貸与者が安心して学業が行えること、償還者の継続的な返済が、当団体の安定的な事業実施かつ成果であると考え、ております。そのため、指標設定については、「不能欠損数者数0人」にするなど、適切な事業評価が実施できるよう当該団体と協議します。	令和6年度	令和6年10月9日協議し、成果指標等について「不能欠損数者数0人」等にするなど協議を行いました。	整理済み
		50								
		113								

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
38	生涯学習課	37 43 51 115	意見	【公益財団法人那覇市育英会】 ○理事にふさわしい人材が選任されていたか疑問(元市職員の常務理事就任) 過去の常務理事の中には、月1、2回程度の出勤回数の理事も存在したとのことである。 月1、2回の出勤では、事務局長としての職責を果たしていたかどうか疑問であるし、その出勤数で月額100,000円の報酬を受け取っていたのであれば、明らかに業務量に対して報酬額が過大であり、いわゆる天下り目的での退職者派遣であることが疑われない外観を有している状況が存在している可能性がある。 市は、那覇市育英会の事務局長としてふさわしい人材を常務理事に充てるように努め、常務理事就任後も事務局長としての職責を果たしているかどうか及び業務量と報酬金額のバランスが妥当かどうか、について継続的にモニタリングする必要がある。	R5	要	那覇市育英会および当該で協議をした結果、事務局長の選任等について、国などの関係法令等の内容や動向を参考にすることや、本市としての全体的な方針を踏まえ、対応していくことを確認しております。また、勤務実態の確認については、月報出などを検討します。	令和6年度	那覇市育英会および当該で協議をした結果、事務局長の選任等について、国などの関係法令等の内容や動向を参考にすることや、本市としての全体的な方針を踏まえ、対応していくことを確認しております。また、勤務実態の確認については、月報出を提出していただきます。	整理済み
41	生涯学習課	37 53 117	意見	【公益財団法人那覇市育英会】 ○第三セクター等への財政的援助に関する効果測定が実施されていない 市は、那覇市育英会に対し、出相及び補助金交付により財政的援助を行っているが、当該財政的援助がどのような効果を上げているかを測定していない。そのため、那覇市育英会への財政的援助が市にとって有用であったかどうか判断できない状況である。 事業のPDCAサイクル実施や市民への説明責任という観点から言えば、市が実施した財政的援助の有効性を測定すべきである。	R5	要	那覇市育英会に対する市補助金は、当団体の貸与事業の執行や償還事務の安定的な運営に寄与していると考えております。財政的援助の有効性について、事業の趣旨を踏まえた指標の設定などで事業の改善にいかせるしくみを検討します。	令和7年度	経済的な理由により就学困難な者への修学支援は、将来を担う子供たちへ進学する機会の創出につながってまいります。貸与者が継続して学業が行い、安定的に事業を実施できていることは財政的援助が有用であったといえ、貸与人数や貸与費、償還状況の実績報告等を持って効果があったと認識しております。引き続き、補助金適正化チェックシート等で財政的援助の有効性について確認してまいります。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
42	生涯学習課	37 55 118	意見	【公益財団法人那覇市育英会】 ○預金管理体制が不十分 那覇市育英会において、預金通帳と銀行届出印は別な金庫等に分けて保管されているが、2つの金庫等の鍵は同一の資金担当者保有しているため、単独で預金の払出が可能状態である。 不正な預金払出の防止という内部統制上の観点からは、例えば以下のような体制を構築すべきである。 ・2つの鍵の保有者をそれぞれ別の人にする。 ・上記資金担当者とは別な役職員により、定期的に預金通帳残高や定期預金証書と試算表残高を照合する。 市の財源により財政的援助を行っている第三セクター等において、不正な預金払出を発生させるわけにはいかないため、市は、預金管理に関する適切な内部統制の構築を那覇市育英会に指導すべきである。	R5	要	那覇市育英会において、通帳や証書等と銀行印などの管理者を別で設けるなど対応しており、預金通帳残高や定期預金証書と試算表残高照合について、年度内の半期毎に残高照合することを検討します。	令和5年度	令和5年7月21日に当時から育英会に対し、定期的に、預金通帳残高や定期預金証書と試算表残高照合などを行っているよう指導を行いました。また、預金管理を含む会計に関する内部規定について、策定中であることを確認しております。なお、現在は、通帳と定期預金証書、公印と銀行印を保管する人を別に行っていることを確認しております。	取組中
43	生涯学習課	37 55 118	意見	【公益財団法人那覇市育英会】 ○貸付金管理台帳と財務諸表上の貸付金残高が一致していない。 那覇市育英会において使用している貸付金償還システムから出力した、令和3年度末時点の別貸付金残高明細の合計額と令和3年度末時点の財務諸表残高を比較した結果、10,000円の差異があった。 那覇市育英会は、差異原因を調査し、適切な貸付金残高を把握した上で、人別貸付金残高明細の合計額と財務諸表残高を適切な貸付金残高に一致させるよう、努力されたい。	R6	要	那覇市育英会における預金管理等を含む会計に関する内部規定（経理規定）の確認を行います。	令和6年度	那覇市育英会より預金管理等を含む会計に関する内部規定（経理規定）の策定・施行を令和6年5月24日開催理事會資料にて確認しております。また、定期的に、預金通帳残高や定期預金証書と試算表残高照合などを行っていることも併せて確認しております。	整理済み
					R5	要	那覇市育英会に確認したところ、令和3年度末時点の貸付金償還システムから出力した人別貸付金残高明細と財務諸表残高の合計額の不一致について、貸付金償還システムの誤入力による人的ミスと判明しました。令和5年度中に仕訳を行い、決算書に反映できるよう検討する意向を確認しております。	令和5年度	令和5年7月21日に育英会より不一致の原因が判明したことを確認しております。今後、監査と相談し対応を決め、理事會での承認を得て決算に反映する予定です。	取組中
					R6	要	育英会へ人別貸付金残高明細と財務諸表残高の合計額の不一致について、監査との相談状況、決算状況への反映状況等の確認を行います。	令和6年度	令和6年7月19日に監事と調整したことを確認しております。決算への影響は伴わず、システム修正処理のみの対応が可能だったことを確認しております。	整理済み

外 部 監 查 改 善 措 置 原 則

[illegible]

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
47	生涯学習課	38 56 124	意見	【公益財団法人那覇市育英会】 ○情報公開が不十分 市は、第三セクター等に関する総務省指針の趣旨を鑑み、少なくとも那覇市育英会において、財政的なリスクが高まったと判断した場合には、市のHP等において、経営指図、市が行っている財政的支援とそれに伴う財政的なリスク、現在の経営状況に至った理由、将来の見通し等について情報公開することを検討すべきである。 また、議会に対しては、財政的リスクの高まりに及びて適宜議会に報告を行い、議会のモニタリングを受けるべきである。	R5	要	財政的なリスクが高まった際の対応について、全庁的な方針等を踏まえながら対応したいと考えています。	令和6年度	令和5年度において那覇市育英会に財政的リスクは見受けられませんでした。次年度以降も引き続き経営状況について補助金適正化チェックシート等を通じ、確認を行い、財政的リスクが高まった場合には、市のHP等において情報公開を行い、議会に対しても適宜報告を行います。	整理済み
48	生涯学習課	38 56 125	意見	【公益財団法人那覇市育英会】 ○那覇市育英会の将来的な展望について 那覇市育英会では、新規貸与者数の減少に伴い、新規貸付金に使用されない「余剰金」が増加している状況にあると考えられる。 市は那覇市育英会とともに、那覇市育英会の将来の事業展望及び「余剰金」の活用方法について検討すべきである。 また、那覇市の奨学金事業は、給付型奨学金が市の直営により、貸与型奨学金が那覇市育英会により、それぞれ実施されている。 単一事業者とすることにより、事業に係る事務コストが削減される可能性があるため、那覇市育英会の将来の事業展望と合わせて、奨学金制度の単一事業者による運用の可否も検討することが望ましい。	R5	要	那覇市育英会の余剰金については、令和3年度より「新型コロナウイルス対策学生生活支援金」として貸与生へ貸与額の10月分の給付金の支給を実施しております。今後、コロナ禍も収束していく中で、物価高騰化等の現状もあり、支援の継続は必要であり、名称を変更し継続事業として貸与生を支援したいとの意向を育英会より確認しております。また、奨学金制度を単一事業者にすることについては、国の奨学金事業の動向も確認しながら検討します。	令和7年度	—	取組中
					R6	要	那覇市育英会と余剰金の活用および単一事業者による運用可否について協議します。	令和6年度	令和6年10月9日に那覇市育英会と余剰金の活用および単一事業者による運用可否について協議を行い、今年度においても、余剰金の一部を貸与生に物価高騰の状況から、学生生活支援給付金として支給していることを確認しました。また、単一事業者による運用可否については、当該団体の事業実施や運営状況、関連する国の奨学金事業の動向にも注視し、引き続き、協議してまいります。	整理済み

(令和4年度報告書分)

外 部 監 査 改 善 措 置 要 素

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
49	ちやーがん じゅけ	37 50 129	意見	【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】 ○第三セクター等による自己評価が十分に実施 されていない 市は、シルバー人材センターが自ら評価を積 極的に行うよう指導・監督等を行うとともに、合理 的な評価基準の策定等に取組むことが望まし い。 また、PDCAサイクル運用の観点からは、目標 値と実績値の差異原因を分析し、分析結果を翌 年度以降の事業改善に繋げることが望ましい。 成果指標として、現状設定している4項目を採 用するのであれば、自己評価及び市のモニタリ ング時における目標値は、中期計画上の目標値 ではなく、実現可能な目標値を別途設定すべき である。	R5	要	令和5年度より、(公社)沖縄県シルバー人材セン ター連合を通して、「(公社)全国シルバー人材セン ター事業協会から、「シルバー事業実績」の向上の 為、PDCAサイクルを導入し、継続的な改善及び 実績の向上を図る取り組みを行うこととして下記項目に ついて目標管理を行う計画が通達されたため、当セ ンターにおいてPDCAサイクルを導入し、同項目を 数値目標として設定し、自ら評価を行うようにします。 市は、同センターが合理的な目標を設定し、自ら評 価を積極的に行うよう指導・監督等を行ってまいりま す。 ○会員数(会員拡大) 1.女性会員の拡大 2.入会説明会の工夫 3.退会抑制策 ○派遣事業延人員 1.派遣事業の拡大 2.延人員の増	令和6年度	令和5年度より、市シルバー人材センターにおい て下記の数値目標を設定し、継続的な改善及び実 績の向上を図る取組を行っているところです。 市は、同センターが合理的な目標を設定し、自ら 評価を積極的に行うよう、引き続き指導・監督等を行 ってまいります。 ○会員数(会員拡大) 令和5年度目標900人→実績798人 1.女性会員の拡大 ・女性部会の活動強化を図るため、女性部会を 年13回開催しました。 2.入会説明会の工夫 ・窓口での個別説明を実施しました。 ・システム会社より資料確認し、一部デジタル化 を検討しました。 3.退会抑制策 ・制指詰め作業など、高齢会員向けの簡易な施 業内容を提案・検討しました。 ○派遣事業延人員 令和5年度目標400人→実績715人 1.派遣事業の拡大 2.延人員の増 ・スプーの品出しや放課後児童クラブへの派 遣など、人手不足分野の開拓を検討・実施しま した。	
51	ちやーがん じゅけ	46 53 133	意見	【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】 ○労働時間管理の適切性に疑義がある 令和3年度における常勤職員5名の残業時間 について、毎月作成されている残業時間記録簿 を閲覧したところ、5名全員がいずれも、毎月の 残業時間が12ヶ月間を通じて全く同じ時間数と なっていた。 シルバー人材センターは、残業時間記録簿だ けではなくタイムカードを導入する等、適切な労 働時間管理方法を改めて検討すべきである。 また、市は、上記のような問題が生じるリスクを 十分に理解し、シルバー人材センターに対して 適切な労働時間管理の体制を構築するよう、強く 指導すべきである。	R5	要	当センターの「職員就業規則」の変更や機器導入 等に対する予算措置が必要な為、他シルバー人材 センターの労働時間管理方法を集め、改善に努め たいと考えております。 市は、適切な労働時間管理の体制を構築するよ う、シルバー人材センターに対して指導を行ってい きます。	令和7年度	県内シルバー人材センターに対し、規約規程等 の確認を行っているところです。(うち、4センターに ついては確認済みです。)	取組中
					R6	要	引き続き県内シルバー人材センターへ、規約規程の 整備状況や機器の費用等について情報収集を行い ます。 市は、他シルバー人材センターの状況等を踏ま え、適切な労働時間管理の体制を構築するよう、シ ルバー人材センターに対して指導を行います。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和4年度報告書分)

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
54	ちやーがん じゅう課	37 53 135	意見	【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】 ○第三セクター等への財政的援助に関する効果測定が実施されていない 市は、シルバー人材センターに対し、出捐及び補助金交付により財政的援助を行っているが、当該財政的援助がどのような効果を出しているかを測定していない。そのため、シルバー人材センターへの財政的援助が市にとって有用であったかどうか判断できない状況である。 事業のPDCAサイクル実施や市民への説明責任という観点から言えば、市が実施した財政的援助の有効性を測定すべきである。	R5	要	他市町村の第三セクター等への財政的援助に関する効果測定方法を収集し、これらを参考に手法を検討し、市が実施した財政的援助の有効性を測定するようにします。	令和7年度	令和5年度より、シルバー人材センターの定時総会やモニタリング時に、事業概要や業績、財務諸表等を把握するとともに、次年度予算編成時に、補助金適正化チェックシート等を活用し、事業の公益性、公益性、採算性及び将来見通し等を精査し、費用対効果に留意した評価を行い、市が実施した財政的援助の有効性を測定しております。	整理済み
56	ちやーがん じゅう課	37 55 136	意見	【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】 ○未収入金管理台帳と決算書上の未収入金残高が一致していない シルバー人材センターにおいて使用している基幹システムから出力した、令和3年度末時点の未収入金管理台帳上の未収入金合計額と、令和3年度末時点の貸借対照表残高を比較した結果、3,139,698円の差異があった。 シルバー人材センターは、差異原因を調査し、適切な未収入金残高を把握した上で、未収入金管理台帳上の合計額と貸借対照表残高について、適切な未収入金残高に一致させるよう、努力されたい。	R5	要	システムデータ等を通じて確認を行い、改善に努めます。また、基幹システムと経理システムが連動しているのかをシステム会社へ確認します。	令和7年度	令和3年度末時点で、公益目的事業会社通帳から法人会計通帳への資金振替が行えておらず、法人会計分の未収入金が未処理の状態になっていたことが原因でした。令和4年度中に資金振替を行い、処理済みとなりました。 令和5年度末時点、基幹システムと経理システムは連動できないとのことでしたが、今後適切な未収入金残高を把握し、未収入金管理台帳上の合計額と貸借対照表残高について、適切な未収入金残高に一致させるようにしてまいります。	整理済み
57	ちやーがん じゅう課	37 55 137	意見	【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】 ○回収が遅延している未収入金の回収手続が十分にない。 シルバー人材センターは、通常想定される回収時期を超過しても尚、未回収のままになっている未収入金を適時に抽出し、未回収の原因調査及び督促を行う体制を構築すべきである。 また、回収可能性が著しく低下した未収入金については、本来、債権償却又は貸倒引当金の計上、といった会計処理を行うべきである。 シルバー人材センターは、現状、発生から5年以上経過した未収入金について償却処理を行っているが、発生から5年未満の未収入金であっても、個別の状況を精査し、発生可能性が低下し、償却を要する未収入金については、償却償却又は貸倒引当金の計上、といった会計処理を行うことを検討されたい。	R5	要	定期的な未収入金状況確認を行い、回収不能にならないよう努めます。 また、未収入金が5年間経過した後には回収不能処理を行っているが、発生から5年未満の未収入金であっても、個別の状況を精査し、発生可能性が低下したと考えられる未収入金については、今後適切に処理できるよう、規程の整備又は事務処理の見直しを検討します。	令和7年度	令和5年度決算時に、発生から5年未満の未収入金も含む令和元年度までの未収入金について、個別の状況を精査し、発生可能性が低下したと考えられる未収入金については、回収不能処理を行いました。 回収不能にならないよう、今後も定期的に未収入金状況確認を行ってまいります。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
58	ちやーがん じゅう課	37 55 137	意見	【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】 ○財政運営資金信託預金の積立目的が不明瞭 シルバー人材センターの令和3年度末貸借対照表において、特定資産として財政運営資金信託預金が10,000千円計上されている。 当該特定資産は社団法人設立時に市から出捐を受けたものが使用されるに預金として残っているものであるが、積立目的や使途等は明確に決まっていなかった。 当該出捐金は、市の財源から出捐したものであるため、市の財源が有効に活用されるよう、市は、シルバー人材センターと協議の上、財政運営資金信託預金の積立目的や使途を明確にしたい。 また、現状、勘定科目名として財政運営資金信託預金という科目を使用しているが、当該勘定科目名だけでは預金の積立目的が不明瞭である。市及びシルバー人材センターは、改めて明確にした積立目的や使途を定すような勘定科目により特定資産に計上する必要がある点に留意されたい。	R5	要	財政運営資金信託預金は、年度当初の配分金等支払い時に現金が不足する恐れがある場合に、金融機関からの短期借入時の担保として活用している状況です。 今後は、市と当センターと協議の上、同預金の積立目的や使途を明確にするようにします。	令和7年度	当該特定資産の取扱いについて、市への返還も含め、監督官庁である沖縄県公益認定等審議会事務局に照会したところ、不測の事態に備え、法人を存続させるため保有しておく必要はないかの回答がありました。また、令和5年10月のインボイス制度施行に伴い、免税事業者である当センター会員の施業の対価としての配分金に係る消費税につき、その分の消費税を当センターが負担することについては、当センターにおいて仕入税額控除ができなかったことから、これを踏まえ市と当センターで協議した結果、今後急増が見込まれる消費税負担に備え、当該特定資産を保有しておくのが得策との結論に至りました。	取組中
59	ちやーがん じゅう課	37 55 138	意見	【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】 ○賞与引当金の計上が漏れている 現状の期末手当に関する会計処理で、支給時に支給総額を人件費として費用処理しており、賞与引当金は計上されていなかった。 「公益法人会計基準」の運用指針12.（1）に記載されている貸借対照表科目の例示には、賞与引当金が記載されているため、シルバー人材センターにおいても賞与引当金の計上が必要である。 シルバー人材センターは、公益法人会計基準に従い適切に会計処理する必要がある。また、市はシルバー人材センターに対し、適切な会計処理を行うよう指導する必要がある。	R6	要	勘定科目名について、不測の事態への備えとしては別に「財政運営資金積立資産」があるため、これに統合することを検討します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
				【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】 ○賞与引当金の計上に関する会計処理で、支給時に支給総額を人件費として費用処理しており、賞与引当金は計上されていなかった。 「公益法人会計基準」の運用指針12.（1）に記載されている貸借対照表科目の例示には、賞与引当金が記載されているため、シルバー人材センターにおいても賞与引当金の計上が必要である。 シルバー人材センターは、公益法人会計基準に従い適切に会計処理する必要がある。また、市はシルバー人材センターに対し、適切な会計処理を行うよう指導する必要がある。	R5	要	上部団体へ確認し、適切な会計処理に努めます。 市は、シルバー人材センターに対し、適切な会計処理を行うよう、モニタリングの際に指導していきます。	令和7年度	全国シルバー人材センター事業協会のQ&Aによりますと、「国庫補助金の賞与（期末手当、勤勉手当）は退職金と異なり、支給が確定した負債ではないため、例えば、引き当てた職員が4月に退職したケースでは、引き当てられた国庫補助金の返還が求められることとなります。このようなことから、国庫補助対象のセンターでは、「賞与引当金」の設定、計上を行わないのが一般的です。」とされており、当センターとしても上部団体の認識・指導に沿って会計処理を行っております。 市は、引き続きシルバー人材センターに対し、適切な会計処理を行うよう、モニタリング等の際に指導してまいります。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
60	ちやーがん じゅう課	38 56 139	意見	【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】 ○情報公開が不十分 市は現状の情報開示に留まらず、第三セクター等に関する総務省指針の趣旨を鑑み、少なくともシルバー人材センターにおいて財政的リスクが高まったと判断した場合には、市のHP等において、経営指標、市が行っている財政的支援とそれに伴う財政的リスク、現在の経営状況に至った理由、将来的見通し等について情報公開することを検討すべきである。 また、議会に対しては財政的リスクの高まりに応じて適宜報告を行い、議会のモニタリングを受けるべきである。	R5	要	第三セクター等の経営健全化等に関する総務省指針の主旨を鑑み、シルバー人材センターの財政的リスクが高まった場合には、市のHP等において情報公開を行い、議会に対しても適宜報告を行います。	令和6年度	令和5年度はシルバー人材センターに財政的リスクは見受けられませんでした。次年度以降も引き続き経営状況についてモニタリング等による確認を行い、財政的リスクが高まった場合には、市のHP等において情報公開を行い、議会に対しても適宜報告を行います。	整理済み
61	ちやーがん じゅう課	46 56 139	意見	【公益社団法人那覇市シルバー人材センター】 ○反社チェック手続の強化について シルバー人材センターの取引先等に対する反社会的勢力の排除に関するチェック手続について、現状は、一部の取引先等に対するのみ反社チェック手続を行っている状況である。 しかしながら、シルバー人材センターに業務を発注することは基本的に誰でも可能であるし、また、60歳以上であれば基本的に誰でもシルバー人材センターの会員となることが可能であるが、見方を変えたと反社会的勢力が容易に取引先や会員に入り込み易い状況とも言えるため、できる限りの反社チェックを実施すべきである。	R5	要	契約書や請書等の見直しを行い、強化を図ります。 入会申込書、又は、職業承諾書等に反社チェックの文言等を取り入れ、チェック強化を行います。	令和7年度	契約書や請書等について、契約更新の際に契約内容に随時文言を取り入れていきます。会員入会の誓約書に、反社会的勢力でない旨の文言を取り入れました。	取組中
					R6	要	定時総会において、定款の一部変更を行い、反社会的勢力であることを会員資格喪失事由に追加します。	令和7年度	令和6年5月31日開催の定時総会において定款の一部変更についての議案が可決されたことにより、反社会的勢力であることを会員資格喪失事由に追加しました。	整理済み
62	管財課	40 56 145	意見	【那覇市土地開発公社】 ○休眠状態となっている土地開発公社の存続の可否について 現状、那覇軍港返還時の再開策において公社を活用する可能性がある、等の理由で10年以上以上休眠状態のまま公社が存続している状況である。いつ生じるかわからない事象のために、管理費をかけた土地開発公社を存続させるという判断を継続していたというのでは、検討が不足していると言わざるを得ない。 市及び那覇市土地開発公社は、「那覇軍港返還時期の見積り可能性」、「土地開発公社解散時のメリット（余剰金の活用、管理費の削減）」等を踏まえ、多角的な観点から、改めて土地開発公社の存続について検討されたい。	R5	要	令和元年度の理事会において、那覇軍港返還後の跡地利用に関連して、将来的に土地の先行取得業務の再開が行われる可能性があることから、「土地開発公社は存続させることとする。」と決議しています。 なお、今後の社会情勢、軍港問題等の状況の変化を踏まえ、必要に応じて存続の可否を判断していくこととしております。 今般の包括外部監査の意見を踏まえ、随時の那覇市土地開発公社理事会を開催し、本公社の存続の可否について付議したいと考えています。	令和5年度	当公社の今後のあり方について令和6年3月の理事会において、公社の解散と再設立の継続や公社解散のメリット・デメリットを挙げた上で存続の可否を検討したところ、存続すると言う結論に至りました。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
63	保健総務課	50 150	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○事業に関する自己評価について改善の余地がある 令和3年度事業年度業務実績等報告書を閲覧したところ、項目別評価は実施されているが、「様式1-1-2 年度評価 総合評定」の2. 法人全体に対する評価の記載欄に、令和3年度の業務実績が羅列されているだけで、全体評価の結果が記載されていないかった。 項目別評価のみを実施し全体評価を実施しなければ、木を見て森を見ずの状態でないまい、地方独立行政法人法第28条第2項の趣旨に合致した自己評価は実施できないと考える。 したがって、那覇市立病院は、地方独立行政法人法第28条第2項に基づき、全体評価も実施すべきである。	R5	要	事業の自己評価について、どのように評価し記載するか検討いたします	令和5年度	—	取組中
					R6	要	事業の自己評価について、どのように評価し記載するか検討いたします。	令和6年度	令和5事業年度業務実績等報告書(令和6年6月28日から、「様式1-1-2 年度評価 総合評定」の2. 法人全体に対する評価の記載欄に、全体評価を追記しました。	整理済み
66	保健総務課	52 157	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○一般管理費の計上根拠が不明確 本委託契約における委託料(予定価格)は、人件費、法定福利費の他、管理費及び材料費等も含めて積算しており、管理費及び材料費(いわゆる「一般管理費」)は人件費の42%相当として算定している。 しかし、この「42%」について指針やルールは存在せず、概ね過去の契約金額及び仕様、履行の難易、数量の多寡、社会状況等を考慮し定めているとのことである。 厳密な積算は困難だからこそ、一定比率を用いて実施する場合は、合理的な根拠となる指針を設定すべきである。	R5	要	令和7年度那覇市立病院清掃業務委託契約については、国土交通省の建築保全業務積算基準及び建築保全労務単価を参照して設計書を作成し、予定価格を設定します。	令和6年度	—	取組中
					R6	要	令和7年度那覇市立病院清掃業務委託契約については、国土交通省の建築保全業務積算基準及び建築保全労務単価を参照して設計書を作成し、予定価格を設定します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
67	保健総務課	52 158	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○一般管理費の計上根拠が不明確 本委託契約における委託料(予定価格)は、人件費、法定福利費の他、管理費及び材料費等も含めて積算しており、管理費及び材料費(いわゆる「一般管理費」)は人件費の45%相当として算定している。 しかし、この「45%」について指針やルールは存在せず、概ね過去の契約金額及び仕様、履行の難易、数量の多寡、社会状況等を考慮し定めているとのことである。 厳密な積算は困難だからこそ、一定比率を用いて実施する場合は、合理的な根拠となる指針を設定すべきである。	R5	要	令和6年度那覇市立病院警備業務委託契約については、国土交通省の建築保全業務積算基準及び建築保全労務単価を参照して設計書を作成し、予定価格を設定します。	令和5年度	—	取組中
					R6	要	建築保全業務積算要領にて積算する場合、直接人件費の積算方法は「直接人件費＝数量×標準歩掛り×労務単価」となります。 標準歩掛りについては、見積りによると記載されており、すべての警備業務の歩掛りを設定することが困難でした。 令和7年10月に新病院が開院するので、警備業務委託検討時に警備業務の歩掛りを改めて設定します。	令和7年度	—	取組中

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
68	保健総務課	52 160	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○随意契約により事業者を選定する理由が不十分 随意契約の理由について、外部委託の要否、同業他社への打診及び相見積り額の要否、見積り額の妥当性に言及していない。そのため、随意契約の妥当性に疑義が残る。 外部委託の要否判定については、過去に実施されているとされるため、現在の雇用環境等を踏まえて検討した結果、方針に変更がないことなどを記載されたい。 また、同業他社への打診及び相見積りの要否については、同業他社へ打診し、対応不可との回答を得ているとのことであるが、その事実を起案書に記載されたい。 そして、契約の相手方が提示する見積り額の妥当性については、入手可能な情報（既存職員の給与水準、ハローワークの情報等）に基づき、病院が独自で見積もった金額と比較するなど、検証方法を工夫されたい。	R5	要	●外注委託の要否 診療報酬請求は年々業務が複雑化、高度化するともに、医療事務員の確保が困難となっており、背景がある。そのため業務を分担し、専門分野に特化させることで効率化や患者サービスの向上、適切な診療報酬請求を図るためにも委託化は必要であることから、その方針を確認し、起案書にその旨記載します。 ●見積り合わせの要否 同業他社へ打診し、得られた回答については、起案書へ記載します。 ●見積り額の妥当性の検証 入札額だけでなく、実務にともなった人員が必要となるか、また教育体制が整っているかなど、確保できるか、また教育体制が整っているかなど、質の担保も必須となります。 そのため、見積り額の妥当性について、当該要素も加味した病院独自の検証方法を検討します。	令和7年度	—	取組中
					R6	要	●外注委託の要否 診療報酬請求は年々業務が複雑化、高度化するともに、医療事務員の確保が困難となっており、背景があります。そのため業務を分担し、専門分野に特化させることで効率化や患者サービスの向上、適切な診療報酬請求を図るためにも委託化は必要であることから、その方針を確認し、起案書にその旨記載します。 ●見積り合わせの要否 同業他社へ打診し、得られた回答については、起案書へ記載します。 ●見積り額の妥当性の検証 入札額だけでなく、実務にともなった人員が必要となるか、また教育体制が整っているかなど、確保できるか、また教育体制が整っているかなど、質の担保も必須となります。 そのため、見積り額の妥当性について、当該要素も加味した病院独自の検証方法を検討します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	
69	保健総務課	52 160	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○随意契約の際の見積り合わせが実施されていない 那覇市立病院医療事業委託の契約締結にあたっては、契約の相手方11者のみから見積書を入手している。 見積書の入手が11者のみとなった場合に、当該契約の相手方が提示する見積り額の妥当性については検証方法を工夫されたい。	R5	要	複数見積りもりの確保やプロポーザルの実施を検討します。 1社となった際の見積書の妥当性については、沖縄県の最低賃金や、ハローワークの情報をもとに検証します。	令和7年度	—	取組中
					R6	要	複数見積りもりの確保やプロポーザルの実施を検討します。 1社となった際の見積書の妥当性については、沖縄県の最低賃金や、ハローワークの情報をもとに検証します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
70	保健総務課	52 160	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○適及押印時の承認手続が不十分 那覇市立病院医事業務委託契約の契約日は、委託先からの希望により、那覇市立病院における起案決裁日（令和3年5月6日）以降ではなく、4月1日を契約日付となっているが、委託先の希望の理由について言及が無い。 適及押印が認められるケースは極めて限定的と考えられるため、その理由及び承認経緯を明確に記録すべきである。 また、契約締結の起案は、書面上の締結日前に決裁される業務フローを構築されたい。	R5	要	適及押印とにならないよう業務フローを作成し、取り組みます。	令和7年度	—	取組中
					R6	要	適及押印とにならないよう業務フローを作成し、取り組みます。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
71	保健総務課	52 161	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○随意契約により事業者を選定する理由が不十分 随意契約の理由について、外部委託の要否、同業他社への打診及び相見積り等の要否、見積額の妥当性に言及していない。そのため、随意契約の妥当性に疑義が残る。 外部委託の要否判定については、過去に実施されていると思われるため、現在の雇用環境等を踏まえて検討した結果、方針に変更がないことなどを記載されたい。 また、同業他社への打診及び相見積り等の要否については、同業他社へ打診し、対応不可との回答を得ているとのことであるが、その事実を起案書に記載されたい。 そして、契約の相手方が提示する見積額の妥当性については、入手可能な情報（既存職員の給与水準、ハローワークの情報等）に基づく見積算、及び人員確保のコスト等を併せて那覇市立病院が独自で見積もった金額と比較するなど、検証方法を工夫されたい。	R5	要	●見積り合わせの要否 同業他社へ打診し、得られた回答については、起案書へ記載します。 ●見積額の妥当性の検証 入札額だけでなく、実務にともなった人員が必要人数確保できるか、また教育体制が整っているかなど質の担保も必須となります。 そのため、見積り額の妥当性について、当該要素も加味した病院独自の検証方法を検討します。	令和7年度	—	取組中
					R6	要	●外部委託の要否 診療報酬請求は年々業務が複雑化、高度化するとともに、24時間365日の勤務が行える医療事務員の確保が困難となってきた背景があります。急病センター専門に特化させ患者サービスの向上、適切な診療報酬請求を図るためにも委託化は必要であることから、その方針を確認し、起案書にその旨記載します。 ●見積り合わせの要否 同業他社へ打診し、得られた回答については、起案書へ記載します。 ●見積額の妥当性の検証 入札額だけでなく、実務にともなった人員が必要人数確保できるか、また教育体制が整っているかなど質の担保も必須となります。 そのため、見積り額の妥当性について、当該要素も加味した病院独自の検証方法を検討します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
72	保健総務課	52 162	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○随意契約の際の見積り合致が実施されていない。 那覇市立病院急病センター業務委託の契約締結にあたっては、契約の相手方1者のみから見積書を入手している。 見積書の入手が1者のみとなった場合に、当該契約の相手方が提示する見積額の妥当性については検証方法を工夫されたい。	R5	要	複数見積りへの徴収やプロポーザルの実施を検討します。 1社となった際の見積書の妥当性については、沖縄県の最低賃金や、ハローワークの情報をとに検証します。	令和7年度	—	取組中
					R6	要	複数見積りへの徴収やプロポーザルの実施を検討します。 1社となった際の見積書の妥当性については、沖縄県の最低賃金や、ハローワークの情報をとに検証します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
73	保健総務課	52 162	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○適及押印時の承認手続が不十分 那覇市立病院急病センター業務委託契約の契約日は、委託先からの希望により、那覇市立病院における起案決裁日（令和3年5月6日）以降ではなく、4月1日が契約日付となっているが、委託先の希望の理由について言及が無い。 適及押印が認められるケースは極めて限定的と考えられるため、その理由及び承認経緯を明確に記載すべきである。 また、契約締結の起案は、書面上の締結日前に決裁される業務フローを構築されたい。	R5	要	適及押印としないよう業務フローを作成し、取り組みます。	令和7年度	—	取組中
					R6	要	適及押印としないよう業務フローを作成し、取り組みます。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
77	保健総務課	52 164	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○随意契約の際の見積り合致が実施されていない。 臨床検査業務委託の契約締結にあたっては、契約の相手方1者のみから見積書を入手している。 同業他社への打診及び相見積りへの要否については、同業他社へ打診し対が不可との回答を得た事実を起案書に記載し、文書として保存されたい。	R5	要	診療報酬改訂は2年ごとですが、大手二社で行う主な検査項目の見積り合致をその際に実施し、価格の安い方の業者へ委託契約しています。 次回診療報酬改訂は令和6年度ですが、大手二社及び同業他社も含め主な検査項目の見積り合致を実施します。 又、同業他社が見積り対不可の場合はその旨を令和6年度の臨床検査業務の委託契約の起案書に記載します。	令和6年度	—	取組中
					R6	要	診療報酬改訂は2年ごとですが、大手二社で行う主な検査項目の見積り合致をその際に実施し、価格の安い方の業者へ委託契約しています。 次回診療報酬改訂は令和6年度ですが、大手二社及び同業他社も含め主な検査項目の見積り合致を実施します。 又、同業他社が見積り対不可の場合はその旨を令和6年度の臨床検査業務の委託契約の起案書に記載します。	令和6年度	令和6年6月18日に契約締結する際、大手二社に主な検査項目の見積り合致を実施しました。また、同業他社が見積り対不可だったので、その旨を令和6年度臨床検査業務委託契約の起案書に記載しました。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(令和4年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
79	保健総務課	52 165	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○随意契約により事業者を選定する理由が不十分 患者給食業務委託の随意契約理由について、外部委託の要否、同業他社への打診及び相見積り額の要否、見積額の妥当性に言及していない。そのため、随意契約の妥当性に疑義が残る。 外部委託の要否については、過去に実施されていると思われるため、現在の雇用環境等を踏まえて検討した結果、方針に変更がないことなどを記載された。 同業他社への打診及び相見積り額の要否については、同業他社へ打診し、対応不可との回答を得ていることであるが、その事実を起案書に記載された。 契約の相手方が提示する見積額の妥当性については、入手可能な情報（既存職員（管理栄養士、栄養士）の給与水準、ハローワークの情報等）に基づく試算、及び人員確保のコスト等を併せて那覇市立病院が独自で見積もった金額と比較するなど、検証方法を工夫されたい。			●外部委託の要否 病院における給食管理は年々業務が複雑化、高度化するとともに、栄養士及び調理師の確保が全国的に困難となってきた背景があります。そのため業務を分担し、専門分野に特化させることで効率化や安全の担保を図るためにも給食管理の委託は必要であることから、毎年度、その方針を確認し、起案書にその旨記載します。 ●見積り合わせの要否 毎年度、同業他社へ打診し、得られた回答については、起案書へ記載します。 ●見積額の妥当性の検証 数確保できるか、また教育体制が整っているかなど質の担保も必須となります。 そのため、見積り額の妥当性について、当該要素も加味した病院独自の検証方法を令和6年度に向けて検討します。	令和6年度	—	取組中
					R5	要	●外部委託の要否 病院における給食管理は年々業務が複雑化、高度化するとともに、栄養士及び調理師の確保が全国的に困難となってきた背景があります。そのため業務を分担し、専門分野に特化させることで効率化や安全の担保を図るためにも給食管理の委託は必要であることから、毎年度、その方針を確認し、起案書にその旨記載します。 ●見積り合わせの要否 毎年度、同業他社へ打診し、得られた回答については、起案書へ記載します。 ●見積額の妥当性の検証 数確保できるか、また教育体制が整っているかなど質の担保も必須となります。 そのため、見積り額の妥当性について、当該要素も加味した病院独自の検証方法を令和6年度に向けて検討します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	
80	保健総務課	52 166	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○随意契約の際の見積り合わせが実施されていない 患者給食業務委託の契約締結にあたっては、契約の相手方1者のみから見積書を入力している。但し、見積書の入手が1者のみとなった場合には、当該契約の相手方が提示する見積額の妥当性については検証方法を工夫されたい。			複数見積り額の徴取やプロポーザルの定期開催実施を検討します。 1社となった際の見積書の妥当性については、沖縄県の最低賃金や、ハローワークの情報をもとに検証します。	令和6年度	—	取組中
					R5	要	複数見積り額の徴取やプロポーザルの定期開催実施を検討します。 1社となった際の見積書の妥当性については、沖縄県の最低賃金や、ハローワークの情報をもとに検証します。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	
										取組中
					R6	要	複数見積り額の徴取やプロポーザルの定期開催実施を検討します。			

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
81	保健総務課	55 167	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○固定資産の減損兆候を判定していない 那覇市立病院においては、経営環境等を踏まえ令和3年度における固定資産の減損の兆候は無いと判断していたが、兆候が無いと判断した過程や理由について文書を作成していなかった。 那覇市立病院は、令和4年度以降、固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準第1章第3.2.に記載されている項目を漏れなく検証した上で、固定資産の減損の兆候の有無を確認し、その結果を書類として保存する必要がある。	R5	要	減損の兆候について、判断の過程や理由等を文書として作成し、理事会決算報告において財務諸表と合わせて添付します。令和5年度決算を目処に、内容等を整理検討し作成します。	令和6年度	減損の兆候については、経営状況および土地の公示価格等により判定シートを作成し減損の兆候がないか判定を行えるよう対応しました。令和6年6月26日開催の理事会において、令和5年度の決算報告の際より、判定シートを活用し、報告しました。	整理済み
83	保健総務課	55 168	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○現物の無い固定資産が管理台帳に記載されていた 監査人が固定資産台帳に記載されている資産をサンプルで抽出し、固定資産の現物確認を行ったところ、現物が見当たらなかった固定資産が1件存在した。 那覇市立病院は、以下の施策を実行すること で適切な固定資産管理を実行し、固定資産管理台帳と固定資産現物の状況を一致させる必要がある。 ・固定資産の取得、除却、売却、部門間移動が生じた際には、適時に固定資産管理台帳に情報を登録する。 ・定期的に固定資産の現物実査を行い、固定資産管理台帳と固定資産現物に差異が生じている場合には、差異原因を調査した上で、現物の状況に合わせて固定資産管理台帳の情報を修正する。	R5	要	固定資産の管理と現物確認の重要性をヒアリングを通して認識してもらい、随時現物確認を行う事で、今回のような不一致を一つしたいと考えています。	令和7年度	—	取組中
					R6	要	固定資産の管理と現物確認の重要性をヒアリングを通して認識してもらい、随時現物確認を行う事で、今回のような不一致を一つしたいと考えています。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 要 素

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
86	保健総務課	55 170	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○たな卸差戻の改善のためのフリードバックが十分 たな卸 差戻の原因究明及び改善案等のフリー ドバック資料が作成されていないため、たな卸資 産減耗費の発生を防止できていない。 そこで、以下の対応を検討されたい。 ・実地たな卸は、たな卸の単位となる各部署にお いて前期と後期に各1回(年2回)実施している。 各部署において、たな卸実施後、たな卸差戻の 原因究明・改善案を作成する。 ・次のたな卸において、改善状況を年度グ ループもしくは財務経理グループ等、担当部署と は異なる職員が確認する。 ・上記対応について、「地方独立行政法人那覇 市立病院たな卸資産管理規程」及び「那覇市立 病院実地たな卸に関する事務取扱要領」に反映 させ、病院内で周知徹底する。 また、今後、低価基準による減耗が多額に生じ た場合には、需要に応じた適切な仕入量を検 討する等、仕入事務精度の見直しを検討する必 要がある。	R5	要	【財務経理用度グループ】 令和5年度より棚卸時に差異が生じた場合、棚卸 (差異)報告書を各現場に提出、差異が生じた原因 や今後の対策など現場サイドで主体的に改善が行 えるよう書面で保管しています。 前期すべての棚卸が終了した際に終了報告と、棚 卸(差異)報告書を添付して起案する予定です。 後期には前期に提出した報告書を元に改善策の 効果が判断ができます。(着に前回のフリードバック) 低価基準については、価格交渉時に注意していま す。 【薬剤科】 年2回実施しているたな卸しにおいて、たな卸差異 について、その原因についてレポートして、改善案を 作成し、次の棚卸の際、参考にして実施します。ま た、次の棚卸において、その改善状況を財務経理用 度グループ職員等に確認させます。それから、これら 業務内容を「地方独立行政法人那覇市立病院実地 たな卸資産管理規定」及び「那覇市立病院実地たな 卸に関する事務取扱要領」に反映させ、周知徹底し ていきます。	令和5年度	—	取組中
				【財務経理用度グループ】 令和5年度より棚卸差異を現場へ提示し、現場から 原因等のフリードバックを行って資産減耗費の縮小に 努めます。また、会計監査に向けて監査法人立ち会 いのもと棚卸を行い、差異等のチェックや適正な在 庫管理を行える体制構築を図りました。 前期及び後期の棚卸しが終了した際に、その都度 棚卸(差異)報告書を添付して終了報告として起案を 行う予定です。(令和5年度は前期後期実施済) 【薬剤科】 新システムの稼働により、ハード面、運用面で慣れ ない部分もあり、薬剤科内で数回に分けて在庫 チェックをおこない、日常での薬品払い出しの際の エラーを修正していくこととしました。また、エラーに つながっていると思われる運用については、見直しを おこない、運用の改善を実施しました。 年2回実施しているたな卸しにおいて、たな卸差異 について、その原因についてレポートして、改善案を 作成し、次の棚卸の際、参考にして実施します。ま た、次の棚卸において、その改善状況を財務経理用 度グループ職員等に確認させます。それから、これら 業務内容を「地方独立行政法人那覇市立病院実地 たな卸資産管理規定」及び「那覇市立病院実地たな 卸に関する事務取扱要領」に反映させ、周知徹底し ていきます。	R6	要	【財務経理用度グループ】 令和5年度より棚卸差異を現場へ提示し、現場から 原因等のフリードバックを行って資産減耗費の縮小に 努めます。また、会計監査に向けて監査法人立ち会 いのもと棚卸を行い、差異等のチェックや適正な在 庫管理を行える体制構築を図りました。 前期及び後期の棚卸しが終了した際に、その都度 棚卸(差異)報告書を添付して終了報告として起案を 行う予定です。(令和5年度は前期後期実施済) 【薬剤科】 新システムの稼働により、ハード面、運用面で慣れ ない部分もあり、薬剤科内で数回に分けて在庫 チェックをおこない、日常での薬品払い出しの際の エラーを修正していくこととしました。また、エラーに つながっていると思われる運用については、見直しを おこない、運用の改善を実施しました。 年2回実施しているたな卸しにおいて、たな卸差異 について、その原因についてレポートして、改善案を 作成し、次の棚卸の際、参考にして実施します。ま た、次の棚卸において、その改善状況を財務経理用 度グループ職員等に確認させます。それから、これら 業務内容を「地方独立行政法人那覇市立病院実地 たな卸資産管理規定」及び「那覇市立病院実地たな 卸に関する事務取扱要領」に反映させ、周知徹底し ていきます。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
88	保健総務課	56 171	意見	【地方独立行政法人 那覇市立病院】 ○原価計算制度の導入検討 原価計算を実施する場合には、メリットとデメリットが生じるが、原価計算のメリットを生かして病院の収支状況向上に繋げ、収支向上により獲得した資金を人材採用費や医療機器取得に充てることのできる可能性があるため、原価計算制度の導入を検討されたい。	R5	要	病院の収支状況向上のため原価計算の導入は一定の部門に先行しています。今後は経費の圧縮にかかる計算などの根拠資料として作成を検討していきます。医療は採算のみで行えず、不採算部門を担っている医師に対する説明は非常に理解を招きやすいため、医師への個別面談による説明など慎重な導入を検討しています。	令和6年度	—	取組中
					R6	要	病院の収支状況向上のため原価計算の導入は一定の部門に先行しています。今後は経費の圧縮にかかる計算などの根拠資料として作成を検討していきます。医療は採算のみで行えず、不採算部門を担っている医師に対する説明は非常に理解を招きやすいため、医師への個別面談による説明など慎重な導入を検討しています。	令和7年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
					R5	要	出資に対する効果についてどのような成果指標(入城観光客数)の設定が適当か、また出資の継続に関する必要性について、第三セクターが行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等を鑑み、検討してまいります。	令和6年度	当該会社の活動の目的物たる旅客ターミナルビルにおいて、そのサービスを受ける利用者の総数を間接的に量る指標として「那覇空港の輸送実績」が考えられます。また、その利用者の多くが観光客であることから、ターミナルビル利用者が本市に与える効果については、観光統計の乗数の指標(市内入込観光客数、延べ市内宿泊者数、市内観光収入)を参照し、ターミナルビル利用者総数との相関を測定することで顕准し、その推移を注視してまいります。 なお、出口戦略につきましては、当該施設の周辺整備が現在も進捗中であることや、中長期的には空港拡張整備構想もあることなどから、情勢の変化を注視し、第三セクターとしての役割を継続していくことが望ましいものと考えております。	整理済み
93	まちなみ整備課	40 57 179	意見	【那覇新都心株式会社】 ○出資の効果及び出資目的の達成状況について検証が不十分 市は、公金である225百万円を出資している以上、出資の効果及び出資を継続する必要性を具体的に説明すべきである。 具体的には、以下のような対応を検討されたい。 (既述の出資理由のうち①～②)不動産運用専門の民間業者への譲渡について、第三セクターの業績と比較検討されたい。 (既述の出資理由のうち③～⑥)市税の収入額や雇用状況などについては、他の施策の効果を測る際にも活用可能であり、個人情報保護法等への抵触に留意しつつ共有し、各施策の効果を図るべく活用できる方策を検討されたい。	R5	要	民間業者への譲渡や第三セクターとしての継続にあたっては、総務省が策定した「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」の内容を踏まえながら、成果指標等の結果を活用し、検討してまいります。また、出資の効果や出資目的の達成状況の検証にあたっては、どのような成果指標(市税の収入額、雇用状況など)の設定が適当なのか、検討していきます。	令和6年度	第三セクターへの取り組みとしては、総務省が策定した「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」の内容に留意して、整理しました。 成果指標としては、市税の収入額や雇用状況などとし、その指標を関係課の協力を得ながら提供し、ともない、第三セクターの健全な経営が維持されるように、経営状況等を把握し、適切に関与を行っていきます。	整理済み

(令和4年度報告書分)

外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
94	まちづくり協働推進課	58 183	意見	【協働によるまちづくり推進事業】 ○成果指標が設定されていない 事業を合理的に評価するには、事業目的に見合う成果指標を設定すべきである。 なお、本事業の目的が、すでに協働によるまちづくりの推進を図るものであることに鑑みると、必ずしも定量的な成果指標の設定に固執せずとも良いと考えられる。	R5	要	定性的な評価指標をどう定めるか、協働によるまちづくり推進協議会との意見交換などを交えながら検討していきます。	令和5年度	令和5年8月より「意見交換会」を毎月実施します。その中で、今後の当協議会の在り方や行政との連携の手法について検討していきます。	取組中
					R6	要	本事業の目的が市民の地域活動を促進し、協働の輪を広げることであることに鑑みると、取組の成果を数値化する 것이困難です。今後も、事業案や事業報告書にて取組のPDCAサイクルを回し、継続的な意見交換会や振り返りを実施しながら課題解決に向けた効果的な取組に協働で取り組めます。	令和6年度	校区まちづくり協議会の立ち上げ支援については、令和6年度の定量的な成果目標として①校区まちづくり協議会とまご会5校区を協議会準備会となるよう人的・財政的支援を行うこと、②コーディネート業務として地域会議等へ年30回参加し道庁支援・助言を行うこと等を設定し、取り組んでいきます。	整理済み
98	企画調整課	60 190	意見	【指定管理者制度導入施設運営安定化支援金交付事業】 ○指定管理者に対する支援金交付事業に係る検査方法の明確化 支援交付金という名称であっても補助金と同様に用途の適正性を確保すべき必要性に違いはないと考えられる。支援金の金額及び使途の妥当性の根拠を明確にするため補助金事業に係る検査(検査調書)と同様の履歴を残されたい。 また、本事業は指定管理事業とセットであるため、効率化の観点から指定管理事業の収支検査調書を転用できる形式にすべきである。 しかし、那覇市における指定管理事業に関連する規程等では、補助金事業に係る検査調書のように検査結果を記録として残すことは要求されていない。そのため、指定管理者の運営の適正性確保の観点も併せた全庁的なルール改訂も併せて検討されたい。	R5	要	指定管理者に対する支援金交付事業に係る検査方法の明確化については、支援金のあり方を整理し、指針改訂を検討いたします。	令和6年度	—	取組中
					R6	要	支援金交付事業は、社会情勢等を勘案し実施する単発的な事業であることに加え、支援金の性質によっては指定管理事業の収支確認とあわせて検査を行う必要があるため、支援金事業の実施毎に作成する交付要綱の中で検査方法を明確にすることで対応を統一いたします。 なお、支援金の性質によって検査方法が異なる場合があることから、個々の支援金交付要綱に検査方法を確認することが適当であり、指定管理者制度に関する運用指針の改訂は馴染まないかと判断いたしました。	令和6年度	当該事業は既に終了しているため、次に実施する指定管理者に対する支援金事業以降から支援金交付要綱に検査方法を明記し、対応を統一いたします。	整理済み
99	福祉政策課	58 193	意見	【那覇市社会福祉協議会補助金事業】 ○成果指標が設定されていない 成果指標が設定されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上・次年度以降のPDCAサイクルを適切に実施することが難しい。事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCAサイクルの実施が必要になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。』	R5	要	当事業は那覇市社会福祉協議会による地域福祉の増進を図る活動を支援するため、その運営に対して補助金を交付するものであり、成果指標の設定は難しいところですが、今後、PDCAサイクルの実施に向けてどのような成果指標を設定すべきか検討してまいります。	令和6年度	社会福祉協議会が事業計画に記載している事業目標を中心に成果指標を検討のうえ、交付申請時に成果目標を記載してもらい、実績報告時に達成状況を把握することでPDCAサイクルを実施します。	取組中
					R6	要	社会福祉協議会が事業計画に記載している事業目標を中心に成果指標を検討のうえ、交付申請時に成果目標を記載してもらい、実績報告時に達成状況を把握することでPDCAサイクルを実施します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 要 素

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
102	福祉政策課	61 195	意見	【那覇市社会福祉協議会補助金事業】 ○重度心身障害者医療費等貸付事業の事業実施主体の再検討 平成26年度那覇市包括外部監査において、重度心身障害者医療費等貸付事業について、那覇市社協の事業としては廃止し、那覇市が自ら行うなどの方法によるべきであるとの指摘がされていた。 この点、当該指摘に対する対応について担当課に確認したところ、廃止の予定はないとのことであった。 普段から高齢者障がい者からの相談業務を行っている社協が重度心身障害者医療費等貸付事業を行うことは不合理であるとはいえないと考える。 もっとも平成7年までは那覇市が同事業を行っていたことから、引き続き那覇市が自ら行うことはできないのかの検討は継続すべきである。	R5	要	重度心身障害者医療費等貸付事業は、対象者の方々の医療受診に伴う手続き等の負担軽減を目的とするとともに、国保制度上の財政的負担の問題を解消するため実施してきた経緯があり、当該法人による当貸付事業を現状のとおり継続しますが、那覇市が自ら行うことができるかどうかについては今後検討してまいります。	令和6年度	重度心身障害者医療費等貸付事業を社協が行うことには事業経緯上も一定程度の合理性が認められると考えられており、当該法人による当貸付事業を継続しますが、那覇市が自ら行うことができるかどうかについては引き続き検討してまいります。	取組中
103	福祉政策課	58 198	意見	【那覇市民生委員児童委員連合会補助金事業】 ○活動指標に改善の余地がある 民生委員児童委員の動員活動に注力すべきところ、新任委員動員のための説明会の年間開催数なども活動指標に加えるべきである。 また、市は民生委員児童委員数や住民に対する支援数の集計を行っているが活動指標として掲げていない。 補助金支出の成果を測定するにあたって、民生委員児童委員の活動成果である支援数が本事業の重要な活動指標及び成果指標であると言わざるを得ない。 民生委員児童委員1人あたりの負担が過重にならないように配慮した上で、“支援数”を活動指標及び成果指標に設定することを検討された。	R5	要	新任民生委員動議のための説明会については、現在、那覇市民生委員児童委員連合会では行っておりません。しかし、現在の民生委員の欠員状況を鑑み、那覇市民生委員児童委員連合会と協議するとともに、活動指標として設定することを検討してまいります。 また、支援数についても民生委員児童委員1人あたりの負担が過重にならないように配慮した上で、活動指標として設定することを検討します。	令和6年度	広報、周知活動もしくは、支援数などを活動指標に設定できないか、引き続き民生連事務局と調整を図っていきます。	取組中
104	福祉政策課	58 198	意見	【那覇市民生委員児童委員連合会補助金事業】 ○成果指標が設定されていない 成果指標が設定されていない、『事業の成果測定』や『事業実施上の課題抽出、次年度以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施することが難しい。事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCAサイクルの実施が必要になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。	R5 R6	要	事業の効果を検証するため成果指標の設定は有効だと考えられます。どのような成果指標の設定が適切なのかを検討してまいります。	令和6年度	民生連事務局との定例会議等を通して、どのような成果目標を設定したほうが適切なのかについて、他市の事例も参考にしながら、引き続き検討していきます。	取組中

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
113	商工農水課	58 217	意見	【離島漁業再生支援事業】 ○成果指標が設定されていない 現状、成果指標が設定されていないため、適切な成果指標を設定されたい。	R5	要	本事業は5年度間を1事業期間(計画期間)として国に申請を行い、認定を受ける事業となっておりますが、単年度毎における成果目標は設定しておりますが、単年度毎の成果指標については設定していません。他市町村の事例を参考に検討してまいります。	令和6年度	他市町村事例を確認した結果、5年後の目標を定めている団体はありませんでした。 よって、那覇市としても、ご意見にもあるように計画調丁時の目標を指標と定めました。	整理済み
115	商工農水課	58 222	意見	【水産物の新たな販売手法構築事業(新型コロナウイルス)】 ○適切な成果指標が設定されていない 成果指標は設定されておらず、適切な成果指標を設定されたい。 交付申請書によると、事業者は当該設備により干物の開発を計画していることから、例えば干物の販売枚数や干物の売上高を成果指標にすることが考えられる。干物の販売が開始されるのは、令和4年度以降になるが、令和4年度以降に事業者から情報を入力し、事後的にでも良いので効果を測定すべきである。	R5	要	適切な成果指標の設定について、指摘事項に記載のあります干物の販売枚数等を参考に、当該設備を導入した事業者と協議し、当該事業の効果を図るのに適切な効果指標の設定を検討してまいります。	令和5年度	事業者と協議し、成果指標について当該設備を活用し2品の商品開発を行うと設定いたしました。	整理済み
123	商工農水課 企画調整課	60 235	意見	【指定管理者制度導入施設運営安定化支援金交付事業】 ○指定管理者に対する支援金交付事業に係る検査方法の明確化 担当課においては、本事業は「支援金」を「補助金」と同種として判断して検査調査を作成している。但し、検査内容は収入と感度予防対策費のみのチェックとなっており、それだけを求める調査様式になっている。 本事業は指定管理事業とセットであるため、効果化の観点から指定管理事業の収支検査調査書を活用できる様式にすべきである。しかし、那覇市における指定管理事業に関連する規程等では、補助金事業に係る検査調査書のように検査結果を記載して残すことは要求されていない。そのため、指定管理者の運営の適正性確保の観点も併せた全庁的なルール改訂も併せて検討されたい。	R5	要	【商工農水課】 検査調査の作成要否、検査内容等の全庁的なルール改訂については、指定管理施設を総括する企画調整課と協議を行い、適切に見直していきたいと考えております。	令和6年度	企画調整課のヒアリングにおいて、当該事業における当該の整理状況、課題等を報告し、また、他県(指定管理施設の担当部署)の取組事例について情報共有を行いました。 企画調整課より、今後同様の事業を実施する際には、支援金交付要綱に検査方法を明記して対応を統一すると整理していることから、企画調整課の方針に沿って適切に進めてまいります。	整理済み
					R5	要	【企画調整課】 指定管理者に対する支援金交付事業に係る検査方法の明確化については、支援金のあり方を整理し、指針改訂を検討いたします。	令和6年度	-	取組中
					R6	要	【企画調整課】 支援金交付事業は、社会情勢等を勘案し実施する単発的な事業であることに加え、支援金の性質によっては指定管理事業の収支確認とあわせて検査を行うことがあるため、支援金事業の実施毎に作成する交付要綱の中で検査方法を明確にすることで対応を統一いたします。 なお、支援金の性質によって検査方法が異なる場合があることから、個々の支援金交付要綱に検査方法が明記することが適当であり、指定管理者制度に関する運用指針の改訂は馴染まないと判断いたしました。	令和6年度	当該事業は既に終了しているため、次に実施する指定管理者に対する支援金事業以降から支援金交付要綱に検査方法を明記し、対応を統一いたします。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
126	生涯学習課	58 245	意見	指摘事項【那覇市育英会運営補助金】 ○成果指標が設定されておらず、事業の評価が不十分 事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCAサイクルの実施が必要になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。 貸与人数は活動指標のみならず、那覇市育英会における事業の成果を表す指標でもあると考えられる。したがって、貸与人数又は新規貸与人数を成果指標に設定することを検討すべきである。 その上で、平成24年度をピークに貸与人数が減少している事実を踏まえて本事業を適切に評価し、評価結果を、次年度以降の補助金予算額を決定や那覇市育英会の将来的な展望の検討の際に活用されたい。	R5	要	那覇市育英会および当該課にて協議した結果、事業評価における成果指標として、制度趣旨や適正な運営に資するような指標設定について令和6年度の国の奨学金事業の改正の動向等を確認しながら検討します。	令和7年度	—	取組中
					R6	要	那覇市育英会の事業は、経済的な理由により就学困難な者への修学支援であることから、貸与者が安心して学業が行えること・借受者の継続的な返済が、当団体の安定的な事業実施かつ成果であると考えております。そのため、指標設定については、「不能欠損数者数0人」にするなど、適切な事業評価が実施できるよう当該団体と協議します。	令和6年度	令和6年10月9日協議し、成果指標等について「不能欠損数者数0人」等にするなど協議を行いました。	整理済み
127	生涯学習課	60 246	意見	指摘事項【那覇市育英会運営補助金】 ○補助金の算定基準が補助金交付要綱に定められていない。 本事業における那覇市育英会補助金交付要綱において、補助金の算定基準については「毎年度の予算の範囲内で定める額とする」と記載されているのみで、明確な算定基準が規定されていない。 本事業においては、補助率の上限を概ね1/2に設定した上で補助金額を決定する運用としているため、現時点では実務上大きな問題は生じていないものの、那覇市の補助金に関するガイドラインを遵守するためには、補助金交付要綱において補助率の上限を明記する措置を検討されたい。	R5	要	上位指針である「那覇市の補助金に関するガイドライン」に基づいて那覇市育英会へ補助金を交付しているため、企画調整課等の関係部署との意向を確認しながら、明記する措置を検討したいと考えております。	令和6年度	上位指針である「那覇市の補助金に関するガイドライン」を引き継ぎ遵守し、加えて、補助金適正化チェックシート等を併用しながら、適正な補助金の交付を行っていきたいと考えております。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
129	ちやーがん じゅう課	58 249	意見	【那覇市シルバー人材センター運営補助金】 ○成果指標が設定されておらず、事業の評価が不十分 成果指標が設定されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施することが難しい。事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCAサイクルの裏返が必要になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。	R5	要	令和5年度より、(公社)沖縄県シルバー人材センター連合を通して、(公社)全国シルバー人材センター事業協会から、「シルバー事業実績の向上」の為、「PDCAサイクル」を導入し、継続的な改善及び実績の向上を図る取り組みを行うこととして下記項目について目標管理を行う計画が通達されたため、当センターにおいても同項目を成果指標として設定します。 ○会員数(会員拡大) 1.女性会員の拡大 2.入会説明会の工夫 3.退会抑制策 ○派遣事業延人員 1.派遣事業の拡大 2.延人員の増	令和6年度	令和5年度より、市シルバー人材センターにおいて下記の数値目標を設定し、継続的な改善及び実績の向上を図る取組を行っているところです。市は、同センターが合理的な目標を設定し、自ら評価を積極的に行うよう、引き継ぎ指導・監督等を行っているためです。 ○会員数(会員拡大) 令和5年度目標900人→実績798人 1.女性会員の拡大 ・女性部会の活動強化を図るため、女性部会を年13回開催しました。 2.入会説明会の工夫 ・窓口での個別説明を実施しました。 ・システム会社より資料確認し、一部デジタル化を検討しました。 3.退会抑制策 ・封筒詰め作業など、高齢会員向けの簡易な就業内容を提案・検討しました。 ○派遣事業延人員 令和5年度目標400人→実績715人 1.派遣事業の拡大 2.延人員の増 ・スーパの品出しや放課後児童クラブへの派遣など、人手不足分野の開拓を検討・実施しました。	整理済み
130	ちやーがん じゅう課	47 59 250	意見	【那覇市シルバー人材センター運営補助金】 ○補助金予算積算時における団体の資金の余裕の有無の検証 那覇市シルバー人材センターにおいては、5期連続で一般正味財産増減額がプラスとなっており、特に令和2年度においては当期一般正味財産増減額が17,330千円と多額に生じている。市は、補助金交付額の予算積算にあたり、国からの補助金内示額のみならず、那覇市シルバー人材センターの通年度の収支状況や補助金交付対象年度の収支見込み額、また、余裕資金額の有無等についても考慮した上で、真に必要な補助金額を予算として積算すべきであり、運営補助金の過剰な交付を防ぐ必要がある。	R5	要	令和2年度の当期一般正味財産の17,330千円増額については、現在シルバー人材センターが計画を立て、解消に努めているところです。市の補助金交付額の予算積算にあたっては、国や他市町村の補助金算定基準などを参考に、真に必要な補助金額を予算として積算し、運営補助金の過剰な交付としないよう努めます。	令和7年度	令和5年度の当期一般正味財産は、前期せぬ消費税の還付等により9,128千円の増額となったため、今後当センターが計画を立てて解消を図ります。 市の補助金交付額の予算積算にあたっては、国からの補助金内示額のほか、当センターの通年度の収支状況や補助金交付対象年度の収支見込み額、余裕資金額等についても考慮した上で、真に必要な補助金額を予算として積算し、運営補助金の過剰な交付としないよう努めてまいります。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
131	ちやーがん じゅう課	60 251	意見	【那覇市シルバー人材センター運営補助金】 ○補助金の算定基準が補助金交付要綱に定められていない 本事業における那覇市若年労働者就業機会確保事業費等補助金交付要綱において、補助金の算定基準については「毎会計年度の予算の範囲内において定めるものとする。」と記載されているのみで、明確な算定基準が規定されていない。 那覇市の補助金に関するガイドラインを遵守するためには、補助金交付要綱において補助率上限を明記する措置を検討されたい。	R5	要	市の補助金の算定基準について、国や他市町村の補助金算定基準などを参考に、補助金交付要綱への補助率上限の明記を検討します。	令和7年度	シルバー人材センターへの補助金算定基準について、国の補助金算定基準の確認や他市町村の調査を行いました。	取組中
133	ちやーがん じゅう課	47 60 251	意見	【那覇市シルバー人材センター運営補助金】 ○収支に余裕が生じた場合の補助金交付額の検討 令和元年度以降の3年間、那覇市シルバー人材センターの収支状況には比較的余裕があるように推察されるが、このような場合には、単に予算措置しているからという理由だけで予算措置額＝交付確定額とするのではなく、補助金の検査時に法人の収支実績を確認の上、収支に余裕が生じたのであれば、予算措置額から減額して補助金を交付することを検討すべきである。 そのため、補助金検査時においては、法人の収支実績を確認した上で補助金交付額を算定されたい。	R5	要	国や他市町村の補助金算定基準なども参考に、補助金検査時において法人の収支実績を確認した上で補助金交付額算定を検討します。	令和7年度	シルバー人材センターへの補助金算定基準について、国の補助金算定基準の確認や他市町村の調査を行いました。	取組中
134	保健総務課	59 255	意見	【病院事業運営費負担金】 ○運営費負担金の交付対象となる経費の範囲について改善の余地がある 取為代金の支払い時に運営費負担金が財源措置されるということであるから、減価償却費計上時に更に財源措置する必要は無く、減価償却費計上時に財源措置してしまうと、二重に財源措置されてしまうことになってしまう。 したがって、小児医療に要する減価償却費(308,026円)及び高度医療に要する減価償却費(92,924円)のうち、運営費負担金を財源とした減価償却費である、154,013円(小児医療)及び46,462円(高度医療)については、減価償却費計上時には運営費負担金算定上の経費から除くべきである。 今後は、新病院建設に伴い多額の建物減価償却費が発生することが予想されるため、市は、上記記載内容を踏まえ、より合理的な運営費負担金算定方法を確立されたい。	R5	要	取得代金の支払時は元金償還(借入金)に対する財源措置となっており、小児医療等に要する減価償却費は差額費用(赤字分)に対する財源措置となっていますので、二重の財源措置かどうか引き続き検討します。 また、繰出基準においては、各団体の繰入、繰出の差額を踏まえ算定する事となっていますので、今後の新病院建設による那覇市立病院の収支悪化等も予期されるなか、どの様な算定方法がお互いのために良いのか、検討します。	令和6年度	市立病院の建物、医療機器等の取得のために本市が財源措置している病院事業運営費負担金は、繰出基準に則り、取得額の2分の1額に限られています。そのため、監査の「減価償却費計上時には運営費負担金算定上の経費から除くべきである。」との意見は過大であると考えており(市立病院の立場からは費用を二重控除される。)、市立病院が負担すべき減価償却費のみが対象であることを明確化するため、令和4年度病院事業運営費負担金に係る繰算より、面復統分後の減価償却費にさらに0.5を乗じることとした。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
135	保健総務課	60 256	意見	【病院事業運営費負担金】 ○運営費負担金の交付要綱が作成されていない。 市は、那覇市立病院に対する運営費負担金の交付要綱を作成していない。これは、平成26年度の那覇市監査委員による財政援助団体等監査においても指摘されているところであり、7年間以上未対応のままである。 交付要綱が作成されていない現状は、交付目的等の事項に関して載るべき根拠が存在しないという点であり、市の行政手続上問題である。したがって、市は運営費負担金の交付要綱を、早急に作成すべきである。	R5	要	運営費負担金交付要綱の作成に向けて、明確な算定方法を定めるため総務省編出基準に掲げられた各経費の法的根拠について照会を行ったところである。これを附まえ、企画財務部と要綱制定に向け協議を開始します。	令和6年度	令和6年3月21日付で「那覇市病院事業運営費負担金交付要綱」を制定しました。	整理済み
142	道路管理課	64 270	意見	【沖縄都市モノレール自由通路の維持管理業務委託】 ○委託費に係る根拠資料の入手が不十分 一部の再委託業務について、再委託先との契約書や請求書は保存されておらず、再委託先から沖縄都市モノレール側に提出された見積書が保存されているだけであった。 この点、再委託からの見積書のみでは、実際に沖縄都市モノレール側が業務を再委託したことを証明できず、検査資料として不十分である。したがって、全ての再委託契約書のコピーを入手し、ファイルに保存すべきである。 また、現状、市は費用額の妥当性検証において再委託先との業務委託契約書等と照合しているが、契約書だけでは、実際に再委託先に対する委託費用が発生したかどうかを証明できない。したがって、市は、契約書のみでなく、再委託先からの請求書についても精算報告書に添付させ、その内容を検査することが望ましい。	R5	要	再委託先の契約書については、今年度の業務より写しを添付するように改善します。また、精算時においても、再委託先への支払い等に係る書類も添付するように改善いたします。	令和5年度	再委託に係る根拠資料については、契約書と請求書の写しを精算報告書に添付し保存しております。	整理済み
146	公園管理課	61 278	意見	【都市公園維持管理業務委託】 ○成果指標が設定されていない 成果指標が設定されていないと、『事業の効果測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施することが難しい。事業を効果的かつ効率的に実施するには、PDCAサイクルの実施が必要になるため、適切な成果指標を設定する必要がある。	R5	要	公園の維持管理を効果的、効果的に推進するため、本業務委託が、公園利用者等にとって快適な公園環境の提供に資しているかを公園利用者へアンケートを行う等、検証方法を検討し、適切な成果指標を設定します。	令和6年度	今年度は公園利用者等へのアンケートによる検証内容や検証方法の検討を行います。	取組中
					R6	要	公園利用者等へのアンケートによる業務内容に対する満足度調査を行い、課題の改善を図るための成果指標を設定します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
150	グリーン推進課	62 286	意見	【スプリング入りマントレス等解体業務委託】 ○より合理的な委託料積算方法の検討 シルバークーパー人材センター以外の事業者から見積書を手入する等して、「マントレス1個解体あたり作業単価1×「見込み年間解体数」による委託の見積額を算定の上、現状の委託料見積額の妥当性を検証すべきである。	R5	要	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づきシルバークーパー人材センターと随意契約をしているところであるが、今後は、他社から当該業務委託内容に関する見積書を徴することにより「マントレス1個解体あたり作業単価」及び「見込み年間解体数」を推計することで、シルバークーパー人材センターからの見積額の妥当性を検証するよう努めます。	令和6年度	他者より令和5年8月14日付で見積書を徴取し、時給×時間×人工などの積み上げによる見積書は、他者と比較して安価であるうえに、これまでのマントレス解体に係るノウハウがあり、業務履行の品質にも問題がないため、当該団体との委託費見積額および契約の妥当性を確認できました。	整理済み
153	ちやーがんじゅ課	62 291	意見	【那覇市津波避難ビルにおける介護予防普及啓発事業および地域介護予防活動支援事業】 ○事務費算定ルールが不明確 委託料の積算にあたっては、市の要求水準を満たすために必要な金額を計上すべきところ、根拠が曖昧な項目は極力排除することが求められる。 そのため、一般管理費については、単に業務委託先の内規に従うのではなく、市内部において客観的かつ合理的な積算を可能とする新たなルール（積算根拠）を明確化されたい。 なお、一般管理費の算定ルールを含む委託費に関する事務処理は、明確化された上で、部課又は全庁的に統一されるべきである。したがって、部課毎又は全庁で統一された委託業務に係る事務処理マニュアルを作成することを検討されたい。	R5	要	【ちやーがんじゅ課】 事務費算定について、他部署の委託に係る算定ルール等も鑑みながら今後も検討していきます。	令和7年度	同様の指橋を受けている事業を確認したところ、令和3年度外部監査(ID23)において、「他の中核市に照会したところ、委託料中一般管理費について統一した算定ルールを設けている市はほとんどありませんでした。 一般管理費は、委託業務を実施するために必要な経費であるものの、当該委託業務分として経費の算定が難しい光熱水料や管理部門の人体費等にかかる経費について、便宜的に一定の率を乗じて算定した額を計上するものです。市は多種多様な業務委託を行っており、一般管理費の内容も一律ではないことから、全庁的に統一した基準を作成することは困難だと考えております。」とあることから、全庁的な考え方として整理します。	整理済み
157	健康増進課	62 296	意見	【がん検診・肝炎ウイルス健診(個別・集団検診)業務】 ○受診状況の分析及びフィードバックについて 本健診業務の目的に照らし、受診者数、受診率について、予定(対象職員数)と実績(受診者数)の差異を分析し、未受診者についてはその理由と改善策についてフィードバックすることを検討されたい。	R5	要	令和4年度に、一部の対象者に対して、インタビュー形式で検診を受診しない理由を確認しました。例年、未受診者に対して受診勧奨はかきを送付していますが、インタビューで得た気づきをはかきのレイアウトに反映し、受診につながるような勧奨に努めます。	令和5年度	子宮頸がん無料クーポン対象者に対して、未受診者への勧奨はかきレイアウトを2通り作成し、はかき送付後の受診動向を確認しました。その結果、効果のあった方を今後も引き続き採用し、適宜、その他のがん検診の勧奨はかきについても、引き続きはかきレイアウトを生かすとともに、引き続き受診につながる勧奨に努めます。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
162	健康増進課	63 303	意見	【新型コロナウイルスワクチン集団接種医師業務】 ○見積書の様式について改善の余地がある 見積書に「発行日付」、「見積有効期限」の記載が無い場合、見積書の裏面発行日から契約締結までの期間が乖離すると以下のような不利益が生ずると考えられる。 ・委託先については、経済環境が変化しても当初の見積額に拘束され、取引関係上、不利に扱われるおそれがあること。 ・那覇市については、起案決裁日が見積書の裏面発行日から乖離した場合に、委託先が当初見積額で受託できないおそれがあり、非効率となること。 このような不利益を防止するため、見積書は「発行日付」、「見積有効期限」を記載する様式にし、かつ記載を必須とされたい。なお、見積有効期限については、過度に委託候補先を拘束することなく、社会通念上合理性の認められる契約検討期間に設定されたい。	R5	要	令和5年秋開始接種より取得する見積書については、「発行日付」と「見積有効期限」を必須とします。	令和5年度	令和5年9月より始まった「令和5年秋開始接種」の見積書より、「発行日付」及び「見積有効期限」の記載を必須とする様式に変更し、対応しております。 また、「見積有効期限」については、見積発行者が自由に設定するものであるが、社会通念上合理性の認められる期間に設定するよう伝え対応しております。	整理済み
166	商工農水課 企画調整課	65 315	意見	【那覇市ふんかデンプス館管理運営事業】 ○指定管理事業に係る検査方法について明確化が必要 検査履歴は、指定管理者の運営の適正性確保に資するだけでなく、指定管理事業の管理ノウハウとなり得ることから蓄積すべきである。具体的には、検査手続の内容、発見事項と対応内容等を簡潔に文書化しておくことが望ましい。至庁的なルール改訂も併せて検討されたい。 本事業においても、チェック手続の好事例が発見されているため、このようなチェック手続をマニュアル化しノウハウとして引き継がれたい。	R5 R5 R6	要 要 要	【商工農水課】 至庁的なルール改訂については、指定管理施設を総括する企画調整課と協議を行い、適切に検討してまいりたいと思います。 【企画調整課】 指定管理事業に係る検査方法の明確化について、他市事例を調査・研究し、指針改訂を検討いたします。 【企画調整課】 包括外施設入が好事例と評価したチェック手続等を指定管理施設導入施設の所管課で共有するとともに、検査履歴を残し管理ノウハウを蓄えていくよう所管課へ通知いたします。 なお、指定管理施設のモニタリング時に、事業収支状況や財務書類等を確認した上でモニタリングシートに記載し保管することが指定管理者導入施設で統一されていることから、指針改訂は不要と判断しました。	令和6年度	企画調整課より、当該事業におけるチェック手続の好事例の共有及び検査履歴を残すことについて記載した通知を、令和6年度内に指定管理制度導入施設所管課に向けて発出すると同っており、同通知に沿って適切に進めてまいります。 — チェック手続の好事例の共有と検査履歴を残すことについて記載した通知を、今年度内に指定管理制度導入施設所管課に向けて発出いたします。	整理済み 取組中 整理済み

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
170	福祉政策課	64 322	意見	【那覇市総合福祉センター管理運営事業】 ○成果指標が設定されていない ○成果指標が設定されていないと、『事業の効果 測定』『事業実施上の課題抽出』『次年度以降 の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切 に実施することが難しい。事業を効果的かつ効 率的に実施するには、PDCAサイクルの実施が 必要になるため、適切な成果指標を設定する必 要がある。	R5	要	事業の効果を検証するため成果指標の設定は有 効だと考えています。どのような成果指標の設定が 適切なのか検討してまいります。	令和6年度	指定管理者が事業計画に記載している事業目標 を中心に成果指標をモニタリングシートに記載して もらい、モニタリング実施時に前年度実績による達 成状況を確認することでPDCAサイクルを実施しま す。	取組中
					R6	要	施設の利用人数や満足度を指標とする方向で効果 測定のためのアンケートの項目等も併せて検討を進 めており、実績報告時に達成状況を確認することで PDCAサイクルを実施します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
171	福祉政策課	64 328	意見	【那覇市総合福祉センター管理運営事業】 ○成果指標に基づいたモニタリングを行っていな い。 ○モニタリングはKPIに基づき実施すべきであるか らモニタリングのチェックポイントもKPIを意識した ものにすべきである。 大項目の数値目標が達成できていないのに、 小項目が全て5になるようなモニタリングでは意 味をなさない。小項目のチェックポイントは太 項目の結果の原因分析につながるような内容に すべきである。	R5	要	モニタリングシートの項目及びチェックポイントは変 更ができませんが、成果指標の設定を含め、分かり 易い評価内容となるよう適切に対応してまいります。	令和6年度	より適切に事業の効果検証を行うため、どのような 成果目標の設定が適当なのか検討中であるため、 設定した成果目標の達成状況がモニタリング評価 に反映されるような成果指標を検討してまいりま す。	取組中
					R6	要	成果目標として設定する利用者数の増及び満足度 の向上が、モニタリング評価に反映されるような項目 をモニタリングシートに設定します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
172	福祉政策課	65 328	意見	【那覇市総合福祉センター管理運営事業】 ○モニタリングにあたり当該評価に至った理由の 記載が不十分 モニタリングシートの各チェックポイントの評価 は「適・不適」もしくは概ね4段階(「5」「3」「1」 「0」の4段階で、5の評価が最も良い。)に分かれ ているところ、4段階の場合の評価は概ね5で あって、希に3があるが、3の場合に何故5でなく て3なのかコメント欄に記載から判断しづらい。 モニタリングを行う際には結論のみならず、結 論(評価)に至った理由も、第三者からみて分か りやすい内容でコメント欄に記載すべきである。	R5	要	当該評価に至った理由が分かり易いコメントの記載 に努めてまいります。	令和6年度	R5年度及びR6年度は、当該評価に至った理由が 分かるようコメントに記載しております。	整理済み

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(令和4年度報告書分)

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
173	ちやーがん じゅう課	64 336	意見	【老人福祉センター管理運営事業】 ○成果指標が設定されていない 成果指標が設定されていないと、『事業の効果 測定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降 の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切 に実施することが難しい。事業を効果的かつ効 率的に実施するには、PDCAサイクルの実施が 必要になるため、適切な成果指標を設定する必 要がある。 また、施設ごとに実施しなければならぬ利用 者アンケートの結果を利用し、「利用者満足度」 を成果指標とすべきである。	R5	要	施設の利用者数及び利用者アンケートによる利用 者満足度を成果指標とし、利用者数の増及び満足 度の向上に努め、事業の効果測定や事業実施上の 課題抽出・次年度以降の改善を実施します。	令和5年度	令和5年度より、施設利用者数及び利用者アン ケートによる利用者満足度の維持・向上を成果指 標として設定しています。 令和3年度のコロナ禍による長期閉鎖により、 利用登録者数が以前の6割程度に落ち込んでい る状況を踏まえ、令和5年度の利用登録の受付に際 し、新聞（しやオ、はーむぶらさ）等をはじめ、各自 治会や地域の会合において各施設の紹介を行っ ています。また、施設利用者や講師、民生委員、地 域包括センターを介して各施設の講座内容を周知 し、利用登録者の増加を図っております。 各施設において利用者へのアンケート調査を実 施し、利用者の満足度や動向を把握し、事業の効 果測定や事業実施上の課題抽出・今後の改善に 努めています。	整理済み
174	ちやーがん じゅう課	65 336	意見	【老人福祉センター管理運営事業】 ○仕様書の内容が一部履行されていない 令和3年度はコロナのため、6施設とも、令和3 年4月13日～10月6日（177日）、令和4年1月8 日～2月20日（44日）の合計221日間閉鎖してい たことである。協定書、仕様書には、指定管 理者が行う業務として「センター利用許可と地域 活性化に関する業務」があるところ、上記のとおり 221日間も閉鎖していたものでは上記業務、特に 地域活性化に関する業務が履行できていないと いわざるを得ない。 例えば、閉鎖期間においても地域活性化に関 する業務に十分取り組めるようオンラインを活用 するなど工夫を行うべきであり、市も指定管理者 に対して、閉鎖期間中の人件費の有効活用につ いて助言を行うべきであった。	R5	要	コロナ禍などにより長期閉鎖の間を余儀なくされる 場合においても、協定書や仕様書に沿って、地域活 性化に関する業務などの指定管理業務に十分取り 組めるよう工夫を行います。 市は、指定管理者に対し、閉鎖期間中の人件費の 有効活用について助言を行うようにします。	令和5年度	令和5年度からは、コロナの感染状況を注視しな がら、地域と連携し、地域福祉まつりや施設利用者 のグループによる慰問活動など、地域活性化に関 する業務を積極的に推進しており、協定書や仕様 書に沿った取組に努めています。	整理済み
176	ちやーがん じゅう課	64 341	意見	【老人福祉センター管理運営事業】 ○成果指標に基づいたモニタリングを行っていな い モニタリングはKPIに基づき実施すべきであるか らモニタリングのチェックポイントもKPIを意識した ものにすべきである。 大項目の数値目標が達成できていないのに、 小項目が全て5になるようなモニタリングでは意 味をなさないので、小項目のチェックポイントは 大項目の結果の原因分析につながるような内容に すべきである。	R5	要	モニタリングのチェックポイントも成果指標を意識し たものにし、小項目のチェックポイントは小項目の結 果の原因分析につながるような内容にするよう検討し ます。	令和5年度	令和5年度より、施設利用者数及び利用者アン ケートによる利用者満足度の維持・向上を成果指 標として設定しているため、成果指標の結果の原 因分析につながるよう、モニタリングの小項目の チェックポイントは、施設利用案内・広報や施設・ 設備の維持管理、清掃・環境衛生、平等利用、講 座・イベントの実施状況、利用者アンケートによる 改善状況、苦情・要望対応など、成果指標を意図 したもの設定し、モニタリング時に重点的にヒアリ ングし確認しています。	整理済み

(令和4年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
177	ちやーがん じゅう課	65 341	意見	【老人福祉センター管理運営事業】 ○モニタリングに当たり当該評価に至った理由の記載が不十分 モニタリングシートの各チェックポイントの評価は「適・不適」、もしくは概ね4段階（5・3・1・0で、5の評価が最も良い。）に分かれているところ、4段階の場合の評価は概ね5であった、希に3があるが、3の場合に何故5でなくて3なのか理由不明の部分が多くコメント欄の記載から判断できない。 モニタリングを行う際には結論のみならず、結論（評価）に至った理由も、第三者からみて分かりやすい内容でコメント欄に記載すべきである。	R5	要	モニタリングを行う際には結論のみならず、当該結論（評価）に至った理由も、第三者からみて分かりやすい内容でコメント欄に記載するようにします。	令和5年度	令和5年度より、指定管理者によるセルフモニタリング時に、当該結論（評価）に至った理由も、第三者からみて分かりやすい内容でコメント欄に具体的に記載するようにし、さらに市によるモニタリング時に、ヒアリングし確認した内容を追記しています。	整理済み

包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

【令和3年度テーマ】人口減少・少子高齢化関連事業に係る財務事務の執行について

合計（件数）		措置状況		
指摘の件数		改善の必要性	処理区分	件数
32		要	処理済み	21
			取組中(A)	8
			未措置	0
意見の件数	213	不要	—	3
			改善の必要性	件数
			整理済み	114
181		要	取組中(A)	61
			未措置	0
			不要	6

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

令和4年度措置状況		措置状況		
合計（件数）		改善の必要性	処理区分	件数
指摘の件数		要	処理済み	0
			取組中(A)	8
			未措置	0
意見の件数	69	不要	—	0
			改善の必要性	件数
			整理済み	39
61		要	取組中(A)	22
			未措置	0
			不要	0

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

令和5年度措置状況		措置状況		
合計（件数）		改善の必要性	処理区分	件数
指摘の件数		要	処理済み	1
			取組中(A)	7
			未措置	0
意見の件数	30	不要	—	0
			改善の必要性	件数
			整理済み	16
22		要	取組中(A)	6
			未措置	0
			不要	0

※(A)の件数は翌年度も継続して取り組まれます。

令和3年度包括外部監査結果に対する改善措置票

＜改善措置の記載について＞
(1) 「改善の必要性」の欄には、当該指摘事項等が改善の必要がある場合に「要」と記載されます。
(2) 「改善計画又は～」の欄には、改善のための計画の概要が記載されます。指摘事項等が「意見」の場合、検討の方向性が記載されます。
(3) 「実施期限」の欄には、改善の実施、または検討の結果を出す期限が記載されます。初年度に改善や検討がされた案件については「－」が記載されます。
(4) 「実施日及び～」の欄には、実施内容や検討結果が記載されます。実施内容や検討結果が出ていない場合は、それらがこれから記載されます。
(5) 「処理区分」の欄には、改善が記載された場合は「処理済み」と記載されます。「意見」については、市の考えが整理できた場合や改善がされた場合は「整理済み」と記載されます。改善取組中や検討結果が出ていない場合は「取組中」と記載されます。改善の必要性が「不要」とされた場合は「－」が記載されます。また、改善すべきとされているものの、取り組んだ結果対応することが困難となった指摘事項については「未措置」と記載されます。

【指摘事項の部】※指摘事項・・・監査人として自治体で是正・改善することがよいと考えるもの
第1号様式(第3条関係)

(令和3年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
84	こども政策課	80 204	指摘 事項	【児童クラブ運営補助金】 ○実績報告書の提出時期について 令和2年度の実績報告書の提出期間については、仮決算による実績報告を令和3年3月1日～3月19日、本決算による実績報告書を令和3年4月1日～5月14日としている。 現状の市の取扱いには、補助金交付要綱にそったものになっていないと言わざるを得ない。 現状の2段階による実績報告書の提出という方法の必要性を改めて検討いただいた上で、2段階方式を継続せざるを得ないのであれば、要綱と交付要綱が乖離しないよう、補助金交付要綱の規定を改訂することを検討されたい。	R4	要	児童クラブの運営は、継続的に年度末まで実施している事業であることから、実績報告については現状の2段階での報告を求めざるを得ない状況であります。要綱改定を含め実績報告の事務処理の在り方について検討致します。	令和4年度	要綱に沿った実績報告に改める必要があると認識しています。実績報告の2段階報告を解消するための能率的な提出時期、提出方法を検討します。	取組中
					R5	要	実績報告の2段階報告を解消するための能率的な提出時期、提出方法を検討します。	令和5年度	実績報告の2段階報告を解消するため、実績報告の提出書類の精選について、検討します。	取組中
					R6	要	実績報告の提出書類を精選し、実施と交付要綱が乖離しないよう実施に即した要綱改正を検討します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
85	こども政策課	58 81 204	指摘 事項	【児童クラブ運営補助金】 ○開所時間の考え方 市は、開所時間の考え方について厚生労働省の見解を踏まえて再度整理するとともに、整理した考え方について事業者へ伝達するとともに、事業者に対し開所時間を適切に集計するよう体制の構築を指導すべきである。 さらに、本事業の補助金給付に係る検査時に、開所時間について事業者からの報告にのみ基づいて判断するのではなく、運営規定、児童集計シンプレット、支援員のタイムカード及び児童の出席簿等の関連資料を利用するなどして、開所時間が正しく算定されているかどうかについて適切に検査するための手法を確立されたい。	R4	要	開所及び開所時間について、厚生労働省の見解等を踏まえつつ、乖離や相違が見られるケースについては、各クラブに対し是正を求めて参ります。	令和4年度	開所及び開所時間について、厚生労働省の見解等を整理し、補助金給付にかかわる検査において、毎月提出される在籍報告書及び支援員のタイムカードを利用した効果的な検査手法を検討します。	取組中
					R5	要	開所及び開所時間の考え方について、令和5年度までにQ&Aを作成し、事業者へ伝達します。また補助金給付にかかわる検査において、毎月提出される在籍報告書及び支援員のタイムカードを用いた効果的な検査手法を検討します。	令和5年度	開所及び開所時間の考え方については、わかりやすく図で示した資料を作成し、令和6年3月に実施した補助金実績報告説明会にて事業者へ配布、説明しました。また、開所時間内の支援員配置基準が遵守され補助金が正しく算定されているか、毎月提出される在籍報告書及び支援員のタイムカードの写しを活用した効果的な検査手法についてを検討します。	取組中
					R6	要	開所時間内の支援員配置基準が遵守され補助金が正しく算定されているか、毎月提出される在籍報告書及び支援員のタイムカードの写しを活用した効果的な検査手法についてを検討します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

第1号様式(第3条関係)

(令和3年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
86	こども政策課	58 81 206	指摘 事項	【児童クラブ運営補助金】 ○市の検査が不十分 補助事業実績報告書、補助対象経費に係る根拠資料及び市の検査調書をサンプルで閲覧したところ、以下のとおり多数の不備が発見された。現状では市の検査が十分な水準で実施されたとは言えない。 一 基づく実績報告に対する調査義務を十分に果たしたとは言えない。 イ) 質の高い質の高い検査を実施する必要がある。 ロ) 資料の入手漏れがある ハ) 資料の内容が十分でない資料を入手している ニ) 資料の記載誤りや資料間の不整合に気付かず、または、気が付いていても関わらず放置したままで、検査を完了してしまっている ホ) 提出された資料の内容に疑義が生じるが、検査において疑義を解消していない	R4	質の高い検査を実施するため、チェック体制の強化及び業務のデジタル化について検討します。	令和6年度	児童クラブ運営補助金の支出事務の効率化を図り、捻出できた時間を質の高い検査等にあてられるよう、業務のデジタル化を検討しています。	取組中
					R5	児童クラブ運営補助金の支出事務の効率化を図り、捻出できた時間を質の高い検査等にあてられるよう、業務のデジタル化を検討しています。	令和6年度	運営補助金の支出事務にRPAを導入し、これまで手作業で行っていた事務処理の時間短縮が図られており、質の高い検査を実施するためのチェック体制について検討しています。	
					R6	RPAの初期導入から、さらにRPAによる支出処理を定着させ、捻出した時間を質の高い検査等にあてられるよう、業務のデジタル化を推進します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	
87	こども政策課	58 81 209	指摘 事項	【児童クラブ運営補助金】 ○補助金交付額が誤っている、または誤っている可能性がある 以下のとおり、補助金交付額が誤っている可能性がある状況が発見された。今回の監査でサンプル対象となかった事業者を含め、交付額に誤りがあるかどうかについて事実確認の上、適切に対処されたい。 イ) 開所時間 厚生労働省の見解と異なっている可能性があるため、開所時間の考え方について再整理した上で、長時間開設加算額を算定する必要がある。 ロ) 支援員等の配置数 条例において、支援員(又は補助員)の数については、支援の単位ごとに2人以上とすることが定められている。市は厚生労働省からの通知に基づき、感染拡大のリスクを回避するために、当面の間、児童クラブの人員配置について特例措置を認める運用を行っていた。しかしながら、サンプルで確認した児童クラブにおいて、令和2年4月～令和3年3月の通年に渡って1人配置の時間帯が常態的に発生しているケースがあったが、市は、1人配置が通年に渡って発生することの合理的な理由について詳細に確認していない。 ハ) 長時間開設加算額(長期休暇分)の算定 長時間開設加算額(長期休暇分)の算定方法が誤っている児童クラブが存在する。	R4	質の高い検査を実施するため、チェック体制の強化及び業務のデジタル化について検討します。	令和6年度	児童クラブ運営補助金の支出事務の効率化を図り、捻出できた時間を質の高い検査等にあてられるよう、業務のデジタル化を検討しています。	取組中
					R5	児童クラブ運営補助金の支出事務の効率化を図り、捻出できた時間を質の高い検査等にあてられるよう、業務のデジタル化を検討しています。	令和6年度	運営補助金の支出事務にRPAを導入し、これまで手作業で行っていた事務処理の時間短縮が図られており、質の高い検査を実施するためのチェック体制について検討しています。	
					R6	RPAの初期導入から、さらにRPAによる支出処理を定着させ、捻出した時間を質の高い検査等にあてられるよう、業務のデジタル化を推進します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	

第1号様式(第3条関係)

(令和3年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
S9	こども政策課	58 61 81 213	指摘 事項	【児童クラブ運営補助金】 ○補助金に係る消費税等の仕入税額控除 子ども子育て支援交付金交付要綱第5条(7) において、「事業完了後に、消費税及び地方消 費税の申告により補助金に係る消費税及び地方 消費税仕入税額控除が確定した場合は、別紙 様式S8により速やかに内閣総理大臣に報告しな ければならない。」「内閣総理大臣は報告があ った場合には、当該仕入税額控除の全部又は 一部を国庫に納付させることがある。」と規定さ れているが、市は補助金を給付した保育施設の運 営事業者に対して、補助金に係る消費税等の仕 入税額控除が生じたかどうかの確認を行ってい ない。 事業者における消費税等の仕入税額控除の 発生の有無について、漏れなく正確に把握す るためには、補助金に係る消費税等の仕入税額 控除が0円となった法人も含めて、報告書の提出を 求めることを検討されたい。 なお、補助金に係る消費税等の仕入税額控除 について事業者から返還を求める必要がある点 については、他の補助金給付事業においても生 じ得る状況であるため、上記の取扱いについて は、本事業単独ではなく、全庁的又は部課統一 的に検討するべきであろう。	R4	要	(こども政策課) 今後各クラブに対し、補助金に対する仕入税額控 除が生じたか確認を求めることについて検討します。	令和4年度	市の補助金要綱において、仕入税額控除の確 認及び報告を求める内容にあらためます。	取組中
					R5	要	仕入税額控除の確認及び報告を求める内容に市 の補助金交付要綱を改正し、事業者に周知を行います。	令和5年度	仕入税額控除の確認及び報告を求める内容に 市の補助金交付要綱を改正し、事業者に周知を 行いました。	処理済み
					R4	要	質の高い検査を実施するため、チェック体制の強 化及び業務のデジタル化について検討します。	令和6年度	質の高い検査を実施するため、補助金支出事務 のデジタル化について関係課と調整を行います。	取組中
181	こども政策課	58 81 377	指摘 事項	【放課後児童支援員等の処遇改善等事業】 ○資料の内容確認が不十分 市の検査において十分に確認できている状況 とは言えず、補助金の検査義務を十分に果たし ていないと言いきれない。 市は、資金改善額を承認支給額により算定す ることを徹底するよう児童クラブ側に指導すると ともに、検査時においては、実際支給額であること を給与台帳等の根拠資料により確認することが 必要である。	R5	要	質の高い検査を実施するため、補助金支出事務の 自動化について、関係課と具体的な調整を行いま す。	令和6年度	補助金の支出事務にRPAを導入し、これまで手 作業で行っていた事務処理の時間短縮が図られ ており、質の高い検査を実施するためのチェック体 制について検討しています。	取組中
					R6	要	RPAの初期導入から、さらにRPAによる支出処理を 定着させ、捻出した時間を質の高い検査等にであ てられるよう、う業務のデジタル化を推進します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

第1号様式(第3条関係)

(令和3年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
183	こども政策課	58 82 378	指摘 事項	【放課後児童支援員等の処遇改善等事業】 ○役員給与について 実施要綱によれば、「経営に携わる法人の役員である職員については、原則として、本事業の対象とならない」と規定されている。 しかしながら、単に役員と支援員を兼務していることのみをもって、役員給与の改善額を本事業の補助対象経費に含めている児童クラブが存在した。市は本事業の補助対象経費に含めて良いかどうかを検討しておらず、補助金の検査義務を十分に果たしているとは言えない。 市は、当該役員に給与決定権が無いことを確かめる必要がある。	R4	要	当該役員に給与決定権が無い等、チェック体制の強化に努めます。	令和4年度	当該役員に給与決定権が無い等、チェック体制の強化に努めます。	取組中
					R5	要	当該役員に給与決定権が無い等、チェック体制の強化に努めます。	令和5年度	当該役員に給与決定権が無い等、チェック体制の強化に努めます。	取組中
					R6	要	当該役員に給与決定権が無い等、チェック体制の強化に努めます。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
					R4	要	当該クラブについて役員と支援員を兼務している者への給与について、適切かどうか確認します。また今後認定に係る確認作業において可能な限り資料を入手し事実認定を行うよう努めます。	令和4年度	当該クラブについて役員と支援員を兼務している者への給与について、適切かどうか確認します。また今後認定に係る確認作業において可能な限り資料を入手し事実認定を行うよう努めます。	取組中
184	こども政策課	58 82 380	指摘 事項	【放課後児童支援員等の処遇改善等事業】 ○事業者からの情報に誤りがある 運営法人の代表取締役と同性の支援員が3名存在し、担当課に質問したところ、「雇用契約を締結している従業員である」との回答を得た。しかしながら、登記簿簿本を入手して確認したところ、支援員3名中2名は取締役として登記されていることが判明した。市はそのような確認を行っておらず、役員給与を補助対象経費に含めてしまっており問題である。 したがって、単に質問だけで検査を終わらせるのではなく、可能な限り資料を入手し、客観的な根拠に基づいて事実認定を行う必要がある。	R5	要	当該クラブについて役員と支援員を兼務している者への給与について、適切かどうか確認します。また今後認定に係る確認作業において可能な限り資料を入手し事実認定を行うよう努めます。	令和5年度	当該クラブについて役員と支援員を兼務している者への給与について、適切かどうか確認します。また今後認定に係る確認作業において可能な限り資料を入手し事実認定を行うよう努めます。	取組中
					R6	要	当該クラブについて役員と支援員を兼務している者への給与について、適切かどうか確認します。また今後認定に係る確認作業において可能な限り資料を入手し事実認定を行うよう努めます。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

【意見の部】※意見…監査結果に添える参考意見(参考提言)とするもの
(令和3年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
15	こども政策課	74 99	意見	【潜在保育士復職支援事業】 ○成果指標が設定されていない。 本事業における成果指標は設定されていない。一方で市は、令和2年4月1日時点の保育士不足を要因とする定員割の人数は281人、不足する保育士数は69人と把握している。そこで、例えば「69人」を基準として今後の入所希望見込みを加味した数字を保育士確保の目標値とするなど、事業の实效性を高めるための成果指標を設定されたい。	R4	要	事業の効果を検証するため、成果指標の設定は有効だと考えております。事業の成果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。	令和4年度	令和4年度は、事業の効果を検証するための指標などが得るものとし、本事業を活用し、就職活動を行った者の市内保育施設への就業率の調査を行いました。保育を希望する児童数が流動的なため必要な保育士数を成果指標とすることが難しい状況でありましたが、より適切に事業の効果検証を行うため、どのような成果目標の設定が適当なのか、引き続き、検討して参ります。	取組中
					R5	要	より適切に事業の効果検証を行うため、どのような成果目標の設定が適当なのか、検討して参ります。	令和6年度	令和5年度は、本事業を活用し、就職活動を行った者の市内保育施設への就業率の調査を行いました。保育を希望する児童数が流動的なため必要な保育士数を成果指標とすることが難しい状況でありましたが、より適切に事業の効果検証を行うため、どのような成果目標の設定が適当なのか、引き続き、検討して参ります。	取組中
					R6	要	令和5年度では保育士保育料軽減事業の業績が無かったため、実施事業の見直しを行い、那覇市内保育施設の見学ツアー事業を実施し、成果指標を設定します。	令和6年度	那覇市内保育施設の見学ツアーを年5回の実施を行うとした指標を設定をし、現時点で3回実施済みです。	整理済み
16	こども政策課	77 99	意見	【潜在保育士復職支援事業】 ○事業立案方法について 那覇市は、指導監督及び各種行政手続きを通して、国や沖縄県よりも保育現場の実情を知りうる立場にある。そのような立場を活かして、潜在保育士が勤務しない原因(課題・ニーズ)を分析・把握し、その課題を解消し、ニーズを満たす事業を主体的に立案できる体制を構築されたい。そのうえで、活用できる補助メニューがあれば利用すべきである。	R4	要	新たな事業を立案する際には、ニーズを満たす事業を立案できるよう、保育施設等の意向を確認するなど、その手法について検討していきます。	令和4年度	沖縄県保育士・保育所総合支援センターが実施した「フォローアップ事業(保育士や保育施設を対象に行なった意識調査)」の調査結果等を提供頂くなど、保育施設や保育士等の意向の把握を行っており、新たな事業についてニーズを満たす事業を立案できるよう、その手法について、引き続き、検討して参ります。	取組中
					R5	要	新たな事業についてニーズを満たす事業を立案できるよう、その手法について、検討して参ります。	令和6年度	令和5年度においては保育士保育料軽減事業の業績が無かったため、実施事業の見直しを行い、那覇市内保育施設の見学ツアー事業を実施します。	取組中
					R6	要	令和5年度においては保育士保育料軽減事業の実績が無かったため、実施事業の見直しを行い、那覇市内保育施設の見学ツアー事業を実施します。	令和6年度	令和6年度で実施事業の見直しを行い、那覇市内保育施設の見学ツアー事業を年5回実施します。現時点で、現時点で3回実施済みです。	整理済み

(令和3年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
82	こども政策課	75 202	意見	【児童クラブ運営補助金】 ○成果指標に改善の余地がある 本事業の目的を踏まえ、最終的に目指すべきは放課後児童クラブに係る待機児童を解消することにあると考えられる。この点、市においても待機児童数の解消を目指すべきという認識は同様であり、毎年待機児童数を把握しているため、成果指標に待機児童数を加えることを検討されたい。	R4	要	入所を希望する全ての児童を受け入れる体制づくりが求められることから、待機児童数を成果指標に加えることについて検討致します。	令和4年度	待機児童数について、現在は民設民営の児童クラブからの報告による把握に留まっていることから、潜在的な待機も含む数の把握に課題が見られ、これらの把握も含めどのような形で成果指標として設定するのか検討します。	取組中
					R5	要	待機児童数を次期子ども・子育て支援事業計画の目標値に加えるのか検討します。	令和6年度	待機児童数について、現在は民設民営の児童クラブからの報告により把握していることから、潜在的な待機も含む数の把握に課題があり、どのような形で成果指標として設定するのか検討します。	取組中
					R6	要	待機児童数を次期子ども・子育て支援事業計画の目標値に加えるのか検討します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
88	こども政策課	81 213	意見	【児童クラブ運営補助金】 ○支援員の長時間労働の懸念について 市は、タイムカード記録や児童の出席簿等の資料と照らし合わせて、報告された労働時間が事実であるかどうかを確認する必要がある。その上で、報告された労働時間が事実である場合には、支援員の長時間労働が顕在化していることを踏まえ、児童支援の質が低下していないかどうかを確かめるとともに、労働基準法に違反していないかどうかを確認し、事業者適切に指導する必要がある。	R4	要	当該児童クラブに対し支援員の長時間労働の状況確認を行い、労働関係法令の遵守及び改善を求めます。他の児童クラブに対しても労働関係法令遵守を呼びかけて参ります。	令和4年度	支援員の長時間労働の有無については、デジタルツールを活用した状況確認作業の実施に向け検討します。	取組中
					R5	要	支援員の長時間労働の有無については、デジタルツールを活用した状況確認作業の実施に向け検討します。	令和6年度	支援員の長時間労働の把握については、タイムカード等の記録で確認し、長時間労働の実態がある場合には、必要に応じて事業所に適切に指導いたします。	整理済み

(令和3年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
90	こども政策課	81 214	意見	【児童クラブ運営補助金】 ○本事業実施上の課題及び課題解消策の提案 前記に記載のとおり、主に実績報告書の提出 及び実績報告書に対する市の検査において、多 数の課題が発見された。理由毎に大別すると、 以下のように区分されると考えられる。 イ)担当課及び事業者が、関連する法令や厚生 労働省からの通知を十分に理解していないこと により生じる問題 ロ)質の高い、深度ある検査が実施されていないこ とにより生じる問題 ハ)担当課における人的リソースの不足 ソとして、これらの問題点を解消するために、以 下のような対応を行うことを検討されたい。 ア)人的リソース不足の解消 イ)担当課及び事業者が、関連する法令や厚生 労働省からの通知を十分に理解する ウ)懸念を持ち、事実を追求する姿勢で検査を 実施する エ)効果的かつ効率的な検査方法の確立	R4	要	質の高い検査を実施するため、チェック体制の強 化及び業務のデジタル化について検討します。	令和4年度	質の高い検査を実施するため、補助金支出事務 の効率化に向けて、関係課と業務のデジタル化に ついて調整を行っています。	取組中
					R5	要	補助金支出事務の自動化について、関係課と具 体的な調整を進めてまいります。人的リソース不足に ついては、人員増を要求します。	令和6年度	運営補助金の支出事務にRPAを導入し、これま で手作業で行っていた事務処理の時間短縮が図 られており、質の高い検査を実施するためのチェッ ク体制について検討しています。人的リソース不足 については、人員増による体制強化を関係課へ要 望いたしました。	
					R6	要	RPAの初期導入から、さらにRPAによる支出処理を 定着させ、捻出した時間を質の高い検査等にあてら れるよう、業務のデジタル化を推進します。人的リ ソース不足を苦については、人員増を要求します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	
					R4	要	各クラブ運営者に対し、1支援あたりの児童数が40 人以下とできるよう引き続き指導を図って参ります。	令和4年度	1支援あたりの児童数が40人を超える事業者へ 口頭による指導を行っておりますが、条例等の趣 旨を十分認識させる観点から、事業者に対し通知 を検討します。	
91	こども政策課	83 216	意見	【児童クラブ運営補助金】 ○1支援単位あたりの児童数 条例において、1支援単位の児童数は概ね40 人以下とすることが規定されている。 この点、放課後児童健全育成事業実施要綱 (厚生労働省)において、「放課後児童健全育成 事業の設備及び運営に係る市町村が条例で定 める基準が、おおむね40人以下とする児童の数 に関する設備運営基準を満たしていない場合で あっても、経過措置等により、当該設備運営基準 に適合しているものとみなしている場合について も、本事業の対象とする」と規定されており、市に おいても当該経過措置を適用することで、40人を 超える児童クラブに対しても補助金を交付してい る。 上述の条例や事業実施要綱の趣旨を踏まえ、 市は1支援単位あたりの児童数を40人以下とす るよう、事業者へ指導しているとのことであった。 市の現状の対応には問題ないが、条例の趣旨 に基づき、事業者へ指導することを引き続き実施 されたい。	R5	要	1支援あたりの児童数が40人以下とする条例等の 趣旨に基づき、運営事業者に対して、児童数にか かる留意点を示した通知を行います。	令和5年度	1支援あたりの児童数は概ね40人以下とする条 例に基づき、全児童クラブへ利用人数の設定につ いて、児童数集計にかかる留意事項として通知いた しました。引き続き、条例に基づき、事業者へ指導 してまいります。	整理済み

(令和3年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
122	商工農水課	76 288	意見	【地域未来投資事業】 ○複数年に渡っての効果測定 このような挑戦的な事業は、結果が出るまでに 時間を要することが考えられ、収益化が実現でき るのは開発から数年後になるということも推測さ れる。 したがって、本事業の効果は単年度で判定す るだけではなく、複数年に渡って判定するべきで ある。	R4	要	効果測定のために実績値を複数年年度測定すること を検討致します。	令和4年度	—	取組中
					R5	要	長期的なスパンでの効果測定を行います。	令和5年度	補助対象事業者へヒアリングにて状況確認を行い ました。今後も事業者へのヒアリングを行ってまいり ます。	取組中
					R6	要	H30年度～R2年度に実施した補助対象事業者に確 認したところ、コロナの影響で社会情勢が一変したた め、補助事業は見込んでいた内容での実施はでき ず、効果測定は困難とのことでした。一方で、ソフト 事業については受講した社員の人材育成において 一定の成果があったと受講した事業者からの評価を 得ています。	令和6年度	補助対象事業者へヒアリングにて状況確認を行い ました。今後も事業者へのヒアリングを行ってまいり ます。	整理済み
148	商工農水課	75 317	意見	【那覇市農業次世代人材投資事業】 ○成果指標は改善の余地がある 成果指標は「給付対象者13名、総付額17,250 千円」であり、いずれも経営の安定性を示すもの ではなく活動目標に過ぎない。そのため、事業の 効果、すなわち事業目的の達成状況を適切に測 定できる指標とは言い難い。 また、事業計画については、農地のある市町村 及び農業委員会がチェックしており、那覇市も年 2回現地調査を実施しているものの、事業計画と 実績の乖離が大きいケースがほとんどである。 このような現場レベルでの目標と実績が乖離し た状況を踏まえ、事業目的に即した成果 指標の設定ならびに事業手法を策定されたい。	R4	要	事業目的が就農後の定着を図ることを目的として いることから、事業目的の達成状況を適切に測定で きる成果指標の設定を今後検討して参ります。また、 実績との乖離が大きくならないよう事業手法を検討し て参ります。	令和4年度	平成29年度以降交付開始者及び交付終了者の就 農状況について状況確認を行いました。また、今 後も継続して確認を行ってまいります。	取組中
					R5	要	事業目的が就農後の定着を図ることを目的として いることから、事業目的の達成状況を適切に測定で きる成果指標の設定を今後検討して参ります。また、 実績との乖離が大きくならないよう事業手法を検討し て参ります。	令和5年度	平成30年度以降交付開始者及び交付終了者の就 農状況について状況確認を行いました。また、今 後も継続して確認を行ってまいります。	取組中
					R6	要	事業目的が就農後の定着を図ることを目的として いることから、事業目的の達成状況を適切に測定で きる成果指標の設定を今後検討して参ります。	令和6年度	農作による市場価格の値崩れや、自然災害による 不作、生産資材の高騰などにより事業計画と実績 の乖離が発生していることを確認しました。 これを踏まえ、成果指標を「交付期間終了後も継 続して就農していることとし、年2回(7月・1月)の 就農状況報告書(決算書、作業日誌等)により、事 業目的である就農後の定着を確認しております。	整理済み

(令和3年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
157	こども政策課	75 333	意見	【児童クラブ賃借料補助金】 ○成果目標の数値に合理的な根拠が無い、成果目標値が合理的に算定されなければ、成果目標の達成度により事業の成果を測定することができなくなるため、成果目標値は合理的な根拠を持った数値を設定する必要がある。 令和元年度においては目標値よりも大きく上回ったことを踏まえると、今後は80%を超える数値を成果目標として設定することを検討すべきである。	R4	要	成果目標及び目標値の設定について検討します。	令和4年度	成果目標及び目標値の設定について検討します。	取組中
					R5	要	成果目標及び目標値の設定について検討します。	令和5年度	同事業は、令和2年度アンケート調査において満足度100%に達し、令和4年度から補助額が大幅に拡充したことにより事業の目的を達成している状況であるため、新たに成果目標の設定をせず、今後は、待機児童の推移を確認することで事業の目的を達成しているか確認してまいります。	整理済み
158	こども政策課	75 333	意見	【児童クラブ賃借料補助金】 ○成果目標に改善の余地がある 市においても待機児童数の解消を目指すべきという認識は同様であり、毎年待機児童数を把握しているため、成果目標に待機児童数を加えることを検討されたい。	R4	要	入所を希望する全ての児童を受け入れる体制づくりが求められることから、待機児童数を成果目標に追加することを検討します。	令和4年度	待機児童数について、どのような形で成果目標として設定するのか検討します。	取組中
					R5	要	待機児童数を次期子ども・子育て支援事業計画の目標値に加えるのか検討します。	令和6年度	待機児童数を次期子ども・子育て支援事業計画の目標値に加えるのか検討します。	取組中
					R6	要	待機児童数を次期子ども・子育て支援事業計画の目標値に加えるのか検討します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中
164	こども政策課	75 344	意見	【宇栄原小児童クラブ活動拠点整備事業】 ○成果目標が設定されていない、詳細な成果目標は設定され現時点において、詳細な成果目標は設定されていない。成果目標が設定されていないと、『事業の効果判定』や『事業実施上の課題抽出・次年度以降の改善』といった、いわゆるPDCAサイクルを適切に実施することが難しい。 したがって、適切な成果目標を設定する必要がある。	R4	要	事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。	令和4年度	整備事業としては完了しているが、今後は児童クラブの運用面にかかる効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討します。	取組中
					R5	要	整備事業としては完了しているが、今後は児童クラブの運用面にかかる効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討します。	令和5年度	令和3年2月に整備事業としては完了しているが、新たに別地区でクラブ舎を整備する際は、保育室の面積に対する児童数の確保を成果目標とします。	整理済み

(令和3年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指標事項区分	指標事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
174	こども政策課	76 361	意見	【神原小区児童クラブ活動拠点整備事業】 ○成果指標が設定されていない り事業の実施が放課後児童クラブの新設により児童クラブ待機児童の解消に資することを踏まえ、「児童クラブの待機児童数」や本事業実施による「放課後児童クラブ定員の増加数」等を成果指標とし、最終的に待機児童の解消を目指すことが考えられる。	R4	要	事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。	令和4年度	整備事業としては完了しているが、今後は児童クラブの運用面にかかわる効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討します。	取組中
					R5	要	整備事業としては完了しているが、今後は児童クラブの運用面にかかわる効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討します。	令和5年度	令和3年3月に整備事業としては完了しているが、新たに別地区でクラブ舎を整備する際は、保育室の面積に対する児童数の確保を成果指標とします。	整理済み
176	こども政策課	76 367	意見	【放課後児童クラブ利用料軽減事業】 ○詳細な成果指標が設定されていない 本事業の目的は生活困窮世帯の経済的負担軽減であることから、該当世帯の多くが補助金を申請・受給することを成果指標と結びつける必要がある。短期的な成果指標の設定に関しては、補助金を支給すべき児童者総数を把握し、総数に対する実際申請者数の比率を成果目標として設定することが考えられる。 一方、中長期的には、逆に貧困家庭を減らし補助金利用人数を減らすことを目指すべきである。	R4	要	事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。	令和4年度	事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。	取組中
					R5	要	事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。	令和5年度	生活困窮世帯の原因はさまさまで、世帯の状況も流動的である。また、当該事業の対象児童を把握することは個人情報取り扱いに制度上課題があることから、成果指標の設定は困難と判断いたしました。必要な家庭が当該制度を利用できるよう、周知活動を実施してまいります。	整理済み
177	こども政策課	79 367	意見	【放課後児童クラブ利用料軽減事業】 ○予算積算の根拠について 現状の予算積算方法には、以下の通り実態と乖離しているという問題点があるため、適切に算定されたい。 ・月額保育料10,000円は、保育料の最高額であり、保育料の平均額6,400円と乖離している。 ・対象者数434名は、令和元年6月時点の補助金申請者数であるが、令和2年度の利用人数594名と乖離している。	R4	要	予算要求時において、利用見込数をより正確に求め積算していきます。	令和4年度	利用見込数をより正確に求める積算方法を検討します。	取組中
					R5	要	予算積算の根拠について、保育料の実績値による平均額の算出及び事業利用率等から利用見込数をより正確に積算します。	令和5年度	予算積算の根拠について、保育料の実績値による平均額の算出及び事業利用率等から利用見込数をより正確に積算しました。	整理済み
179	こども政策課	76 375	意見	【放課後児童支援員等の処遇改善等事業】 ○成果指標に改善の余地がある 「放課後児童支援員等の賃金上昇」の実績値を集計するにあたって、県の調査結果を利用しているが、県の調査対象者には本事業による補助を受けられない者も含まれる。従って、補助金支出先児童クラブの処遇改善率又は処遇改善額を成果指標とすべきである。 また、具体的な数値による成果目標を設定すべきである。	R4	要	事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。	令和4年度	事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。	取組中
					R5	要	事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。	令和5年度	事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。	取組中
					R6	要	事業の効果検証をより適切に行えるよう、どのような成果目標の設定が適当なのかを検討していきます。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和3年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項 区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
180	こども政策課	58 81 377	意見	【放課後児童支援員等の処遇改善等事業】 ○資料の入手漏れがある 市は、各児童クラブが実施要綱に定める要件に則した運営をしているかどうかについて、実施要件を満たしているかどうかの自己チェックリストを提出してもらったにもかかわらず、実施要件に児童クラブ側が作成しなければいけない資料のコピーを提出してもらったことで、実施要件の充足状況を確認している。 しかしながら、一部資料について児童クラブから資料を提出されないまま、検査を終えていた。資料は漏れなく入手されたい。	R4	要	各クラブから資料の入手漏れがないよう担当職員に確認作業の徹底を指導いたします。	令和4年度	各クラブから資料の入手漏れがないよう担当職員に確認作業の徹底を指導いたします。	取組中
182	こども政策課	58 82 378	意見	【放課後児童支援員等の処遇改善等事業】 ○賃金改善額の算定の根拠が不明確 平成25年度当時に在籍していたなかった支援員に係るBの数値の根拠については、平成25年度の給与台帳を見ても不明確であった。 市は、Bの数値の根拠を明確にするよう児童クラブに指導し、必要に応じて検査時に数値の根拠を確認すべきである。	R4	要	賃金改善額の算定根拠となる数値の根拠の明確にするよう児童クラブに指導いたします。	令和4年度	賃金改善額の算定根拠となる数値の根拠の明確にするよう児童クラブに指導いたします。	取組中
					R5	要	賃金改善額の算定根拠となる数値の根拠を明確にするよう児童クラブに指導いたします。	令和5年度	賃金改善額の算定根拠となる数値について必要に応じて根拠資料を明確にするよう指導してまいります。	整理済み
185	こども政策課	82 381	意見	【放課後児童支援員等の処遇改善等事業】 ○本事業実施上の課題及び課題解消策の提案 前述に記載のとおり、主に実績報告書の提出及び実績報告書に対する市の検査において、多数の課題が発見された。理由毎に大別すると、以下のよう区分されると考えられる。 イ)担当課及び事業者が、関連する法令や厚生労働省からの通知を十分に理解していないことにより生じる問題 ロ)質の高い深度ある検査が実施されていないことにより生じる問題 ハ)担当課における人的リソースの不足 これらの課題点を解消するためには、担当課及び事業者が、関連する法令や厚生労働省からの通知を十分に理解する必要があるとともに、担当課がより質の高い深度ある検査を実施する必要がある。	R4	要	質の高い検査を実施するため、チェック体制の強化及び業務のデジタル化について検討します。	令和6年度	児童クラブ運営補助金の支出事務の効率化を図り、捻出できた時間を質の高い検査等に当てられるよう、業務のデジタル化を検討しています。	取組中
					R5	要	補助金支出事務の自動化について、関係課と一体的な調整を進めてまいります。人的リソース不足については、人員増を要求します。	令和6年度	運営補助金の支出事務にRPAを導入し、これまで手作業で行っていた事務処理の時間短縮を図られており、質の高い検査を実施するためのチェック体制について検討しています。人的リソース不足については、人員増による体制強化を関係課へ要望いたしました。	取組中
					R6	要	RPAの初期導入から、さらにRPAによる支出処理を定着させ、捻出した時間を質の高い検査等に当てられるよう、業務のデジタル化を推進します。人的リソース不足を苦については、人員増を要求します。	令和6年度	(実施後、その内容が記載されます。)	取組中

(令和3年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の 必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
192	観光課	80 394	意見	【観光協会運営補助金】 ○公益事業の定義が不明確 観光協会運営補助金交付要領第3条において、補助対象となる活動については、「観光協会の公益事業の運営に原る経費」と規定されている。「公益事業」の定義は画一的に決められているものではなく、その判断に主観が入る余地がある。 本事業における「公益事業」の定義について、補助金交付要領又は別の内部文書において、具体的に明記することを検討されたい。	R4	要	ここであらう「公益事業」は、「公益的事業」とし、例示的整理が必要との認識です。時代の変化にも対応できるように事業性質をもって定義できるよう取り組みます。	令和4年度	観光協会実施事業について、どの事業が公益的 事業に該当するか整理を行いました。	取組中
196	観光課	76 399	意見	【那覇大綱挽保存会補助金】 ○那覇大綱挽の経済効果試算について 来場者数に基づいて検証するに留まらず、「那覇大綱挽」まつりの経済効果を測定し事業の効果測定に利用すると、補助金1円当たりの経済効果金額により事業の効果が測定できるようになり、より適切である。 したがって、「那覇大綱挽」まつりの経済効果を試算することを検討されたい。	R4	要	那覇大綱挽まつりだけでなく、那覇三大まつりや他市内イベント等それぞれの経済効果を調査・試算 について検討を進めます。	令和6年度	経済効果の測定方法や事業者選定について検討 しました。次年度以降、予算確保して調査・試算 を実施してまいります。	取組中
197	観光課	87 400	意見	【那覇大綱挽保存会補助金】 ○自主財源の確保 寄付金・協賛金の増加させる施策が現実的であると考えられる。那覇大綱挽というイベントにおいて、協賛金を支出する企業にとって自社の宣伝増加に繋がる機会が多ければ、協賛金の獲得増加に繋がると思われるため、イベントを通じてどのように企業の広告宣伝ができるかを検討してみても良いのではないだろうか。	R4 R5 R6	要 要 要	那覇大綱挽まつりだけでなく、那覇三大まつりのイベントにおいて、それぞれ経済効果を調査・試算 について検討を進めます。 那覇大綱挽まつりだけでなく、那覇三大まつりや他市内イベント等それぞれの経済効果を調査・試算 について検討を進めます。 那覇大綱挽まつりだけでなく、那覇三大まつりのイベントにおいて、それぞれ経済効果を調査・試算 について検討を進めます。	令和6年度 令和5年度 令和6年度	コロナ禍以降、安全安心な開催が強く求められている中、更に物価上昇や人件費高騰等の影響により、祭り運営に課題が生じ、毎年改善を図りながら取り組んでいる状況であることから、引き続き安全安心な祭りの運営に注力しながら、経済効果の調査・試算について検討を進めます。 (実施後、その内容が記載されます。)	取組中 取組中 取組中
					R4 R5	要 要	棧敷席への企業看板の募集や、くす玉協賛など大綱挽保存会とともに検討を進めます。 棧敷席への企業看板の募集や、くす玉協賛など大綱挽保存会とともに検討を進めます。	令和5年度 令和5年度	R4はコロナ禍の開催により事前登録制を実施し、来場者の制限を課したため、協賛は募っておりません。来場者制限等を行わないR5年度より実施を検討します。 R5年度は、棧敷席の企業看板協賛、棧敷席の有料化、くす玉協賛、各企業団体等からの寄付金等にて自主財源の確保に取り組みました。	整理済み 整理済み

(令和3年度報告書分) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘事項区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
209	観光課	53 82 415	意見	【観光案内所運営補助金】 ○土産物店の黒字化について 市は、観光協会に対し、土産物店の収支黒字化について期限を設けて取り組んでもらい、仮に期限までに黒字化が実現できなければ土産物店運営業務の規模縮小や廃止を含めて検討することを指導すべきである。	R4	要	ショップの収支状況の傾向はコロナ期間を除けば改善傾向にあり、那覇土産の販売促進、認知度向上の機能面の向上を求めつつ成果指標の設定を協議し、一定期限を設けるよう努めます。	令和5年度	R4、観光協会と協議し、ショップの売上金額、来客者数、購入者数を成果目標とすることを決定しました。 販売促進の取組みとして、ネット販売へ向けて準備を開始しました。また、これまで離れていた観光案内所とショップを集約し、観光案内所への来客者がショップに流れやすくなることで集客数の増加を図ります。 祭りや物産展などへの出店強化、今年度は那覇ハリーイ会場での物販で予想以上の実績を上げました。	取組中
					R5	要	ショップの黒字化に向け、ネット販売や観光案内所とショップの集約を実施し、また具体的な成果指標と期間の設定について引き続き協議を行います。	令和5年度	ネット販売はR5.6.9へ開始しました。 観光案内所とショップの集約については、R5.8月上旬に工事完了しました。	取組中
					R6	要	ショップなどは黒字化について、5年間を目途に黒字化を目指すことで観光協会と協議し、今後は、毎年度、進捗確認を行いながら、補助金の対象範囲の見直しも含め、対応を協議してまいります。	令和6年度	令和6年度、令和7年度の実施計画予算要求において、観光案内所運営補助金からショップなどは除外しております。今後、ショップなどは黒字化については、観光協会の自主事業のなかで取り組みを進めていくこととなります。	整理済み

